

78
3
書全科百國

第百八十四編

明治四十一年九月出版

殖民政策沈論

法學士山内顯著

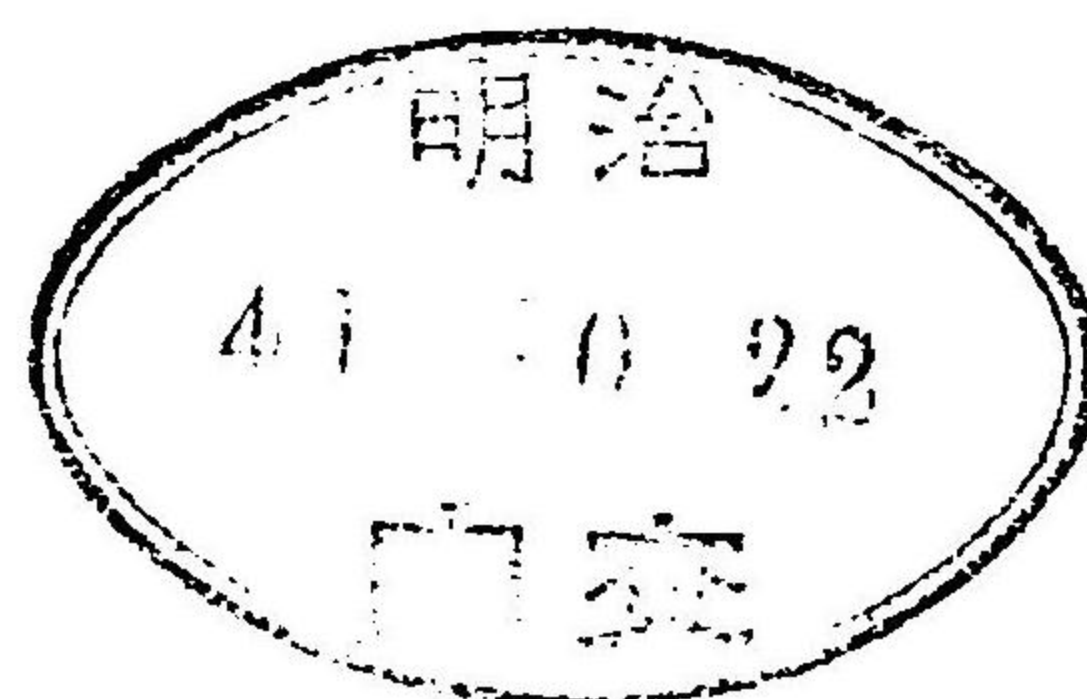
東京博文館藏版

78-3



法學士山内顯著

殖民政策論



東京博文館藏版

序 言

民族統一の時代は一轉して帝國主義の時代となりぬ、帝國主義は半面に於ては殖民的活動を意味す、殖民的活動に成功せざるよりは二十世紀の強國たる能はず、新進殖民國たる日本國民が、殖民政策に關する一般的智識を有せん事は極めて必要なり、然り而して殖民政策に關する良著の世に行はるゝもの乏きに至ては、吾人の切に遺憾とせざる能はざる所なりとす、余固不敏、自ら其器に非るを知るも、必要は終に本著を試ましむるに至れり、本著は日本國民をして殖民的活動に關する一般觀念を知得せしめ、以て二十世紀に於ける日本國民の奮起せざる可らざる所以を明にせんことを目的とするものなり。

本著参考する所の書は固より五六に止らざるも、其主なるものを
摘記すれば、

Caldecott, A., English colonization and Empire.
 Egerton, H. E., Origin and growth of English colonies.
 Girault, A., Principes de colonisation et de législation coloniale.
 Lanesan, J. H., de, Principes de colonization.
 Le Chateher, A., Questions d'économie coloniale.
 Leroy-Beaulien, P., De la colonisation chez les peuples modernes.
 Morris, H. C., The History of colonization.
 Reinsch, P. S., Colonial Government.

等となす、併し殖民の觀念を始め論究の順序組織に至ては、別に全
然憑據したる所あるにあらざるなり。

明治四十一年十月

著者識す

殖民政策汎論目次

第一章 緒論.....一

 第一節 殖民略史.....一

 第二節 世界と殖民地.....一七

 第三節 殖民的活動と思潮.....三三

 第四節 殖民政策研究の必要.....三〇

第二章 殖民の觀念.....三五

第三章 殖民の分類.....五四

 第一節 殖民の經濟的分類.....五七

 第二節 殖民の政治的分類.....六三

第四章 殖民の地理的分布

七一

第五章 殖民的活動の影響

七八

第一節 世界的影響

七九

第二節 國家的影響

八二

第一 政治的觀察

八二

第二 經濟的觀察

八八

甲 移民問題

八八

乙 資本問題

九六

丙 商業問題

一〇三

第六章 殖民的活動の目的と其の條件

一一九

第七章 殖民創設

一二九

第一節 私人的活動

一二九

第二節 特許會社

一三四

第三節 國家的活動

一四五

第一 原始的創設

一四八

第二 承繼的創設

一五二

第三 容假的創設

一五四

甲 被保護國

一五四

乙 一種の勢力範圍

一五六

第八章 母國に於ける統治機關

一五九

第九章 殖民地に於ける統治組織

一六三

第一節 被保護國及被保護地

一六六

第二節 直轄殖民地

一八九

第三節 代議制殖民地

二一一

第四節 自治殖民地……………二二九

第五節 同化殖民地……………二四〇

第六節 殖民統治に於ける傾向……………二五三

第十章 被保護國としての韓國……………二六一

第十一章 結 論……………二九七

目次

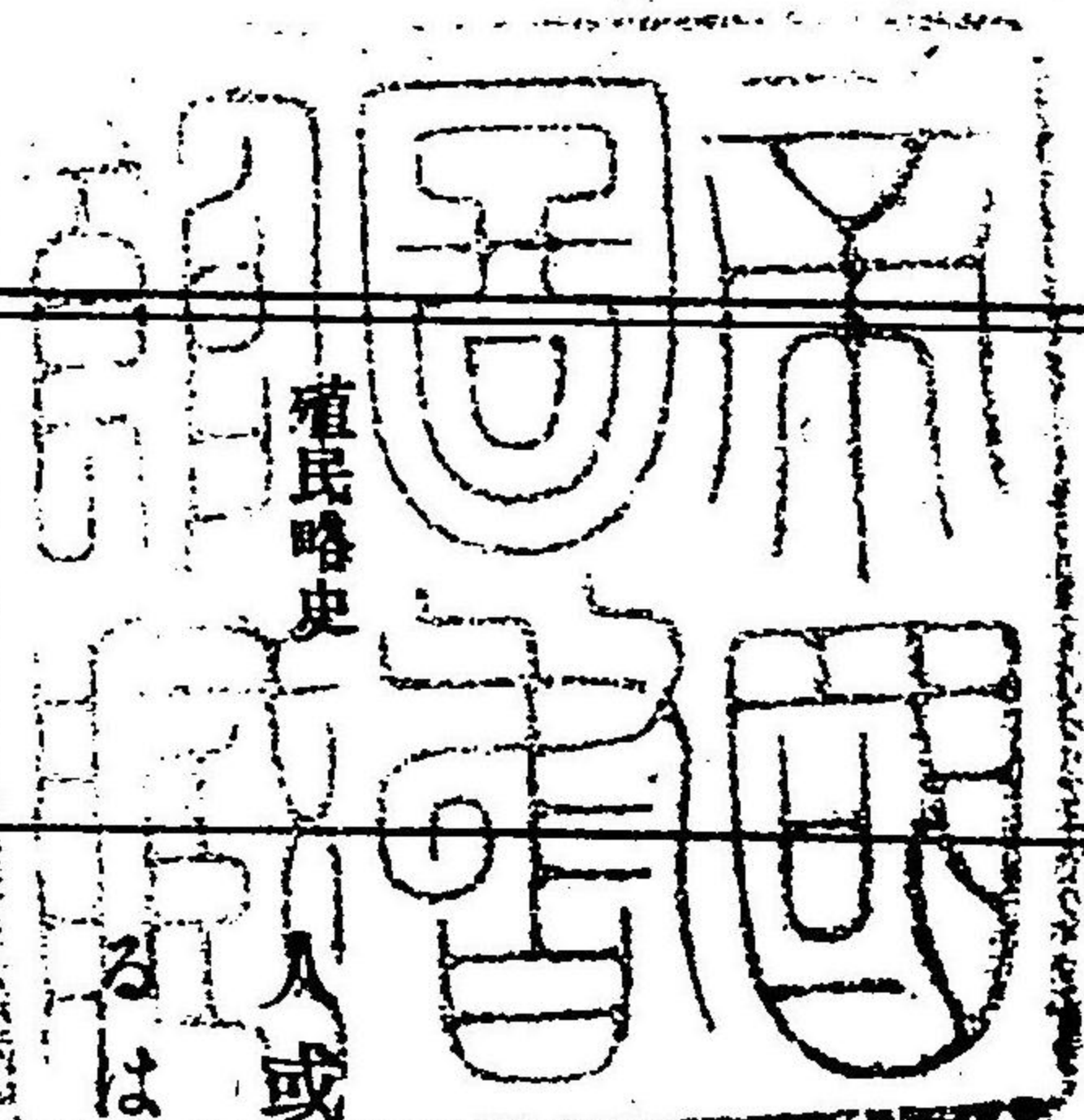
殖民政策汎論

法學士 山 内 顯著

第一章 緒 論

第一節 殖民略史

人或は曰く、殖民的活動は人類と共に生まれ、太古牧人の水草を追ふて轉々せ
るは即人類殖民的活動の起原なりと、之或意味に於ては眞理たるを失はずと雖
も今日の殖民の觀念を以て之を見れば、之唯牧人が自然の必要に迫られて移住
の行動を取れりと云ふに止り、未だ以て適當の意味に於ける殖民的活動なりと
云ふ能はず、太古に在りては殖民的活動の一要素たる民族の移住は之ありしも、
未だ近世的意義に於ける殖民的活動は存せざりしなり、之ルロア、ポーリニー氏
も亦其名著近世殖民論の序文に於て一致する所なり。



殖民略史

人類の殖民的活動は遊牧時代を經過し、一定の地域を領有して國家的社會を成したる民族に於て始めて見るを得る現象なり、國家的社會を成せる民族の殖民的活動の歴史は實益と興味とに充てりと雖も、之を詳述せん事は本書の目的にあらざるを以て、余は只殖民政策に關する一般的研究に便せん爲め最簡單に殖民的活動の歴史を記述すべし、若夫れ精細なる殖民史の研究は諸君請ふ自ら之を試みよ。

第一 古代

古代に於て先づ注意すべき殖民國は埃及なり、其殖民地は金鑛を以て有名なるシナイ半島及商業上の重鎮たりしサイプラス島を以て主たるものとす。アツシリヤ人は兵力を以て征服したる地方を殖民地としたりき、カルデヤ人、波斯人等も亦殖民的活動を怠らざりき、然れども殖民的活動が顯著なる態様を示し來れるはフェニシヤ以後なりと云はざるを得ず。フェニシヤ人が通商航海に於て世界史上最初の光榮を有せるは皆人の知る所

フェニシヤ人の殖民的活動

なり、而して吾人はフェニシヤ人の殖民的活動が之等通商航海等の事業と相伴へるを注意せざるべからず、狭小なる都市的國家は其増加する人口を收容するに堪へず、即ち勇敢なるフェニシヤ人は海を超えて地中海岸の諸方面に殖民せり、サイプラス、クリート、希臘半島、シ、リ、マルタ等より亞弗利加の沿岸は勿論遠くイベリヤ半島にまで殖民せり、而してフェニシヤ人が西班牙の銀鑛によりて巨利を占めたるは人の知悉せる所なり、フェニシヤ人は多く居留地制度による商業的殖民を有し、之に次て工業的殖民も亦多く之を有したり、フェニシヤ人が殖民地と母國との間に設けたる政治的連鎖は甚だ緩慢なりき、即殖民地は少額の租税を納め、母國は知事、元老院議官を派して行政を監督するのみ、殖民地住民は自由に其商業上の利益を收取するを得たり。

フェニシヤに次て興りたるは地中海南岸の霸王カルセージなり、即フェニシヤの殖民地の發達して、フェニシヤの滅亡後其地位に代りし者にして、サルジニヤ、マルタ、コルシカ等を主として地中海の諸方面に殖民せり。希臘人も亦フェニシヤ人に倣つて超海的活動を企てたり、其狹隘なる都市的國

希臘人の超海
的活動

家の領土は急劇に増加する人口を養ふ能はず、生活の必要は希臘人を驅て滔々國土を去て多島海以西地中海の諸方面に移住せしめたり、彼の以太利半島の南端大希臘の如きは其最著名なるものなり、斯の如く希臘人は超海の壯圖を企てて廣濶なる地域に移住撒布せられたりと雖、自由を樂しむ希臘人の天性は母國との政治的關係を連結するに至らしめず、故に余をして云はしむれば希臘人は移民せり殖民せずと云はざる能はず、固より宗教言語思想の上に於て希臘本土と希臘人の移住地との間には密切なる關係ありし事は拒む可からざる事實なるも、希臘人の自由性は移民團體をして自ら一の都市的國家を成さしめ、母國とは絶對的平等の關係に立ち、絶對的自由を享有するに至らしめしものなり、即ち希臘人の移民は殖民地を建設するに至らずして一の獨立の國家的社會を建設するに終れり。

希臘人が以太利半島の南部に占據して大希臘なる一國を建設し、地中海の中心なるシ、リーの一半を領して覇を地中海に争はんするに際し、新進の羅馬は蹶起しぬ、羅馬人は其天與の武力を以て半島を征服し、對岸の老獠カルセージと戦

希臘人は移民
せり殖民せず

羅馬の殖民

ふ事三期百二十年、所謂ビューニツク大戦を経て終にカルセージを屠り、紅焔天を焼く事十有七日、百萬の生靈殘存する者僅かに五萬に過ぎざる慘劇を以て地中海の帝冠を得たり、羅馬は斯くして地中海の沿岸を征服して之を殖民地とし、中央集權主義の政策に依りて諸殖民地を統率せり、羅馬は其征服地を征戰に功勞ある將卒に與へ、租税と兵役との義務を負はしめ、以て國の財力と武力の資源としたり。

前記の諸殖民國を始め殆んど凡ての殖民國は通商航海を以て殖民的活動の主たる目的とし、又は之を隨伴せしめたるに反し、羅馬の殖民は政治的野心の結果たる領土擴張に伴て起り、且其發展の徑路は海的にあらずして陸的なり、羅馬は道路を完備して陸上の交通により諸殖民地の聯絡統一を保ち、征服に便せり、之實に羅馬殖民に特殊なる現象にして、近世露國の殖民的活動が少しく之に類せるを見る、羅馬が何故に容易に滅亡したるか、は史家論客の好問題とする所なるが、余は殖民的活動に伴ふ經濟的政策の確立せず、又は誤れるを以て其一原因に數へんと欲する者なり。

第二 中古

中古に於ける
殖民

中世は所謂暗黒時代なり、一般文明の見る可きものなきが如く、殖民的活動も亦見るに足る者なく、殖民史は轉た寂寥を嘆せざる能はず、只地中海に於て以太利諸都市の商業上の繁榮は多少の商業的殖民を現出せしめたり、之等の以太利殖民國(都市的國家)はアマルファイ、ビザ、フロレンス、ゼノア、ヴェニス等なり。之等以太利の諸都市が地中海に商業的殖民を經營しつゝある間に、大陸の北部バルチック海沿岸にも亦同様の現象を生じぬ、即北歐を壓倒せるハンサ同盟都市の活動之なり、ハンサ同盟は初は共同防禦の目的に成れる都市の同盟なりしも、勢力の伸張自覺は目的を消極的に止めしむる能はず、急轉して積極的に活動せしむるに到れり、同盟都市は海外に市場を求めて之を商業的殖民地となしぬ、其最有名なるはロンドン、ノブゴロッド(今の露京)ベルゲン等なり。以太利諸都市の商業は希望峯を廻て東洋へ達するを得る新航路の發見と、南北亞米利加の發見によつて急劇に衰退し、其殖民的活動も亦自ら廢絶するに至れ

近世に於ける
殖民

り。ハンサ同盟の勢力旺盛なるに當てや、同盟市府は暴戾を事とし、爲めに海外諸市の惡感を得、遂に其市場を失ふと共に同盟も瓦解し、從て其殖民的活動も廢滅に歸せり。

第三 近世

近世の初に當て殖民的活動は勃興せり、印刷術の發明は智識の傳播を扶け、羅針盤の發明は遠洋航海を可能ならしめ、火藥の實用は蠻民の征服を容易にせり、文化の復興と共に人民の思想は漸く廣大を致し、歐洲人は海外的活動の慾望と征服の可能とを自覺し、滔々として超海の壯圖に赴きたり。希望峯航路の發見、米大陸の發見、東洋及太平洋中の諸島との交通は歐洲海國をして殖民的活動の好舞臺を傍看する能はざらしめ、航海者は名譽と満足の爲めに、學者は知識の發見の爲めに、宗教家は傳道の爲めに、軍人は征服の爲めに、商人は利益の爲めに、政治家は野心の爲めに、凡ての力ある才ある者の眼は超海の壯圖に向て注がれたり、斯くして歐洲諸國民は好奇心の怪力に刺激せられて自覺的に又は多くは無意

識的に殖民的活動の途に踏み入れり、之を要するに世界の廣さが充分に知られ、此交通が意外に容易なるの事實は、諸海國を驅て殖民的活動を演ぜざるを得ざらしめたるなり、殖民地又は殖民地とす可き土地が海路隔絶せるの結果は、先航海通商の事に長けたる強海國をして大殖民國たらしめたり、當時の海上王にして地中海及太平洋に對し最有利の地歩を占めたる葡萄牙及西班牙が、新領土發見の功績と共に大殖民國たるを得しは自然の數にして、羅馬法王が新發見地を東西に兩分して之を西葡二國に屬せしめんとしたるも亦當時の狀勢を察すれば毫も異とす可きにあらず、葡萄牙を殖民的活動に導きたる直接の動機は貴金屬奴隸等に對する慾望なり、コンスタンチノールの陥落と東洋との交通の杜絶は、海路による亞細亞貿易の發達を促し、亞弗利加探險の好奇心等と相錯綜して航海術の必要は先葡萄牙人を奮起せしめぬ、王子ヘンリーが努力奮勉航海の事に従ひたるは實に之が爲なり、千四百九十七年バスコーダガマが希望峯を廻りし以來、海路による亞刺比亞印度との交通は全く成功し、葡萄牙人は東洋の通商權を獨占するに至れり。千五百十一年にアルブケルクは印度のゴアを領取

し、スバイス島、紅海、波斯灣沿岸、マラッカ海峡等の支配權を收むるを得たり、斯くして葡萄牙は亞弗利加沿岸諸所に通商艦隊の碇泊港を定め、以て強大なる武力の保護の下に東洋貿易の獨占を行ひたり。千五百年には喜望峯を迂廻せんとせる葡萄牙商船暴風の爲めにブラジルに漂着して始めて南米の沃土は發見せられ、ブラジルは盛大なる殖民地となるに至れり。

然れども葡萄牙の殖民政策は宜きを得ざるものありき、通商の利益を獨占せんとする政策は、自然に專横抑壓を新領土又は通商地の住民に加ふるに至らしめ、終には殖民地に於ける勢力失墜の因を爲したり、之に加ふるに本國は西班牙王フィリップ二世の壓迫を受けて、國運傾頽又海外の事に力を割く能はず、東洋の殖民地市場は漸く西班牙和蘭に奪はれ、南米ブラジルも亦革命反亂の結果、終に千八百八十九年に至りて獨立の一共和國となり、葡萄牙の殖民地は今日に於ては甚だ狭小となりぬ、然れども尙亞弗利加に於けるギニヤ、アンゴラ、東亞弗利加領、ケーベルド群島、プリンセス島、セントトーマス島等と、亞細亞に於ける印度ゴ

ア、ダマラヂウ、印度諸島、澳門等面積約八十萬方哩を存す。
 近世初頭に於て葡萄牙と對立し、終に之を凌駕するに至れる大殖民國は西班牙なり、西班牙は當時歐洲の最大強國にして、コロンブスの米大陸發見以來發見の特權に因て、亞米利加大陸の主部及其他諸方面の新發見島地に殖民地を建設せり、其西印度諸島及南米の諸殖民地は母國商業の大寶庫なりき、西班牙は極端なる保護政策に基く干渉を以て、殖民地と本國との間の交通を制限し、以て一時の利益を收むるを得たりしも、世界の大勢は終に殖民地の開放を必要とせしめ、西班牙政府も亦商船隊の組織を廢するに至れり、而して西班牙の制海權衰へて英佛兩國が大西洋地中海に覇を争はんとするに及んでは、西班牙の保守的抑壓的殖民政策は全然失敗し、殖民地は相次て革命を起し、千八百十一年にはウェチツラ獨立し、以後千八百二十六年に至る十數年間に南米の西班牙殖民地は皆母國の羈絆を脱し、千八百二十六年ベルーの獨立を見るに及んでは、南米大陸又一の西班牙殖民地無きに至れり、而て米西戰爭の結果千八百九十八年にキューバ、ポートルコ、比律賓及スル諸島、グアム等を北米合衆國に割譲し、翌千八百九十九年に

現代の二大殖民國

ラドローン諸島、カロリン及ペリユー諸島等を獨逸に賣却したる今日に於ては、西班牙殖民地は八萬平方哩を亞弗利加に残せるのみ、即リオデオロ、アドラル、リオミニ、ケーブ、サン、チュアン、フェルナンド、ポー、アンナボン、コリスコ、グレート、エロベ、リツル、エロベ等なり。
 葡西兩國の海軍力の減耗と其商勢の不振とに乗じて巧に殖民的活動を試みたるは和蘭なり、和蘭は東洋に於ける葡萄牙の商權を奪ひ、其殖民地を取り、東印度會社を設けて以て東洋の商王となれり、然れども餘りに營利に急なるの結果殖民政策を誤り、會社は瓦解し、政府自ら殖民地經營の局に當りしも、時已に遅く、本國は佛國の併合する所となりて力を海外に割く能はざるの悲境に陥れり、奈翁の敗亡と共に獨立を恢復して復び殖民地經營に全力を傾注したれども、希望峯及錫蘭は已に英國の有に歸し、英國との協商によりて印度本土の大殖民地を抛棄し、現今に於ては東印度諸島及西印度諸島に七十八萬三千方哩の殖民地を保有するのみ。
 現代の二大殖民國は指を英佛二國に屈せざる可からざるは皆人の知る所なり。

佛國

佛國は十六世紀の初頭より印度洋に北米大陸に殖民地を建設せんとしたりしも、屢次失敗し、其漸く成功の緒に着きたるは、コルベール出で、殖民政策を經營するに至りし十七世紀後半以後の事に屬す、コルベールに次ぐにジョンローの辣腕を以てし、佛國の殖民地は駸々として繁榮の機運に向ひたりしも、十八世紀末に至り大革命の潮は滔々として全歐を洗ひ、就中佛國は其中心として革命に次ぐに革命を以てし、超海の事に意を致す能はざりき、斯の如く折角隆盛に赴かんとせし佛國殖民地も一時廢頽し、西印度諸島は多く英國に奪はれ、東印度に於ては東印度會社を起してボンデチエリーを根據地とし、大に印度本土を掠取せんと計りしも、英のクライブ等の爲めに敗られ終に功を成さざりき、然れども大革命終り奈翁戰爭を過去に葬るや、佛國民は捲土重來の勢を以て殖民的活動を復興し來れり、十九世紀に入りては佛國は、マダガスカル、アルジェリー、チュニスを收め、交趾支那、カンボチャ、安南、東京を領有し、牢固拔く可からざる地歩を占めたり、北米大陸に於ける佛國殖民は全く失敗に終りしも、南米に於ては、ギアナ、外三四の島嶼を領し、大洋洲に於ては、ニューカレドニア、オセアニカを保ち、亞弗利

英國

加に於ては前記アルジェリー、チュニス、マダガスカルの外、ギニア、コンゴ、サハラ、ソマリ、セネガル其の他許多の勢力範圍を有し、之に印度沿岸の二三港灣を加ふれば今日に於ける佛國殖民地の面積は實に四百二十二萬七千餘方哩となる。

大英國の名は吾人をして直ちに其殖民的大帝國たるを想はしむ、英國は已に衰運に傾けりと云ふ者あるも、英國が現代に於て尙最大強國の位置を占めつゝあるは、揮むべからざる事實なり、北米合衆國の獨立以後に於ても尙ほ北米大陸に加奈多あり、亞細亞に於ては印度は英國の寶庫にして、今日英國の富をなせるは實に印度に依ると云はる、東印度商會は十七世紀初頭より活動を起し、和蘭、佛國を半島より逐ひ、クライブ、ヘスチング等の健闘によりて印度は確實に英國の殖民地たる運命を得たり、濠洲は十八世紀末に於て英國流刑人の移住したる以來、漸次發展して十九世紀に入りては、移民の數年と共に増加し、東北部より漸次西南部に開拓され、終に今日の繁榮を見るに至れり、亞弗利加に於ては希望峯は其最良の殖民地にして、之に次ぐにナタル、オレンジ、トランスバールを以てし、其他

露國の殖民的
活動

英領東亞弗利加あり、英領中央亞弗利加あり、英領西亞弗利加あり、實際上英國の被保護國とも見るべき埃及と相俟て、英國の勢力は亞弗利加を壓せんとす、此他西印度諸島に、太平洋諸島に、亞細亞に有する諸島嶼、港灣、其他世界の各方面に亘る諸領地に、所謂日没を見ざるの國の名は空しからずして、全殖民地の面積を計上すれば、總計千百三十九萬五千餘平方哩の廣大なるに驚倒せしむ。

露國の殖民的活動は、其地理的關係よりして他の殖民國と趣を異にし、海岸線に乏しく従て海外に殖民地を經營するの機會と便宜に乏しきの結果、大陸續きに、即陸的に四隣を蠶食して漸次に領土を擴張したり、中央亞細亞の諸領及西比利亞は斯如くして露國の領有に歸したるなり、アラスカを北米合衆國に賣却したる今日に於ては、露國は海外に於ける殖民地は片土も之を有せずと云ふも可なり、印度波斯の北部が久しく露國の窺ふ所たるは世人の善く知る所なり、若夫れ滿洲朝鮮に事を構へて大戰敗の禍を招きたる最新の事件は此に詳述するを要せずして明ならん。埃太利も亦露國の如く陸的發展を試み、歐羅巴西南部に一、二保護領を得たり。獨逸の殖民的活動は最近に生まれり、獨逸は帝國統一と内

以太利

部組織の完成の爲に力を盡し、又海外の事を顧るの餘裕を有せざりしなり、千八百八十四年に至り初て自國商人の保護の名の下に亞弗利加に被保護地を設け、翌千八百八十五年には有名なる伯林のコンゴ會議によりて歐洲諸國と共に亞弗利加に於ける領土分割の條件を定め、勢力範圍を獲得して漸く殖民國の班列するに至れり、即トローゴランド、カメルン等より西南及東亞弗利加に殖民地を得たり、千八百八十五年より千八百九十九年に至る間に太平洋方面に於て、カイゼル、ウキルヘルムスランド、ビスマーク群島、マーシャル群島、ソロモン群島等を占領し、カロリン群島を西班牙より譲り受け、斯くして太平洋南部に於て有力なる根據地を占むるを得たり、而して千八百九十七年には獨清協約によりて膠州灣及山東省一角に租借權を得、以て益々殖民的活動を盛にするの基礎を作れり、獨逸の如きは殖民的活動を始めしより二十餘年に過すと雖も、其發展奏功の顯著なる實に驚嘆に値すと云ふ可し。

以太利も亦新進の殖民國なり、以太利は千八百八十年に東亞弗利加のエリトリヤ海岸に殖民地を定めしより以來漸次領土を擴め、千八百八十五年にはマッサワ

を占領し、後事を構えてアビシニヤ領のエシオビヤを被保護國とし、更に進んでアビシニヤ全土を自國の被保護國としたるも、後アビシニヤ軍の破る所となり、アビシニヤは獨立するに至れり、現今以太利はエリトリヤ、ソマリランドを殖民地とせり。

北米合衆國も亦新殖民國として注目さる可きものなり、合衆國がルイジヤナ、カリフォルニヤ、アラスカ地方に殖民しつゝありと云ふ者あり、殖民の觀念を移民事業、開拓事業にありとせば此言大に當れりとせんも、余は内國殖民を以て此に所謂殖民なるものと區別するの結果、上の例の如きは暫く殖民を以て見ざるなり、北米合衆國は千八百九十八年以後、布哇、玖馬、ポートルコ、比律賓、サモサ群島、グアム島等を屬地とし、此に漸く殖民國の班に入りたるものと云ふを可とす、合衆國がモンロー主義の消極的政策を捨て、急轉して帝國主義世界政策に依り、殖民國の間に覇を争はんとするは世界の大勢固より然らざる能はざるに因るなり。右の外支那日本其他東洋諸國の歴史に於て、殖民的活動の跡を探ねん事は有益なれども、本著の目的には必須にあらざるを以て之を省けり。

北米合衆國

第二節 世界と殖民地

殖民史を略述せる余は、更に進んで現に世界に於て殖民地及殖民國が如何に配分せらるゝかを、人口及面積に付て具體的に觀察し、以て如何に殖民的活動が重視さるべきものなるかの實物教訓となさんとす、唯憾むらくは此に引用せる統計が、同一年次に於て正確なる調査を経たる材料に據る能はざるの結果、主として千九百〇五年の政家年鑑に基き、其概數を擧げて満足するの已を得ざりし事之なり。

世界陸地の面積及人口

世界の陸地面積及人口

	面積	人口
歐羅巴	三、八六四、七五〇 <small>平方哩</small>	三九〇、〇〇〇、〇〇〇
亞細亞	一七、〇七四、〇五〇	八四九、一一〇、〇〇〇

亞弗利加	一一,五二一,五三〇	一三五,六六七,〇〇〇
大洋洲	三,四五〇,二二〇	五,九六九,〇〇〇
北亞米利加	九,二九四,三三〇	九七,二七〇,〇〇〇
南亞米利加	六,八一七,三九〇	三九,一五三,〇〇〇
計	五二,〇二二,三七〇	一,五一七,一六九,〇〇〇
内殖民地面積及人口		
歐羅巴	一九,八二〇 <small>平方哩</small>	一,七九二,〇〇〇
亞細亞	九,六〇一,五〇〇	四,一二,九五〇,〇〇〇
亞弗利加	一〇,七六四,六一〇	一,二三,八三七,〇〇〇
大洋洲	三,四五〇,二二〇	五,九六九,〇〇〇
北亞米利加	三,八二〇,七一〇	九,四六三,〇〇〇
南亞米利加	一,八一六,八〇〇	六,四八〇,〇〇〇
計	二七,八三八,五四〇	五,五四,六五九,〇〇〇

更に一步を進めて世界の主なる殖民國に就て其有する殖民地と本國とを比較せん。

英國	本國	一一,三九五,七九四	四二,三七二,五五六
佛國	同	二〇七,〇五〇	三五二,〇六三,五五五
獨逸	同	四,〇八九,〇七六	三八,九六一,九四五
以太利	同	二〇八,八三〇	五三,四一二,三四〇
葡萄牙	同	一〇二,七八二〇	五六,三六七,一八〇
歐露	同	一一〇,五五〇	一三,五〇八,〇〇〇
	同	一八八,五〇〇	三二,九六一,二四七
	同	三五,四九〇	九五〇,〇〇〇
	同	八〇二,九五二	五,四二三,一三〇
	同	一九九六,七四三	九,一五八,九五二
	同		一〇七,四四六,一九九

亞細亞の殖民地と殖民國

露國	六六五〇、九一四	二一、七四八、〇九八
合衆國	三、五六一、一一四	七六、〇五八、一六七
西班牙	一九四、七八三	一八、六一八、〇八六
和蘭	八〇、五八〇	二九一、九四六
日本	一二、六四八	五、五九一、七〇一
同	七八二、八六三	三六、一二八、〇六四
同	一四四、六五五	四六、七三二、一三八
同	九四、三五〇	一五、〇四一、〇〇〇

右の統計に於ては租借地等は之を加へず又本邦に於ては本國の内に樺太を加へず殖民地の中に我被保護國たる韓國を加へたり、尙數字は多少不正確なるを注意すべし。

余は更に亞細亞の殖民地が如何に殖民國間に分配せらるゝかを見んとす。

殖民國	亞細亞に於ける殖民地面積	同	人口
-----	--------------	---	----

以上を以て見るに世界陸地面積の約二分の一は殖民地にして、其人口の約三分の一は殖民地人口なり、固より殖民地中には漸次發達して獨立の一國を成すものもある可く、又當今の獨立國中には衰頹の餘他強國の屬地と化して殖民地となるの運命を有するものも尠からざるなり、又今日の殖民地中には西比利亞の如く廣漠たる地積を有しながら、地味氣候等の關係よりして多數の人口を包容し難き所あり、然れども兎に角世界面積の一半の上に其人口の三分の一を有するに過ぎざる殖民地が、將來尙多くの人口を包容し得るは推想して誤らざる所

英國	二、〇〇五、一〇〇	三〇九、〇八三、〇〇〇
佛國	二七二、四〇〇	二一、一八七、〇〇〇
和蘭	五七五、四〇〇	三三、三八五、〇〇〇
露國	六、五三一、九〇〇	二六、二三五、〇〇〇
合衆國	一一四、四〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
葡萄牙	七、七〇〇	九五七、〇〇〇
日本	九四、四〇〇	一五、〇四一、〇〇〇

ならん。

之を要するに現今世界の人口は殖民地に於て増加せんとするの傾向を示し、文明國の人口新市場、新工場、新文明等は皆殖民地と密切の關係を保つて發展し、各殖民國の經濟上の利益發達、政治上の勢力の消長は、實に其有する殖民地の發達其本國との關係如何等に因る、之即殖民政策が文明諸國によつて多大の注意を拂はるゝ所以なり、余は次節に於て各殖民國に於ける殖民的活動に對する政策輿論の經過を略説して諸君の參考に供せん。

殖民的活動と思潮

第三節 殖民的活動と思潮

千八百五十年二月、ジョン・ラッセル卿は下院に於て演説して曰く、余の見る所を以てすれば、我が殖民地が人口に於て富に於て増大して終には「吾人は今や英國の羈絆を脱して獨立するに足るの力を有す、吾人を英國に連結する綱鎖は餘りに不利なり、而して今や母國との友誼と同盟とによつて吾人自ら吾人の獨立を維持せんと欲するの時に際せり」と云ふの日あるを豫想す、而して余は此時期が

甚だ近きを信せずと雖も、吾人は殖民地自ら自己を統治するに要する萬般の施設を與へ且つ彼等自己の事務を處理するに足る充分の力を彼等に與へん、而して彼等が如何に人口と富とに於て繁榮に赴くとも、如何なる強國となるとも、此帝國の市民たる吾人は、唯世界の幸福の爲めに貢獻したりと云ふを以て満足せん哉」と。千八百六十四年十月、虞氏内閣の殖民大臣たりしスタンレー卿も亦、加奈多、濠洲等の大殖民地の獨立を豫想し、英國民は殖民地の強大幸福を望む、何等の野望なしと公言したり。印度の擾亂に際しては、コブデン氏は印度統治の困難を痛論し、よし之を統治し得たりとするも何等の利益なし、印度經營は唯英國々力を減殺するに過ぎ、宜敷之を抛棄す可しとしたり。ジスレリーも亦英國の殖民的活動を目して徒らに損失多く、負擔重くして、得る所之を償ふに足らずとし、「之等の價值なき殖民地は數年を出でずして獨立し、却て吾人を窮地に陥るるならん」と極言せり。之を要するに、英國に於ける十九世紀中央の輿論は殖民的活動の勞多くして功少なく、利する所は失ふ所を償ふに足らざるを見、以て國家の幸福の爲めには宜敷殖民的活動を止むべしとするにありしが如し、蓋近世

初期より荷、西等によつて行はれたる極端なる商業獨占が不可能となりたる結果は、特に殖民地の必要を輕うし、且つ諸國殖民地の革命獨立相次で起り、之に加ふるに佛國革命によつて傳播されたる自由思想と英國の歴史的自由の慣習とが其政治的思潮を支配したる時代に於ては、此の如き傾向を見るは自然の數のみ。

然れども何者か時勢の潮を支ふるを得べき、千八百九十六年に於てチャンバレン氏が商業會議所に於て演説したる所は如何なりしぞ、曰く諸君よ、余が殖民地が吾人と同一の感想を有せりと考ふるは誤れりや、殖民地が母國の大なる歴史より、彼等か現に有する自由の泉源なる名譽ある慣習より、彼等の祖先が常に名譽を博し得たる奮闘の歴史より、又恐らくは武器の勝利よりも一層光榮ある英國文化の譽より、自ら分離獨立せんとするの考を毫も有せずと信ずるは誤れりや、余は信ず、吾人の殖民地は、其一大結合を全うし、之を維持せんが爲めには決して努力を吝む者にあらざるを、否彼等殖民地は、彼等の凡てに屬すべき、此貴重なる遺産の持分を容易に拋棄する者にあらざるなり」と。之殖民地の分離獨立

を豫想せざるのみならず、却て其聯合團結を固うせんとする者にして、之を以て數十年前の輿論に比すれば、誰れか其變調の甚だしきに驚かざるを得んや。チャンバレン氏は、殖民大臣として、令名ありし人なり、其主義は殖民地聯合なり、保護貿易論なり、帝國主義なり、セシルローズと共に南阿戰爭を起したりと云はる氏は、印度、濠洲等の諸殖民地の維持發達の爲めに、トランスヴァールの分立を許さざりしなり、而して氏に依て代表されたる帝國主義の思想は、今日英國の輿論を支配する大勢力にして、其根本要件は殖民地の結合なり、殖民地と母國との密切なる關係の樹立及其共同の發達なり、即殖民地の重要視せらるゝは十九世紀中期の英國を見たる者の怪しむを禁せざる所なり、然り而して諸國の保護政策にも拘らず、自由貿易主義の英國が最近に於て、商工業上非常なる發達を遂げたるは主として、殖民地の發達に伴ふ恩惠なるは、近時英國が自覺したる所なり、而して又一方に於ては、十九世紀後半よりして、文明の面目を一變したる交通機關の發達完備は、遠隔の地に於ける殖民地と母國との結合を容易ならしめ、世界の各方面に散在せる殖民地の統一的支配を可能とするに至れり。

更らに眼界を廣うして歐洲列強の形勢を見るに、民族的統一運動が着々として成功し、獨逸帝國成り、以太利統一全きを見るに至つては、歐洲は忽ちにして權力爭奪の舞臺と化し、諸國の内部的活動は一轉して、其抑え難き野心を殖民的活動に恣にせんとするに及び、已に殖民地を有する者は其維持發達に、未だ之を有せざる者は之が獲得に熱中するに至れり。近時に至りて諸強國をして殖民地的活動に熱中せしむる所以は、上述の政治的理由の外、本國に於ける人口の増加と産業状態なり(後章述ぶる所ある可し)、之等の諸多の原因は極端なる自由主義より英國の輿論を動かし、終に最近に於ける殖民的活動の熱心を見るに至らしめ、強固なる殖民地と母國との聯合を企つるに至らしめたり。

佛國に於ても十八世紀の末革命の機運が佛國を中心として全歐を風靡したる時に際しては、殖民地經營は殆ど忘却せられたり、奈翁戰爭終り、歐洲の秩序漸く恢復するに及んでも尙殖民地は輕視せられ、フェデルブ將軍の北亞弗利加遠征すら、國民の歡心を得る能はざりき、佛國人は千八百六十五年に於てブルボスト・バラドル氏が、殖民事業を以て人類將來の運命をトすべき活動なりと云へるに

よつて稍覺醒せられ、普佛戰後に於て即千八百七十三年に、ルロア・ポーリユエ氏が近世殖民論 (*De la Colonisation chez les peuples modernes*) を公にするに及び、レオン・セー氏一派の殖民的活動を輕視する傾向に反對して、翕然として、殖民地の重要を認むるに傾き、爾來佛國民は普佛戰爭の敗衄の耻を海外の成功に雪がんとし、孜孜殖民地經營に努力しつゝあり。

獨逸の殖民的活動が最近に始まれるは前節已に之を述べたり、晩年に至つては自ら殖民政策の主動者を以て居りたるビスマークすら、帝國統一事業を終るまでは毫も殖民的活動の重要を悟らざりき。千八百八十年に於てすらサモアに於ける獨逸海商會社の保護案が議會の否決する所なりしを見れば、如何に獨逸國民が當時に於て殖民事業を輕視したるかを知らん、然るに今日の獨逸は、如何英佛が重大なる利害關係を有するに比しては、殆んど何等利害關係を現在に於て有せずと云ふも可なるモロッコ問題に全力を傾注するカイゼルを見ずや、之實に獨逸が將來に於ける殖民的活動の基礎端緒を拓かんとするの野心を證する者なり、博士ヘルフェリッヒ曰く、世界に於ける政治的及通商政略的潮流及進化

の趨勢を觀察したる者は、何人も所謂帝國主義と稱する思想及計畫の流行と共に、海外所領地が歐洲文明諸國の外交政略及經濟政策に益々重大の關係を有するに至りたるを覺悟すべし、獨逸國の如く其人口は迅速に増加し、其外國貿易は益々發達する國に於て、未來の政治上及經濟上の大成を期する以上は、殖民地の財源を利用することの如何は國計に取り死活の問題なりと云はざるべからず（森孝三氏譯參照）と、之實に獨逸今日の輿論を代表する者にして、同時に歐洲政治家の以て座右の銘とする所なり。

露國も其大陸的侵略的に殖民地を擴張し來れるが、十九世紀末に至つては關東州を收め滿洲を掠め、太平洋岸に出でんとの大野心によつて巨億金を投じ、終に日露戰爭の因を成せり。

吾人にして目あらんか、吾人は世界の各所に殖民的活動の重要を示せる文字を讀まざる能はず、吾人にして耳あらんか、殖民的活動の緊急を説くの聲を聞かざる能はざるなり。ルロア、ポーリユエ氏の近世殖民論第三版序文に曰く、本書は第三版に於て著しき内容の増加を見たり、之殖民事業の發達の結果に加ふるに

獨逸及以太利なる新殖民國の現出を見るの最近状態によるものなり」と而してジロー氏は曰く、十九世紀末に於ては殖民史上更に驚くべき事件を見るに至れり、其は從來殖民的活動は歐洲人の獨占する所なりしに、十九世紀末に至つて、北米合衆國のキニューバ、ポートルコ、比律賓等を殖民地とするあり、日本も亦臺灣を以て殖民地とするに至れり、今や歐洲文明國以外の國民も亦殖民國民として活劇場裡に現はれ來れるを以てなり」と、余は世界の識者が已に殖民的活動の歐洲人のみの獨占にあらずして、世界文明國に共通に見るを得る現象なりとするに至れるを欣ぶものなり、何となれば殖民政策の問題が國家死活の大問題なるはヘルフェリツヒ氏の云へる所の如く、而かも生存と繁榮とを争ふべき國家は歐洲諸國のみに止らず、米大陸亞細亞の強國も亦須らく殖民的活動に充分の成功を收むるの必要あるを以てなり。

殖民的活動は過去に於ては眼前又は近き將來の商利又は名譽心を動機としたり、然れども今日に於ては各殖民國は一層大なる必要に迫られ、永遠の基礎の上に建設されたる國是の示す所に從て、自覺的に殖民的活動に従事するに至れり、

されば殖民事業に對する強國の競合は日に激烈を極め、民族主義より一轉して帝國主義となり、更らに世界政策の見地に基て殖民的活動に全力を盡すは、膨脹的國民必然の傾向なり、ジロー氏曰く「未來は善く殖民政策の條件を理解し、之を活用する國民にのみ屬す」と、蓋し殖民政策に成功せざるよりは、世界政策に成功するを得ず、從て二十世紀史の立役者たらんとする者は、須らく殖民事業に力を盡さざる可からず、然らざれば終に社稷を危うすべきを意味せるなり、新進殖民國たる日本の奮起を要すべきや云はずして明なり。

殖民政策の研究

第四節 殖民政策の研究

歐洲列國の殖民政策に對する態度が最近數十年間に全然其面目を一變し、今や一種の狂熱を以て殖民的活動に對するに至れるは前節之を述べたり。歐洲諸國の政治家、經濟學者、新聞記者等は常に曰く「歐洲は政治的に將た經濟的に白人の舞臺としては餘りに狭小となれり」と、帝國主義世界政策等の文字が現代の寵兒となれるは實に之が爲めにして、殖民的活動が日に激烈なるに至るも亦實に

之が爲なり。ルロア、ポリュー氏は經濟學に於て述べて曰く「殖民は過去現在未來を通じて最重要なる經濟現象の一なり」と、又曰く「文明民族が常に享受せる福祉の大部分及其産業上、社會上の大なる進歩は實に殖民に因れり」と、思ふに當今國際競争の激甚なるに際して、殖民的活動の緊切なる必要を感ずるは各國皆然り、而して殖民政策の成敗は國家の將來を卜する龜甲の如し、否國家の興廢其者なり、經濟學者が「多くの殖民地を有する國家は現在に於ては知らず、將來に於ては必ずや強大國たる可し」と云へる、誠に眞理たるを失はざるなり、然り多くの殖民地を有するものにして、殖民政策を誤るなく、畫策其宜しきを得ば、邦家の隆盛は期して待つべきのみ、而して現に殖民地を有せざる國家も、亦將來に向つて其富強を争はんとする希望勇氣を失はざる限りは、進んで殖民地を創設し、之を經營するの方策を考へざる可からず、即殖民的活動に關する一般的法則を研究する必要此に存す。

然りと雖も、殖民政策の研究は甚だ困難なり、殖民政策學なるものゝ存在するや否やは、今日に於ては一の争點たり。各國の殖民地を建設する方法、其内治、行政、

母國との關係の如き、各國民の思想、法制、慣習、其地理的關係の異同によつて一様ならず、紛々錯雜して其間に統一され得べき原則の發見は實に困難なり、而して最近の意味に於ける殖民的活動が世界の各方面に起りしより、時の経過は甚だ短少にして、殖民國の競争奮闘は益々急に、時々刻々に其活動の歩度を大にするの必要は、殖民的に自覺したる諸國をして、靜かに其過程を省み、其足跡を察して以て歸納的に將來に對する政策の根據を發見するの時を與へず、斯くして今日の殖民政策を説く者、多くは單に國別法によつて其殖民地の沿革を叙するに止まり、未だ殖民現象を彙類分科し、之を概括し統一して一定の組織の下に殖民的活動の通則を叙説したる者あるなし、而して殖民政策の成敗が一國將來の運命を決すべきものなりとせば、殖民現象の科學的研究は益々急務なるを覺ゆ、余の本著を試るは實に此必要に刺激されたるに因れり、然りと雖も余の痴愚を以てして敢て此必要に適へりと云はんや、余唯試みんとするのみ、殖民政策の科學的研究の完成は之を堂々たる經濟學者政治學者の精力に俟たざる能はざるなり。殖民政策學は未だ科學の體を成さずとするも、殖民現象が科學的研究の對象た

るを得るは明なり、今日に於ては社會學の如きは複雑なる社會現象を對象として成立せる位にして、人類活動の一部局たる殖民現象も亦其間に通則の幾分を有すべきは、人類の活動たる事已に之を想像せしむ、而して又實に此通則の存在を見るなり、此故に歐洲諸殖民國に於ては、皆科學的研究を目的とする殖民學會ありて、漸次其研究を進めつゝあり。吾人は又殖民的活動が一の科學的研究の對象たり得る證據を國際殖民學會に見るを得べし、此學會は各殖民國の特殊的政策以外に立つて、殖民事業に關する一般政策の純科學的研究を目的として起れるものなり、國際殖民學會の第一回は千八百九十四年にブラッセルに開かれ、後千八百九十五年には、ヘーグに、千八百九十七年にはブラッセルに、千八百九十九年には巴里に、千九百〇一年にはヘーグに、千九百〇三年には倫敦に會議を開き、各國の代表的殖民政策學者が參集して重要問題を討議探究し、其結果の出版せられて世を益したるものも亦尠からず、千九百〇四年五月には會議はウイスバーデンに開かれ、殖民地に於ける立法「殖民地に於る鑛業問題」殖民地に於ける資本の構成組織等の問題に付て獨佛委員の調査報告に基き討論攻究せられた

り、千九百〇五年に於ては羅馬に開會せられ爾後永續して開會を見るべきなり。此國際殖民學會の如きは明かに殖民政策學の存在の可能を推想せしむるものと云はざるを得ず。

ジロー氏は殖民政策を以て兒童教育學 *Pedagogie* に類せりとせり、氏曰く「殖民政策學は純理科學にあらずして應用科學なり、即技術の原理を探究するものなり」と思ふに殖民政策學が殖民的現象の間に存する因果の關係を探り、政策成敗の通則を論究する以上は、之を以て一の應用的科學なりと云ふは當然の事ならん、然れども之を以て兒童教育學に類せりとするの可否は疑なき能はず、兒童教育學に類せりとするの理由は、殖民地の發達が終に母國と分離せる一獨立政治團體の化成を見るべきを前提とす、然れども之今日の殖民政策の根本觀念と矛盾せり、何となれば今日の殖民政策は其基礎を殖民地統一、殖民國の帝國的膨脹に置くを以てなり。一般經濟學者は殖民的活動の研究を以て應用經濟學の一分科なりとせり、之實に殖民地と母國との間に於ける經濟的關係を重要視するの結果たり、此見解必しも不可なるにあらずと雖も、吾人の注意すべきは今日の殖

民問題の主要なるものは、經濟的重要の度よりも寧ろ政治的重要の度の多くを含む事之なり、此故に余は殖民政策學を以て經濟學と政治學との中間に在つて、殖民現象を中心として統一されたる社會諸學中の一なりと見るを適當なりと信ず、余の研究せんとする所は實に殖民的活動を政治的經濟的方面より觀察したる者なり。

第二章 殖民の觀念

殖民の觀念

殖民なる語は殖民地及殖民する事の二義を有す、第一の意義に於ては全く英語の *colony's* 觀念を同一にし、第二の意義に於ては *colonization* と同じく働き即殖民的活動を指す、殖民の觀念を明にせんとせば、先づ殖民地とは如何なるものなるやを研究するを便とす、*colony* は雜多の意味を有し正確の定義は之を與ふる事頗る困難なり、レオン・セー氏の經濟辭書は殖民に關する散漫なる説明に附言して曰く「殖民の定義は到底完全に之を下す事能はず」と、然れども殖民現象を以て研究の對象とする本書の如きにありては、可能的精確なる定義を與ふるを可と

す。
 colonyの語源は拉丁語の soloに發す、soloは耕耘を意味し、colonusとなりては農夫を指し、轉じて coloniaとなり、耕地農夫の住所を示す語となれり、此拉丁語は終に轉じて colonyとなれるなり、語源斯の如きを以て、殖民なる文字は多様の觀念を含み、農業耕作移住等の意味今日尙密切の關係を有す、ウエブスター字典に「殖民とは母國を去り遠隔の地に移住し、開墾農業に従事し、永住して母國の法律に服従する人民の一部なり」と云へる如きは、殖民の語源に最忠實なる説明なり、然りと雖も文字の意義は時代の變遷に伴て轉化するものにして、語源の研究は字義解釋の推定の基礎たるを得べけんも、未だ必しも以て其の最終の意義を決定すべき根據となすに足らず、故に吾人は語源の研究を離れて、現に如何なる意味に於て殖民なる文字が用ゐらるゝか、又如何に用ゐらるゝが、適當なるかを稽へざるべからず、然り而して余は今日の殖民なる觀念は、單に移住とか、農業とかの簡單なるものにあらざるを信ず。
 余は先殖民—殖民地の定義を掲げ之に付て其觀念を説かんとす。

殖民の定義

殖民の定義。

殖民とは母國の不可分領土外に在りて、母國と政治的從屬の關係を有し、母國の移民によりて指揮經營さるゝ社會なり。

之殖民現象の通素を探りて得たる定義なり、殖民現象は停止せる状態にあらず常に推移變化する一の經過的現象なるを以て、右に述べし、余の定義の構成要素中、各殖民地により幾分其存在の度を異にするは免れざる事に屬す、余は最完全なる形に於ける殖民地を對象とする定義を試みたるなり。

形式的要素

余の定義につき、各要素を擧げて少しく解説を試む可し。
 形式的要素。

甲、母國の不可分領土外に在る事。

乙、母國と政治的從屬關係を有する事。

實質的要素

實質的要素。

丙、母國の移民によりて指揮經營さるゝ事。

丁、一の地域的社會なる事。

以上四要素を具ふるものは、余の以て殖民地と呼ばんとする所の者なり、而して殖民地が一定の土地の上に存する人類の社會なるの點は別に説明を俟たずして明なるを以て余は次に甲乙丙の三點に付て少しく述ぶる所あらんとするなり。

母國の不可分領土外

甲、母國の不可分領土外に在る事。

不可分領土とは英語の所謂 *The integral parts of the national territory*. なり、一國の歴史上政治上の關係よりして、其領土の或部分に特殊の重要を認め、之を固有不割讓のものとなす時、即不可分領土の觀念を生ず、不可分領土の觀念は主として政治的歴史的に定まり、國民の確信に、其基礎を有するものにして、之を法の明文に規定する如きは寧ろ例外なりとす、固より公文書等にて明白に不可分領土の文字を用ふる者殆んどなく、間接に之を推定せしむるを常とす。

殖民國の不可分領土は母國の領土を形成する部分にして、國家の目より見れば自ら殖民地に於ける領土とは異なる意味を有す、和蘭憲法の如きは明文を以て憲法適用の區域を定めたるを以て、不可分領土の限界は自ら明瞭なり、英國に於

ては普通合衆王國の名を以て母國を指示するが故に、其不可分領土も亦自ら推定さる、其他諸殖民國も自然に不可分領土を認めて母國と殖民地とを分つも、中には兩者の限界不明なる者あり、例へば露國に於ては不可分領土の觀念不定にして、西比利亞の如きも亦殖民地と認めざる傾あり、之露國が領土膨脹政策によつて侵略主義を採り、略地を以て直ちに專制政治の下に置き、領土は凡て帝室の財産たるが如き觀あるを以て、別に不可分領土の觀念を生ぜざりしならん、然れども一般の學者政治家は *Proper Russia* 歐露を以て母國とし、西比利亞、小亞細亞等其他の領地を以て不可分領土外に置き、之を露國の殖民地と見る事常なり、余も亦露國の政治上、歴史上、地理上の理由によつて、一般の説に賛同する者なり、我國に於ては曾て憲法の効力に付て爭論ありたる臺灣も、歐米學者政治家等は見て以て日本の殖民地とせり、余は日本人は一般に臺灣を以て日本の不可領土以外に置くを信ずるを以て、殖民の他の要素に缺くるなくんば、臺灣を以て我殖民地なりと云ふの決して不當ならざるを信ず。

殖民地は一國領土の不可分部外に在るを要件とするも、殖民國の領土なる事は

必しも必要にあらず、即殖民地は母國の領土外に在るも可なり、彼の安南チエニススの如きは佛國の被保護國にして、法律上の意味に於ては領土主權は佛國に在らざるも、尙佛國の殖民地と見て差支なし、被保護國の外、勢力範圍と呼ぶる者の中に於ても、殖民國の領土主權に屬せざる者あり、要するに殖民地は母國の不可分領土外に在る地域團體なり。

母國と政治的
從屬關係

乙、母國と政治的從屬關係を者する事。

苟も一の地域的社會を以て一國の殖民地なりとせんには、程度の差こそあれ、多少の政治的從屬關係を、母國との間に見ざる可からず、人或は國性の同一宗教言語思想慣習風俗等の類似を以て、殖民的關係を盡せりとなす者あるも、論者の説に従へば吾人は加奈多の一部を以て佛國の殖民地なりとし、現在の北米合衆國を以て英國の殖民地なりと云ひ、更に進んでスタンダード辭書が第二の意義として掲げたる如く、ニユーヨーク市に於ける支那殖民を認めざるべからざるに至らん固より此種の問題は絶對的可否を決し能はざるを以て論者の説必しも不可なるにあらず、然れども余を以て見るに之餘りに殖民の觀念を擴張し、又或

母國移の民に
依る指揮經營

意味に於ては餘に限定し、即ち安南の如きは佛國の殖民地にあらずと云はざるべからず、爲めに普通の觀念に反し、研學の便宜に缺くる所多きを以て、母國と殖民地との關係は主として政治的從屬關係を認めて以て要素とするを可とす、此故に加奈多の一部も佛國の殖民地にあらず、合衆國は英國の殖民地にあらず、ニユーヨーク市中適當の意義に於る支那殖民地を見る事なし、而して一方に於ては、加奈多、喜望峰殖民地、濠洲、印度等は、殆んど一國の態を成せりと雖も尙多少の度に於て英國主權に服従すべきものなるの故に、以て英國の殖民地たりと云ふべし、例へば加奈多、濠洲の如き自治殖民地にありては、責任内閣を有し、殆んど自由立法權を行ふ議會を有すれども、英國元首は尙不裁可權を留保し、殖民地は母國の根本的利益に反して行動する能はざるの制限を有するが如し、況んや保護條約に基く殖民地、自治制を認められざる直轄殖民地の如きに在りては、母國に對する從屬關係は至て明白なり。

丙、母國の移民に依て指揮經營さるゝ事。

移民が殖民の一要素をなせるは、多くの人が移民其者を以て殖民なりとなすに

も知るべく殖民の語源にも見らるゝ所なり、ラネツサン氏が云へる如く、殖民史は移民史と混同され、殖民と移民とは同一概念と見らるゝ事多し、然れども兩者は全然同一の觀念なりと見るべからず、移民あるも殖民なき事あり、獨逸人の多數北米合衆國に移住するや、或都市に於てはアングロサクソン族の米人よりも移住獨逸人の方多數なる事あり、然れども殖民の他の要素を缺くを以て、之等の都市を目して獨逸の殖民なりと云ふは當らず、前例加奈多の場合に於ても、佛國移民は之有り、佛國殖民地は之無しと云はざるを得ず、然れども亦吾人は移民なくして殖民を想像する能はず、移民は他の要素と相俟て殖民の觀念を成す者なり。

吾人は移民の文字を以て現實に母國民の移住したる者及其子孫を含むものとす、殖民地は氣候風土の關係よりして、又は交通の便宜開明の程度如何により、土民に比して僅少の母國移民を容るゝを得るに止る地方、例へば熱帶地方亞弗利加の一部交趾支那等の如きあり、此如き殖民地に於ては、殖民國よりの移民は唯社會上樞要の地位を占め少くとも政治上多數の土民に對して指揮監督の地位

に立つのみ、反之温帶地方にして人口密度低き地方に在りては、母國移民の數は夥多に止るを得べし、併し母國移民の團集をのみ指して殖民と云ふは、移民と殖民とを同一觀念とする者にして余の探らざる所なりとす、此故に殖民地に於ける母國移民と土民又は他國移住民の數に於ける多少は吾人之を問ふを要せず、母國移民は比較的少數なるも、之等移民が殖民地に於て主として指揮經營の衝に當るあらば、吾人は見て以て殖民ありと爲さざるを得ず、即印度ジャバの如きは土民夥多にして單に人口の點より見れば殖民地と見るべからざるが如きも、母國移民が政權を掌握し、經濟的社會的に諸方面の主たる地位を占むるを以て、尙殖民地なりと云ふを得。

人或は殖民地への移民は永住の目的を有すべき事を條件とする者あり、之必しも不可なるにあらず、唯主として指揮經營すと云ふ以上は、其經營が永續性を有する限り、自然移民も永住の目的を有する事常なり、又移民の動機に考ふるも、後別に述ぶる所あらん、多くの場合に永住の決心を有するものなるを以て、特に之を明言するの要なく、又實際に於ては熱帶地方の如きは、殖民國人民の永住に適

せず、移民は永住の決意を有せず、出稼を目的とする者なきにあらず、然れども多少永き期間を豫定して移住したる以上は、之亦殖民經營の主位を占むるを得べく、從て之等の移民も亦殖民の觀念の一要素と爲すに足る、勿論一時の旅行者の如きは移民を以て見るべからざるなり。

以上の三要素を具備すれば、最完全なる意義に於ける移民の觀念を得べし、然りと雖も前に云へる如く殖民現象は固定せる現象にあらず、推移變遷の一過程を以て見ざる可からず、此故に之等三要素が存在する程度は凡ての殖民を通じて同一なりと云ふ能はず、例へば亞弗利加に於て諸國が有する勢力範圍の或者の如きは、形式上政治的從屬關係は勢力分定の協約強國間にのみ假定せられて、實際に於ては勢力範圍其者との間に確立されず、又母國移民の移住して經營活動する者少なき地域なきにあらず、即此如き勢力範圍は形式上に於ては不完全なる殖民地にして、實質上は未だ殖民を以て見る能はざる程幼稚なる者あり、即ち最完全なる意味に於ては殖民地と云ふ能はざるならん、然れども之等勢力範圍は諸國の殖民政策の目的物として、形式的にも實質的にも、勢力國の殖民地とし

て發展せんとしつゝあるは、近年の傾向之を證して餘あり、此點に於て之等勢力範圍は幼稚なる殖民地と見るを得べく、將來の發展は期待するを得るの故に尙之を自するに殖民地を以てし、殖民政策研究の目的に加ふるは便利なりと信ず。殖民地の發達したる者にありては、殖民地と母國との間の政治的從屬關係は、或は密切となりて同化的傾向を示し、或は粗緩となりて分立的傾向を示す、佛國殖民地アルジェリーの如きは沿革的理由不可分領土外なりと云ふによつて殖民地と呼べる、外、多くの點に於ては母國の州と同一方法に依つて統治さる、佛國學者の Colonies assimilées 即同化殖民なる者之なり、アルジェリーの如き同化殖民は殖民を以て見る可からずと論ずる者あり、其理由とする所は統治の方法及經濟上の組織佛本國の他の州に於けると異なるなきを以てなり、思ふに殖民的活動の究局する所は國家の膨脹に在り、而して殖民地漸次に發達して、ラッセル卿が所謂吾人は母國の羈絆を脱して獨立するに足るの力を有すと云ふ程に富強となるに至り、尙母國との政治的關係が隸屬的たらんは殖民地の甘する能はざる所なると共に、實際上不可能の要求なり、分立的傾向此に於てか起る、英國の自治

殖民地の將來に關する最大の問題は實に如何にして此分立的傾向を抑止し、以て統一的大英國を建設せんかの點に在り、而して分立的傾向を矯めて殖民的活動の目的なる國家其者の膨脹を計らんとせば、母國も殖民地と同一の位置に立つて、新たなる政治的組織の下に統一されざるべからず、殖民地發達の極致する所は實に母國の膨脹にあり、同化殖民は殖民發達の最後の形式の一にして、沿革的理由に基く外は母國の他の領土と殆ど異なるなきなり、不可分領土外の領土及他の主權の下に在る殖民地は、漸次の發達の結果として自ら殖民國の領土となり、尙進んで不可分領土の中に加はらん事を要求す、然らざれば分立あるなり、第九章參照、之を要するに殖民國と殖民地との關係は、形式的にも實質的にも外面的關係より內面的關係に發展すと云ふを得べし、即初めは別箇の政治的經濟的團體としての關係に基いて、兩者の間には隸屬的從屬關係を見、漸次發達して分立同化の傾向を具有し、分立して全然獨立の主權國となる事、北米合衆國又は南米舊西班牙殖民地の如くなるか、或は母國と同等の資格に於て同化せらるゝ、內面的從屬關係を見るに至る傾向を見る、今日の殖民を通覽する時は是等過程の

一切を目撃するを得べく、從て殖民の觀念は確立し難しと論ずる者あるに至るなり。

殖民現象は固定の體形を示す者にあらずして過程プロセスの一段に命じたる名なり、殖民地發達の結果分立的傾向勝を制せんには殖民地は即消滅して一の獨立國を現出すべく、同化的傾向成功せんには殖民的活動は其終局の目的に到達したるものにして、實際に於ては母國と一體としての國家の成立を見る者なり、而して此の如き同化的傾向の成功は今日尙未だ顯著ならず、アルジェリーは同化殖民地と見るべきなれど、實は革命自由の思想に基て殆んど偶然の事情により、所謂同化の態様を具ふるに至れるのみ、未だ以て正當なる殖民地の發達の成果と見るべからざるなり、爲めに不可分領土外に存すると云ふ觀念の殘存するあり、以て今日尙殖民と呼べるゝを見る、思ふに下は幼稚なる事勢力範圍の如きものより、上は成熟せる事同化殖民の如きものに至るまで幾階段を具ふる殖民現象を研究せんとするに際しては、研究の便宜の許す限りは一切の過程を包含する對象を設くるを可とせん、之余が前掲の三要素を具ふる者を以て完全なる意義に

於ての殖民とし、其要素に多少缺くる所ある者をも尙之を殖民と看做して殖民政策研究の對象に加ふる所以なり、勢力範圍の如きも將來の確實なる豫想に基て之を殖民と呼び、同化殖民の如きも沿革的理由に基て之を殖民と稱する事、今日の殖民現象を研究するには便宜多しと信ず。

以上殖民の定義を掲げ、之に附するに説明を以てしたるが故に、不完全ながらも殖民の觀念を明にするを得たりと信ず、余は尙參考の爲めに諸家の定義又は説明を附記せん。

諸家の定義

スタンダード辭書に見るに「殖民とは母國又は會社の支配の下に遠隔なる地方に移住したる任意的又は強制的移民によつて成立されたる者なり」と、此定義も形に於ては余の定義と差違あるも、實質に於ては同意味を示せるが如し、前掲のウエブスターの定義は、殖民地は單に農耕を以て維持さるべき者とする點に於て、又母國の法律に服すべき者とする點に於て、殖民の觀念を除りに狹義とし、今日の通義に合せざる缺點あり、何となれば今日に於ては商業的殖民、産業的殖民を認めざる可からず、又母國と憲法、法律等を異にする自治殖民地の如き顯著な

る例あるを以てなり。

ジョンソンの定義に曰く「殖民とは或隔離せる地方に住せんが爲め、母國を去りたる人民の一團なり」と、之既に述べたるが如く、又カルデコット氏の評せるが如く「ニューヨーク市に於る支那殖民、巴里に於る英國殖民等の奇怪なる解釋に陥るに至らん。

カルデコット氏は殖民の定義は母國と政治的結合を維持するか、或は政治的獨立を推定するかの點に關する制限を含まざる可からずとし、後の場合を以て希臘の Apolikia の觀念とせり、氏曰く「歐洲の膨脹を現出したる者は第一に新社會の建設と、第二に産業的商業的目的を直接の目的として、土民を指揮する意義に於ての殖民事業なり」と、カルデコット氏は正面より殖民の定義を上ぐる事を爲さざりしも、裏面より之を説明したり、氏の殖民の觀念も實際に於ては余の其と大差なきが如し。

バルグレーブの經濟辭書に見るに「殖民とは一國の遠隔の地に在る所領 Possession 又は屬國なり、殖民の文字は一層狹義に於ては、母國に政治的に從屬せる新

開地又は外國に於る移民の社會を意味す」と此定義も意味に於ては余の定義と差異なきが如し、但所謂所領なる文字は領土の意に解せざるを可とす、租借地即膠州灣、大連、旅順等の如きは、領土主權は尙清國に在り、而して獨逸、我國等の殖民地としては之を所領と認むるを得るを以てなり。

ラインシュ氏は其著殖民統治論中に殖民の定義を述べて曰く、殖民は國外の所領にして、其行政は母國政府とは特別の、然も之に従屬せる組織に依りて行はる、殖民地は母國市民及其子孫によつて移殖せられ、或は他種族によつて主として其人口を爲す、何れの場合に於ても、殖民地の政府は母國に對する、或從屬の形式を承認せざる可からず」と。

ヘルフェリツヒ氏曰く、殖民地は政治上及經濟上究極の目的を自己に存する獨立の國家的團體にあらず、母國の附屬物として、母國の政治文學的經濟的政策の目的を仰て其規矩準繩となす可きものなり」と、余は比較的簡明なる形に於て之等二氏の所説を内容とする定義を試みたるのみ、實質に於ては毫も異なる所なきなり。

以上殖民——殖民地の觀念は粗明瞭なりと信ず、殖民の第二義たる殖民的活動 Colonization は畢竟殖民地經營の働きの名なるを以て其意義自ら明なり、ルロア、ポーリュール氏は殖民的活動——殖民事業——殖民地の建設經營の事業に對する意見を述ぶるに當り、熱心に文明傳播の高尙なる事業なりと主張せり、即曰く、世界の民族は四種に分つを得べし、第一西歐文明民族、第二異種文明民族、第三半開民族、第四野蠻民族、之なり、此中前二者は後二者を指導扶掖して文明の光輝に浴せしむる義務と權利とを有する事、尙親の子に對するが如し、文明民族の半開民族及野蠻人に對する干涉は、之恰も親の子に對する教育の如く、後見の如く、最正當にして一時的若しくは永遠的なり」と、氏の云ふ處は歐洲政治家等が常に殖民事業を以て、土地人民の開發の謂なりとするに一致す、デユボア、マルセル氏は其著「殖民の形式及殖民々族」に於て述べて曰く、海陸何れの徑路によるも一文明と他文明と接觸して多少の變化を生ずる所、及無人の地に一文明を建設する所には常に必ず殖民あり」と、思ふに氏等は文明傳播の事業を以て殖民の要件とし、或は文明傳播事業其者を以て殖民事業となすが如し、更に一步を進めて、殖地とは文

明を擴張する爲めに恩惠的に文明國民が未開又は無人の地に設立したる社會なりとする者あり、然れども文明の傳播擴張の如きは、殖民の要件にあらずして實は殖民的活動に伴生する一の結果なり、殖民事業は資金と精力とを要する事大なる複雑なる事業なり、故に文明強國のみ克く之に關與する事を得、即殖民的活動の一の結果として、自然に文化の傳播なる事實を伴生す、意識的に文化の擴張を努むる場合に於ても、實は他の政治上、經濟上の目的に基き、殖民地の開發を母國に有利とするの故に採る手段にして、此場合に於ても亦見方に依ては殖民的活動に伴生する一の結果なりと云ふを得べし、近世の初期に於ては例外的に少數の私人が文明の傳播を以て殖民の主たる目的としたる者無きにあらざるも、近時に於ては殖民事業は國家的經營に移り、國家は政治的經濟的見地に基て殖民に對するを以て、文明傳播の如きは全く政略上の言質に過ぎざるなり、諸強國は文明の美名の下に、其毒刃を藏して、野蠻未開の種族を屠るの所謂恩惠的事業を爲しつゝあるなり、畢竟するに殖民を以て文明傳播の高尚なる事業と云ふが如きは、殖民的活動が稍すれば非文明的行動を伴ふとの批難に對し、殖民的活

動の適法正當なる事を主張せんとする狡猾手段のみ、實際に於ては殖民的活動は劣等民族を生存競争の敗者として苦境に陥らしむる事常にして、文明的思想と矛盾する現象あるを以て、論者は斯して文明を擴張するなりと辯護するなり、文明云々の如きは唯非文明的行動者の託言のみ、殖民事業の適法正當なる事は敢て文明傳播の美名に藉るの要なし、人類間の生存競争を非認せざるよりは、何人も殖民的活動を背理と看做す能はざるなり、要するに文明云々の如きは非文明的行動の假面なるか、又は殖民的活動に伴生する一結果を逆察したるに過ず、殖民の觀念を盡したる者にあらず、又其要素を成す者にあらざるなり、終に一言注意すべき事あり、其は一の地域團體を呼ぶに殖民を以てすべきや否やは、唯其法律上行政上の呼稱如何によりてのみ決す可きにあらず、其實質を觀て以て決すべき事之なり、例は英國に於ては印度を呼ぶに colony を以てせず、佛國はチュニスを呼ぶに被保護國を以てし、獨逸は多くの海外諸領地を呼ぶに保護領 Schutzgebiet を以てするも、殖民政策の研究上、前掲の定義に合する以上之を以て殖民地と名くべきなり。

之を要するに、吾人は用語法の區々に惑ふなく、沿革的研究と、學理的考索と、將來の傾向とに察し、以て殖民の觀念を定むるを要す。

第三章 殖民の分類

分類を爲すの目的は研究の對象を一定の標準に従て區別して觀察する事が、其研究に多くの便宜を與ふるが故なり、されば其分類の標準は一に研究の便宜如何に依つて決す可きなり。

ロシヤ、ヘンリー、モリス等の殖民分類標準

ロシヤ、ヘンリー、モリス等は、殖民創設の方法を標準とし、以て殖民を分類せり。即、

- 一 征服的殖民、之兵力に依りて征服し又は占領したる殖民地にして、羅馬の殖民、及南米に在りし西班牙殖民地等其例多し。
- 二 農業的殖民、之殖民地への移民が農業を本務とし、開拓耕耘によりて一定の地域を領有するに至りしものにして、例へば英領當時の合衆國現今の濠洲等の如し。

三 商業的殖民、之通商貿易の目的を以て移住したる少數移民の建設にかかる殖民地にして、例へば蘭領東印度の如し。

四 植栽的殖民 Plantation colony. 本國に於て生産し能はざる特殊物産に適せる地を國外に得て移民を出し、之が生産に努め、以て殖民地を成したるものにして、西印度及亞弗利加の諸殖民地の如きは多くは此種の殖民地に屬すル。ローア、ポリーリユー氏も亦建設の方法に依りて殖民地を分類し、唯前記の中、征服的殖民を除きたり、之氏は殖民を以て經濟的のものに限るとするが爲ならん、又人によりては犯罪流刑人に依りて最初移住開拓されたる殖民地を罪囚殖民地と呼ぶ者あり、此見地に從へば今日の濠洲も亦一の罪囚殖民地なりと云はざる可からざるに至る。

思ふに殖民地建設の目的方法を標準とする分類は、歴史的研究には大に便宜あらんも、時代の變遷は各殖民地をして建設當時の状態を持續するを必せしめず、例へば曾ては征服的殖民地なりし、アルジェリーも、今日に於ては特に斯く云ふべき特質を缺き、前には罪囚的殖民地と云ふ可かりし濠洲も、今日にては其片影

シロー氏の分類

だになく、又商業的殖民なりしものも、漸次の膨脹によりて農業的殖民と見る可きものある等、現在及近き將來を以て最緊切の研究材料とする殖民政策にありては、殖民創設の方法に基く分類は比較的重要ならず、且最近の殖民的活動は、前記分類の外に出でんとするの勢あり、此に於てか學者は殖民地の現狀に重を置て之を分類するの必要を感せざる能はず。

シロー氏は殖民の實際の狀況に見て之を分類せり、而して軍事的の目的に成れる殖民地を此分類の外にせり。即、

- 一、商業的殖民。
- 二、開發的殖民。
- 三、植栽的殖民。
- 四、移住殖民。

之なり、余はシロー氏の分類に加ふるにラインシュユ氏の分類を參酌し、自己の見解を加へて以て殖民の分類を試みんとす、若夫れ或人の爲すが如き移民の意思如何即自由意思に因る移住なるや否やの如きは余の必要とせざる所なり。

經濟的分類

余は殖民の分類をなすに當り、經濟的標準と政治的標準とに依り、殖民地の現狀に見て二様に分類せんとす、蓋し殖民的活動の目的は政治的經濟利益の收取にあり、從て殖民政策の研究上、殖民地分類の標準を此に求るは頗る妥當の事なりと信ず。

第一節 殖民の經濟的分類

殖民地も亦一の社會なる以上、程度の差こそあれ、諸多の社會現象を具ふる事勿論なり、從て絕對的に非經濟的と經濟的とに殖民地を分類する事は不當且不能なり、余の爲さんとする所は、殖民地の現狀に見、其特質如何を經濟的見地より觀察し、以て之を類別せん事にあり。

第一 非經濟的殖民

之殖民國と殖民地との關係に於て、經濟上の目的が主要且直接ならざる殖民地なり、經濟學者の或者は非經濟的殖民を認めず、固より此に余の云ふ所の非經濟

非經濟的殖民

的殖民も間接又は究極の目的を經濟的利益の擴張又は保全に置き、或は近き將來に於ける經濟的發展を豫想する者あり、然れども現在に於ける状態を觀察して此一種を認むるは必しも不當ならじ。

甲、軍事的殖民。

之軍事上の目的を主として經營する殖民地なり。ジブラルタル、マルタ、アデン、セントヘレナ、旅順等は皆此種に屬す、此種殖民地は、多くは大航路に沿ひ、本國と殖民地との連絡點となり、通常商船の炭水を供給する場所となり、海軍根據地となり、軍路上重要な價值を有し、通商航海の保障と、殖民地警備の上に大に必要なり。

軍事的殖民と認むべきもの、中、屯田兵の制度は、羅馬以來行はれたる所にして、露國がコサツク族をして中央亞細亞に殖民せしむるの實例は、即軍事的殖民の陸的なるものなり。

乙、罪囚的殖民。

之本國の治安維持の爲めに、罪人を隔離するを殖民經營の第一の目的とし、之等

流刑人をして瘴烟蠻雨の地に創始的苦業を爲さしめ、以て他の自由民移住の準備となすを第二の目的とする事常なり、而して近時交通制度完全に赴き、國際競争日に激烈を致し、領土擴張世界政策の趨勢旺なるや、寸土尺地も之を等閑に附す可からざるに至り、今や第二の目的は漸く主要の度を増し、從て罪囚的殖民は漸次跡を絶たんとするの傾あり、彼の濠洲の如きは、千七百八十七年に於ける英國移民は、全く犯罪者より成りて、母國の治安の爲めに隔離せられたるものなり、爾後濠洲の發達進歩は罪人の流刑地たるを止めしめ、今日に於ては最早罪囚的殖民の名を冠する能はざるなり、今日尙此種殖民地を以て見るべきは、露領樺太、亞弗利加の一部等ならん、佛國殖民地たるニュー、カレドニヤに於ては、千九百一年末の調査によれば、人口五萬千四百十五人中、犯罪人一萬五十六人を算するを以て、之亦實際又一の罪囚的殖民地と見て可ならん。

第二 經濟的殖民

之殖民地經營が主たる目的を經濟上の利益に置く殖民地なり、即殖民國の政策

經濟的殖民

移住殖民

は直接の經濟上の目的を主要なる根據とす。
甲、移住殖民。

殖民的活動が移民を要素とする點に付ては、各殖民地皆同様なり、此に特に移住殖民と呼ぶ所以は、殖民地の物質的狀態が母國移民の多くを移住せしむるに適し、移民が住民の比較的多數を占むるの點より觀察したるなり、加奈多の如き、濠洲の如き、英領當時の北米合衆國の如きは皆此種殖民地に屬す、移住殖民にありては人口の主部が本國移民より成る事常にして、農工商等有らゆる産業は發達し、自足的經濟團體として發達するを例とす、斯の如く文明國移民を入るゝ事多く、且文明的諸産業に適する殖民地が、人口少き未開なる温帶地方に在る事は理の然らしむる所にして、又事實の證する所なり。

投資殖民

乙、投資殖民。

移住殖民が移民の多數なるを以て其特質とするに反し、投資殖民に在りては、移民は人口中比較的少數にして、本國の資本が活動する割合は却て移住殖民に於けるよりも大なるを見る、投資殖民の名は實に資本が比較的重要の位置を占む

るを示す、此種殖民地を細分すれば、

イ、商業的殖民、殖民國は商業上の利益を主たる目的として殖民地を經營し、本國移民の大部が商業に従事し、且其殖民地が商業市場として發達したるものなり、現今の香港、海峽殖民地等は其著き例なり、印度、亞弗利加の諸殖民地も、其創設の形式に於ては商業的殖民たりしもの多し、和蘭、葡萄牙、西班牙、英國等の殖民的活動の初期は、皆此種殖民地を以て始められたり、居留地制度は此種殖民地の一の形式たる場合あり、強國が弱國に於て有する專管居留地の如きは、此種殖民地と見るも差支なけん、古代フェニシヤ、カルセージ、中世以太利諸都市、ハンサ同盟都市の殖民地が多く、此種に屬せし事は、殖民略史中に之を述べたり。

ロ、農業的殖民、之ロッシヤ、ルロア、ポーリユー氏等が植栽的殖民 (Colonies de plantation) と呼ぶ所のものにして、投資が農業の爲めになされ、多くは特殊農産物の耕耘の爲めに多數の土民又は勞働者を使役し、少數の本國移民は、資本家、企業者として、之が指揮監督の地位に立ち、以て殖民地を經營するを常とす、西印度諸島、錫蘭ジャバ、印度の一部等熱帶地方に多く見る殖民地なり、其所謂特殊農産物は、

砂糖、煙草、コーヒ、麻等其主なるものなり。

ハ、産業的殖民、商業農業も亦固より産業の一なり、然れども此に産業的と云ふは前二者を除外したる生産業を意味し、製造、工業、鑛業、林業、交通業等を包括する者なり、産業的殖民は土地が已に土着農民等によりて領有せられ、文化稍進歩せる人口稠密なる地方に起り、殖民國は投資經營によりて前記の如き諸産業を發達せしめ、以て經濟上の利益を收む、已に未開野蠻の無主地にして殖民地となすべきものなき今日に於ては、此種殖民地は漸次發達せんとするの傾向あり、現今の印度の大部、埃及及馬來半島、比律賓群島等、此種産業的殖民と見るべきもの多し、我臺灣、關東州の如き、亦須く然るべきものなり。

以上の分類は殖民地一般の狀態に表はれたる特質に見たるものにして、實際に於ては此諸種殖民地の特質は各所に混在す、例へば濠洲の如きも、各地方に見れば、或は商業的、海港殖民地と見るべき點も有るべく、又或は羊毛を目的とする農業的殖民もあるべく、産業的殖民もあらんも、其全體を一の地域團體として觀察して、前に述べたる如く移住殖民と看做したるなり、之を要するに絶對的分類を

試むるは不可能なるを以て、其全體に亘ての特質輕重を察し、以て比較的分類を爲すに満足せざる可からず。

第二節 政治的分類

殖民地と本國との間に於ける政治的關係を標準として、殖民地を分類する者政治的分類之なり。

第一 母國領土外に在る殖民

母國領土外に在りとは、領土主權が母國に屬せざるの意なり、殖民地は母國と不可分領土外に在ること其要件なるも、母國領土主權の下に在るあり、又其外にあるあり、故に此種分類を生ず。

甲、勢力範圍

勢力範圍なる語に數義あり、其用法區々にして、一定の定義を與ふる事頗る困難なり、思ふに通常用ゐらるゝ語義に三通あるが如し。

政治的分類

母國領土外に在る殖民

勢力範圍

イ、無主未開の地を關係列國間に條約を以て區劃し、其政治的勢力の衝突なくして行はれ得べき範圍を分定したる場合に、各其地域を特定勢力國の勢力範圍と呼ぶ。之亞弗利加に於て見る所にして、彼の千八百八十五年二月の伯林會議（二名亞弗利加會議）に於て、未開地先占の法規を定むると同時に、歐洲諸強國間に條約を以て勢力範圍を分定したるを適例となす、同會議は先占の要件として實力占領を必要とし、假設先占に依て領土主權の確立を許さざる原則を決定したるに拘らず、國際爭議を避け且將來に於ける領土擴張の基礎を定めんが爲めに列國間の條約に依る勢力範圍の分定を許せり。條約は締約國間にのみ效力あるの原則よりすれば、實力的占領を爲さざる以上、以上の如き勢力範圍は法律上の意義に於ける領土主權を勢力國に與ふるものにあらずと云ふ可し、即、實際上殖民地としての經營に着手し、又は土民部落と特殊保護條約を締結するに至るまでは、勢力範圍は不定の状態に在りと云はざる可からず、然れども實際に於ては第三國の此勢力を争ふ者なきを以て、よし假設占有の甚しき者あるにもせよ、將來の領土主權の確實なる取得を豫想する者と云ふべく、且前記亞弗利加の諸

勢力範圍に於ては、土民との保護條約一般に行はれ、母國の殖民的經營は漸次實力占領の效を生じ、勢力範圍の一部は已に勢力國の領土と認むべきに至れり、思ふに此種勢力範圍は勢力國が直接又は間接に（特許會社等に依り）殖民的活動を爲しつゝある部分は、次の分類即母國領土内の殖民中に入るべく、其然らざるものは未だ殖民を以て見るべからざるを理に合すとなすも、此後の場合に於ても勢力範圍に於ける勢力國の殖民的活動は、確實に期待し得らるゝを以て、便宜上之を幼稚なる殖民と呼ぶも、差支なけん亞弗利加に於けるスーダン、コンゴ、トール、ギニヤ、カメルン等各地方に見よ。

ロ、勢力範圍なる語は又一主權國の領土内の一部に、所謂國際役權を設定する場合を指す事あり、此場合に於ては勢力範圍は完全なる國際條約に依りて確定したるものにして、前のイ種とは趣を異にす、彼の清國に於ける威海衛、膠州灣、旅順、大連等所謂租借地なる者は本種に屬す、租借地には常に條約によりて終期を附するも、期限附殖民地の存在を否定すべき理由なく、且實質上殖民を以て目すべき要件を具ふるを以て、之を殖民地と見て毫も差支なし。

ハ、勢力範圍は又單に所謂勢力國の一方の主張のみにかゝる事あり、北米合衆國のモンロー主義に於ける、英國の波斯灣に於ける、露國の北波斯に於ける如き、皆一定の地域を自己の勢力範圍なりと主張せり、之は實は政治的勢力の實際問題に歸すべきものにして、現在に於ては未だ殖民地と認むべきものにあらず、唯他日の殖民的活動の機會及基礎を與ふるを以て、此種勢力範圍も亦殖民政策上等閑に附す可からざるものなり。又國際條約に依りて一地方に一國の優先權を認むる場合あり、例へば、日清國間の條約により、福建省の不割讓及同省割讓に際する日本の優先權を確立したる如きは然り、之又消極的意味に於ける勢力範圍にして、現在に於ては殖民地をなさざるものなり。

要するに前記口種の勢力範圍及、イ種勢力範圍中直接間接に本國の殖民的活動を見る場合は、一の殖民地と云ふべき事當然にして、イ種の他の場合及、ハ種勢力範圍は、現狀に於ては未だ完全なる殖民地と云ふ能はず、然れども前者は近き將來に於ける殖民的發展を豫想するものにして、イ種全體としては凡そ之を殖民地と云ふも差支なけん、ハ種勢力範圍と雖も將來に於ける殖民的活動の地歩を

保護國

爲すの點より見れば、殖民國たる者は決して等閑視す可きにあらず。
乙、被保護國。

勢力範圍に於ても未開地に散在する諸部落の酋長等と勢力國との約束を以て、一の保護關係を成立せしむる事あるも、右の約束は國際條約と認むべきにあらず、勢力國が支配權を行ふに際し、便宜の爲めにする一政策に過ぎず、即殖民地に於ける殖民的活動の便宜の爲めにする一手段なり、此に所謂被保護國なる者は、國際法上一の獨立國と認め得べき國と、殖民國との間の保護條約によりて其保護關係を生ずる者にして、前者の單に内部的關係なるに反し、後者は全く外部的關係に立つ者なり。

保護國と被保護國との間の政治的從屬關係は、固より保護條約の内容如何によりて異同なきを得ずと雖も、普通は被保護國は兵事外交の權を保護國に委ね、保護國は被保護國に代て國防外交の任に當り、時に或は内政に干與するの權を留保する事あり、斯の如き保護關係は、兩國間に政治上優劣從屬の關係を生じ、自然的に又人爲的に保護國をして被保護國の地域に殖民的活動を爲さしむるに至

る、佛國のチユニス、安南に於ける、英國の印度諸蕃王國、ビルマ、ザンヂバル等に於ける、我國の韓國に於ける、皆保護國として殖民的活動を被保護國內に行ひ、又は行はんとするものにして、被保護國も亦實際上一の殖民地たるや論なし。

母國領土内に
在る殖民

第二 母國領土内に在る殖民

英國殖民地は通常三分法を以て分類せらる、Crown, representatives 及 responsible 之なり、此外に印度の如きは特殊の制度の下に置くものとして取扱はる、而して實際に於ては之等三種の者と雖も、各其些細の點に於ては異なるを以て、英國殖民地を通じて三十餘種の行政組織の行はるゝを見ると云ふ、斯如く各殖民地の政治的狀態は千差萬別なりと雖も、大體に於ては英國の三分法により、其標準的分類を試むるを得べく、余は之に加ふるに佛國に行はるゝ一種の行政組織を以てし、下の四種に分類せんとす。

直轄殖民

甲、直轄殖民。

イ、母國に直隸する者。之即英國の Crown colony にして、立法權は全然母國に

あり、行政長官高級官吏等も亦母國政府の自由選任にかゝり、殖民地統治は全く專制的なるものなり、彼のジブラルター、セント、ヘレナ、チャマイカ、トリニダッド等は此種の殖民地にして、近世初期の諸國殖民地は此制度に依れるもの多し。

ロ、他の殖民地に隸屬する者。一殖民地の統治が他の殖民地の行政廳又は政府によりてなされ、其行政の方法は全く專制的なる事前種と實質上の差異なく、直轄の形式が一は直接に母國よりし、他は殖民地を經由して爲さるゝの別あるのみ、殖民地に隸屬する直轄殖民地はタークス島のチャマイカに於ける、ラブラドルのニューファウンドランドに於ける、ロードリーグ島、オイル島のモーリシヤスに於ける、バスターランド、英領ベチユアナランド、ズルランドの希望峯殖民地に於ける等、其例に乏からず。

代議制殖民

乙、代議制殖民。

之代議制 Representative institution を有する殖民地にして、母國元首は殖民地立法に關しては唯不裁可權を留保するのみ、但行政官吏は母國政府の任命にかゝる事直轄殖民地に於けると同じ、兩者の異なるは殖民地住民の選舉にかゝる合議體が

自治殖民

立法に參與するの點に在り、マルタ、ナタル、バルバドス、英領ギヤナ等、此種殖民地の例亦尠からず。

丙、自治殖民。

之英國の *Self governing colony* 又は責任政府 *Responsible government* を有する殖民と云ふ者にして、殖民地は憲法を有し、責任内閣を有し、立法機關を備へ、行政官は凡て殖民地政府の自由に任命する所にかゝり、殆ど獨立の一國を成し、母國は殖民地立法に對して不裁可權を留保し、總督を任命して母國の權力を表章し、緊急の場合には主權を代表せしむ、英領加奈多、希望峯殖民地、トランスヴァール、濠洲諸殖民地等は此種に屬す。

同化殖民

丁、同化殖民。

之佛國殖民地に特殊なる現象にして、*Colonic assimilation* と云はるゝもの之なり、同化殖民地に於ては行政の實際は母國の地方行政と殆んど大差なく、母國議會に議員を出し、母國々民と同等の資格に於て國防上財政上の權利義務を有し、全體の狀態より觀察すれば、母國其者の一部とも云ふ可く、只母國の地方行政と全

く同一ならざると、不可分領土外にありと云ふ沿革的觀念によりて、之を一種の殖民地と見、其母國の地方行政に近似せるの點より見て、母國に同化されたりとし、之を同化殖民地と云ふ、佛國のアルジェリーの如きは即之なり、アルジェリーに於ては、本國政府の代表者たる總督駐在し、諸政を指揮するも地方行政の大體に於ては、本國の其と著しく近似す、詳細は第九章に見よ。

第四章 殖民の地理的分布

個人が自然の感化を被るが如く、社會國家が之を圍繞する山川草木其他有らゆる自然の影響を免るゝ能はざるが如く、殖民地も亦其創設發達の過程に於て地理的影響を被らざる能はず、力は最小抵抗線に沿ふて進む、殖民的活動を爲さんとせば、宜く地理的觀察點に立つて、成る可く自然の狀勢を利用し、其成功を誤る無からんを要す、本章は之が爲めに多少の指示を與へんとする者なり。

第一 非經濟的殖民

軍事的殖民

甲、軍事的殖民。

軍事上の必要によつて建設經營さるゝ殖民は即軍事的殖民にして、其地理上の地位は一に作戰上の理由に依りて定まり、概括的に斷定するを得ず。海軍根據地、アデン、ジブラルタル、マルタ、旅順等の海軍根據地は、海軍々略上の必要に基て經營せられ、他の海軍強國に對して優勝の位地に自國海軍を置くを目的とす、然り而て平時に於ては之等海軍根據地は平和の保障として自國の商業航海業の繁榮を助くるのみならず、時としては商船に對して積極的に炭水供給所となり、遠隔なる地方への航海商業の發達に益する所多し、英國の如きは世界の航路に沿ふて多くの海軍根據地を有し、遠隔なる諸殖民地と母國との聯絡を強固にし、強大なる海軍力の維持及海運業、商業の確固たる保障を有し、以て海軍上商業上優秀の地位に在り、當今世界政策を斷行して世界的強國たらんとし、諸國が世界の諸方面に海軍根據地を求めんとする實に其理なきに非ず。國境殖民、羅馬人は國境防備又は侵略の豫備として軍人を國境に移殖し、屯田の方法によつて殖民地を經營したるは前に述べたるが如し、露國も亦コザツク

種族を利用して、中央亞細亞及西比利亞に此種の殖民地を開きたり、之等大陸に於ける國境殖民地は多くの場合に於ては直接の目的軍事上にありと雖も、實は過渡の一次的變態なる事多く、漸次に殖民地を同化して移住殖民となし、更に進んで國境殖民を起す事多し。

印度の國境なるアブカニスタンは露國の南下と領内の反亂に備へんが爲めに印度政府より兵器彈藥の外、毎年百八十萬ルピーを給與されつゝあり、之印度政府が露國に對して其國境を守備するの目的に出でたるものにして、純粹なる意味に於てはアブカニスタンを以て英國の殖民地なりと云ふ能はざれども、英領印度の爲めに軍事上政治上英國の利益に従ひ、其指揮の下に在るを以て、此國際役務の點及實際的勢力問題より見れば、アブカニスタンを以て英國の國境殖民地なりと目するを得べきか。

要するに軍事的殖民の地理上の分布は軍事上の理由に依つて定まり、海軍根據地に在りては大航路に沿ふて多くの地點を有し、以て殖民地と母國との聯絡を固うするを可とし、陸上に在りては即國境に於ける守備に便するの目的を以て

罪囚的殖民

經營せられ、一般的に分布の方式を定むるを得ず。
乙、罪囚的殖民。

罪囚を流刑に處して、母國社會の秩序と良風とを害せざらんを主たる目的とし、監獄の經費の節約、殖民地開發の試験的移民を従の目的とする者即ち罪囚殖民地なり、此故に罪囚殖民は母國と離隔せる地方にして、氣候風土の適否明確ならざる地方、未開野蠻にして交通の便宜少なき所に起る、露國の西比利亞、樺太に於る、英國の濠洲殖民の初期に於る皆然り。

第二 經濟的殖民

移住殖民

甲、移住殖民。

移住殖民は本國人の多數移住して新社會を組織するものなるを以て、其地理上の要件は先づ氣候風土の本國と同等又は近似の状態にあるを必要とす、而して第二の要件は其地帯に於ける未開人の數比較的少數なる事之なり、斯の如き地帯にして始めて母國移民の多數を見、其第一の必要物たる農産物も本國に於け

投資殖民

ると同種なるを得、人口の増加、開拓の有効は相俟つて殖民地を自足的經濟團體として發達せしむるを得べきなり。
殖民的活動は大なる國力を要するを以て強國のみ克く殖民的活動を爲すを得、而して強國は必然の條件として溫帶に位置するを常とするを以て、移住殖民も亦溫帶に之を見る事常なり、即加奈多、希望峯、濠洲等然り、唯例外として見るべきは露國の西比利亞に於けるなり、併し之も亦露國本土の氣候風土を同うする地域多きを以て移住殖民の第一の條件に適するものなり。
要するに移住殖民は母國と對等又は近似の氣候、風土の地帯に起り、主として溫帶に見る殖民なり。

乙、投資殖民。

投資殖民は移住殖民に於ける如く母國の移民大多數に及ぶ能はず、然れども其投資の機會は非常に多くして、殖民的活動は移民其者を第二とし、資本を以て第一の要素とする特質を有す、此故に投資殖民の起るべき地帯は、殖民國と氣候風土を異にし、移民の生活に適せざるか、又は已に未開又は文明の他種族によつて

商業的殖民

占領せられて、母國移民の多くを入るゝ能はざる如き地域に於てするなり。
イ、商業的殖民。

商業的殖民は主として母國の商業的利益の爲めに經營さるゝを以て、其地點は全く商業政策上の見地によつて定る、而して今日國際商業の發達は海洋貿易に俟つ事多きを以て商業的殖民が海岸線に沿ひ、良好の港灣を具へ、背後に大消費地を控ふる地點たるを要する事明なり、即商業的殖民は大航路の交錯點又は終點にして良港の設備あり、背後に半開以上の文明の程度に在る多數人口を有する地域を具ふる地點に起る、古代フェニシヤ、カルセージの殖民、中世伊太利諸市ハンザ同盟市府の殖民皆然り、今日に於ても佛國の佛領印度支那、チユニス、英國の香港海峽殖民地亦然り。

農業的殖民

ii、農業的殖民。

母國の移住民に適せざる氣候風土を有し、然も地味肥沃にして特殊農産物の産出に適する地帯に起る者即農業的殖民なり、農業的殖民に在りては少數の本國移民は多數の土民又は出稼人を使役して其特殊農産物の産出に従事し以て利

産業的殖民

益を收む、此如き地帯は熱帶地方に多きを以て農業的殖民が熱帶地方に多きは自然の理なり、熱帶地方は植物の繁茂に都合好き天恵を有すると共に、文明國民即多くの場合に於ては温帶種族なる殖民國移民の生活に不適當なる氣候、風土を有す、之熱帶地方に此種殖民を見る所以なり、熱帶地方も亦衛生上の設備を完全にせば文明國民の生活に適すと云ふ者あり、然れども多くの場合に於て現在に於ては尙此説を否定するの正當なるを信ず、西印度諸島、亞弗利加の熱帶地方、錫蘭島、ジャバ島等多くの熱帶殖民地は皆之なり、印度も或地方は農業的殖民を以て見る可きなり、西印度諸島に於ける砂糖、珈琲、米、糖蜜、東印度に於ける茶、棉花、煙草、甘蔗、印度の棉花、藍、等は所謂特殊農産物なり。

ハ、産業的殖民。

産業的殖民が投資殖民の特質を示す事、最著しきは余前に之を述べたり、産業的殖民が如何なる場所に最多きかは之を概言する能はず、熱帶となく寒帯となく何れの場所に於ても産業に適せんには之を見るを得べければなり、併し一般に人口稠密にして文化の度餘り低からざる地方に見る事多く、從て鑛業、漁業等の

場合を除いては、温帯、熱帯等に多く見るべきなり。印度の大部、馬來半島、比律賓等然り。

政治的分布

第三 政治的分布

更に殖民の政治的分類に付て、殖民地の地理的關係如何を觀察するは必要なり而して其主なる點に付ては後に「殖民地の統治組織」なる題下に論及する所ある可きを以て、此には之を省略す。

第五章 殖民的活動の影響

殖民的活動は社會百般の現象を含むを以て、之が影響を論じて、些の遺漏なからんを期するは不可能の事に屬す。余は唯主なる影響に付て記述せんとするのみ。余は殖民的活動の影響を分て、人類社會一般に及ぼす影響即世界的影響、國家を中心として觀察したる影響即國家的影響、及殖民地を中心として見たる影響の三者とし最後の影響に付ては第六章に於て述ぶる所あるべきを以て、此には前

世界的影響

第一節 世界的影響

二者に付て少しく説明を試むべし。

世界を一體として見たる時の殖民的活動の影響は如何、之を一言にして盡せば、文明の進歩及擴張に歸着す、之實に吾人の先輩が文明の傳播を以て殖民の目的となすに至れる所以にして、實は殖民的活動に伴生する一の結果に外ならざるなり。

殖民的活動は精神的物質的の大なる資力を要す。此故に文明強國に非るよりは到底關與する能はざるなり。古代、中世、近世の殖民史は之を明證せり。此當然の結果として、殖民國の精神的物質的活動は、殖民地に諸多の文明的設備と文明的思想とを齎らす、即ち文明は先、地域的に擴張するなり。

文明は社會的產物にして、諸方面の精神的物質的組織の綜合なり。故に交通範圍の狹隘は大文明を生ずる能はず、何となれば綜合さるべき材料に乏しければなり。古代の印度、支那、埃及、希臘の文明は當時に於て最交通の盛にして、文明組成材

料の豊富なりしに由るも、之を近世の自由交通時代に於ける文明に比すれば幼稚なるを免れざりしなり、之を大體に於て見るに、地中海を中心としたる古代及中世の文明、大西洋を中心とせる近世文明、諸海洋を以て等しく交通の手段として大陸に於ける交通機關の完備せる現代及將來の文明との間には著しき差異あるべきは當然なり、文明の地域的擴張は交通の發達を要件とし、文明に與ふるに新なる資源と勢力とを以てし、文明は性質上に於て進歩す、而して之實に近世殖民的活動の結果たるなり。

殖民的活動の世界的影響は文明進歩の一語に之を盡くすと雖も、吾人は更に其内容に入つて、其暗黒面にも亦多少の注意を拂はざる可からず、殖民的活動によつて科學上の發見、發明が頻繁となるは事實なり、異種族、異文明との接觸によつて從來の偏狹なる國家的又は人種的世界觀以上に、寬廣なる人類的世界觀を促せしめ、人類の道德的、宗教的狀態に新善の一分子を加ふべきは事實なり、又世界に於ける人類活動の舞臺の擴張は人類の希望を擴大し、競争心を刺激し、人類の活動をして益々偉大ならしむるも事實なり、而して又世界の各方面に於ける

物資の開發に伴つて經濟上の進歩が著しきものあり、従て一般人類の生活が物質的に向上するも亦事實なり、然れども斯如き光明面は之に伴生する暗黒面を制限するによつて始めて歓迎するべきなり、所謂暗黒面は國家的又は人種的世界觀と人類的世界觀の衝突に依つて生ず、歐洲人が曾ては想像したる如く、今尙之を想像する者あり、世界は白人の爲めに存すとし、耶蘇教國の爲めに存すとする如き、又極端なる國家主義の支配の下に殖民地を以て母國の犠牲とし、之に依つて過大の直接なる利益を收めんとする如き、皆非文明の所爲を公認して未開人、野蠻人を開發せざるのみならず、却て之を剷滅するに至る者なり、彼の西班牙の如きは殖民地開發はさて措き、慘酷なる對土民政策の結果として土着人民の人口減滅する者夥しく、バハマの如きは英領となりたる時僅かに六十名の土民殘存せしに過ぎず、ジャマイカの如きは一人も殘存する者なきなり、固より優等民族と劣等民族との競合は自ら其運命を異にする所あるも世界文明の見地よりせば少くも惡意を以て未開人に對せざるを要す、而して之稍すれば殖民國の注意せざる所にして弊害は此より生ず、殖民的活動に關與せんとする者は宜敷國

家的人種的世界觀と人類的世界觀の調和を念頭に置くべし。

國家的影響

第二節 國家的影響

國家的影響は殖民的活動が如何なる影響を殖民國に及すべきかの研究にして、吾人は之を計上して遺漏なきを期すべからず、唯其主なる影響を研究して満足せざる可らず、余は之を政治的影響と經濟的影響とに分つて觀察せんとす、ヘルフェリツヒ氏曰く「殖民地は政治上及經濟上究極の目的を自己に存する獨立の國家的團體にあらず、母國の附屬物として母國の政治的文學的經濟的政策の目的を仰て其規矩準繩となすべきものなり」と、蓋し殖民的活動の殖民國に及す影響如何は殖民政策上の主要なる研究事項にして、殖民的活動の發現する所以實に此に存す。

政治的觀察

第一 政治的觀察

殖民的活動の國家的影響を絶對的に政治的と經濟的とに區別して觀察するは

不可能なり、兩者は共に同一體の異方面にして、根本に於ては共通の基礎を有する事勿論なり、余は研究の便宜上兩觀察點を分つて説く所あらんとす。ジロー氏曰く「政治的觀察點より見れば殖民的活動は一の安全辯なり、現在世界の狀勢に見るに之實に平和の保障をなす者なり」と、佛國政治家タレーラン氏曰く「吾人は新殖民地を取得經營せざるべからず、之實に國家將來の福祉の爲なり、活動を好む者に満足を與へ、窮乏に苦しむ者に希望と地位とを與へ、以て國家の公安を保つに必要なり」と。

民をして各其所を得せしめんは國政の第一の要件なり、民をして希望あらしめ其力を發展するを得せしむるは、國家將來の富強の第一要素なり、之無くんば失職貧困の民衆又は野心ある人々は其満足を得る生活の場所を見出す能はず、内政は常に騷擾の狀態に在るを免れじ、此點に於ては不平黨の排泄所にして又壯圖ある者の好活舞臺たる殖民地は、殖民國公安の爲めに安全辯たるを失はざるなり、希臘の政治的社會的不和は、希臘人をして國外に移住するに至らしめ、英國々教に反せる清教徒は千六百二十年に大舉してブリマウスに殖民せり、千六

百三十一年のメリーランドの英國殖民も亦然り、千六百七十年のカロリンの英國殖民も亦同一動機に出づ、愛蘭人が過去五十年間に米大陸へ移住せる者三百万人を超ゆる如きは、政治上の不平、地主の壓迫、飢饉等の原因により、佛國のバスク人の南米に移住せし如きも亦生活上の困難による、之等の場合に於て之等不平民を排泄する門戸なきに於ては、國內の紛亂は甚しき者あるや必せり、而して其排泄の場所が自國と直接の關係ある地方乃ち殖民地ならんには、不平黨に取りても母國に取りても大に都合よしと云はざるを得ず。之等消極的の生活上の必要を外にして、積極的に功名致福の希望を有する野心家に廣濶なる活動の舞臺を供する者は殖民地なり、民をして各其満足する所を得せしむるは政治上必須の要訣にして、之を缺くに於ては活動の精神は自ら腐敗し、罪惡は起り道義は亡び、然らざれば擾亂となり革命を胚胎し、何れにしても社會上政治上の状態は不良となる、此に於てか殖民的活動を以て安全瓣なりとするの説も亦一理ありと云ふべし。

以上は主として國家の内政に關する影響なりと雖も、殖民的活動が國家の對外

關係に如何の影響を及すかは又大に注意すべき點なり、而して此問題は所謂帝國主義の發展に解決を求むべきが如し。

近世の帝國主義は殖民地の取得及發達に伴つて無意識的に發生し、而して今日に於ては更らに一轉して意識的に殖民地取得及發達の爲めに努め、以て地域的に國力の發展を期せんとするものなり、此大問題に付ては後に少しく説く所あるべきも、歸する所は領土權の及ぶ地域即ち領土の廣狹が如何なる利害關係を國家に與ふべきやの點に在り、殖民的活動は領土權擴張又は確立の一切の經過プロセスを含むを以て、余は小野塚博士の政治學に基て領土面積の大小が如何の影響を國家に及すべきかを見、以て殖民的活動の政治的影響の一面の説明と爲さんとす。

大領土の利益。

- 一、國民の眼界を廣くし、大膽なる經營を鼓舞し、文化の進歩を促す。
- 二、各地方の補給作用あるを以て一地方の天災其他の事故によりて衰亡に陥る虞少なし。

三、發達の極度に達する事遅し。
 四、大面積の國が主として一塊を成す時(露國、合衆國の如く)は、外部よりの攻撃が容易に中心まで破壊し難し。
 五、軍資供給の基礎大なり。
 等の五點を主とし、此中第三までは主として國家の内部的關係に屬すれども、第四及第五は専ら對外的關係を見たるものなり、第四の場合に於ては露國、合衆國の如き大領土を意味する者なりと雖も、今日の如く交通機關及組織の發達したる時代に於ては、海軍力の配置と領土の地理的關係如何によりては、世界の諸方面に散在する多くの領土の結合も昔の如く疎笨なる者にあらざるを以て、之を第四の場合に含ましむるも差支なけん、即ち英國の如く多くの殖民地を有し、之が防衛に任ずるに大海軍力を以てし、其聯絡を保つに多くの形勝の地を扼する海軍根據地を以てする場合に於ては、之が敵國たる者は全英國を屈服せしめん事は決して容易にあらざるなり、但し現在に於ては英國殖民地と母國との政治的結合の問題は全く解決せられざるを以て、充分なる推論は寧ろ明日の問題たる

るか如し、併し海軍力の支持に於て缺點なくんば、殖民地が政治的勢力の根據をなすや明なり。

大領土の影響の不利なる方面として小野塚博士の説く所に依れば、

- 一、統治困難なり。
- 二、異種の國民を同化する事困難なり。
- 三、立憲政治を布くに困難なり。
- 四、隣國多くして外國との交渉戦争多し。
- 五、國力の集中に困難なり。

等なり。
 凡そ利害伴生するは人事の常なり、若し之等の困難を排除して善く大領土の利益を收取せんには、國家の領土の廣大は其小なる者に比して國家を強固なる基礎の上に置くものと云はざるを得ず、而して小野塚博士は領土政策としては原則とし膨脹政策を採るべしとし、平和的方法に依り永久の經濟的基礎を固うせんには、宜しく殖民政策に依るべしとせり、之實に殖民的活動の國家に及す政治

的影響如何の問題に對して簡明の答を成す者と云はざるべからず。

經濟的觀察

第二 經濟的觀察

殖民的活動が國家に及す經濟的影響は主として移民資本及商工業の三大問題に歸するを得べし、余は此に之等の問題に付て簡單なる説明を試んとす。

移民問題

甲、移民問題……人口問題。

一國と一國又は一地域との間に政治的從屬の關係あるも權力國の國民が被權力國又は被權力地域に入りて實際的に經營する所なくんば以て殖民の觀念を實現し難きは既に述べたるが如し、此に於てか移民は移民其者としては固より殖民と同一觀念にあらずと雖も、殖民の觀念に於て重要な要素を成す者なるは拒む能はざる所とす。

移民とは多少永續の居住を目的とする人民の移轉にして、殖民は母國より殖民地への移民あるを必要とす、移民なくして殖民なし、然れども殖民なくして移民は有り得るなり、例へば邦人の北米合衆國へ移住する場合の如し、主權國への移

民は主權國の政權に服し、母國政權の下に生活する能はざるを常とす。

移民の動機は決して單一に非ず、希臘人が山坡重疊せる半島の谷間の都市を去つて、多島海又は西部以太利、シ、リー等に移住するに至りしは、主として本國に於ける政治的不和に動機せり、天性自由を愛する希臘人は自由の住所を海外に求めて遠く故山を後にしたる事前に述べたるが如し、近世殖民史の初期に於て宗教上の争、政治的不和生活の困難等が多くの男女を驅て萬里の波濤を超えしむるの動機をなしたる事も亦既述の如し、移民の動機斯の如きを以てラインシユ氏の如きは「移民が未だ盛に行はれざるに當つて、新開地への移住を敢行せしむるの動機は、單純なる人口過剰の事實以外に存せざるべからず」とせり、即ち本國內に於ける諸種の不和を以て、移民の直接の原因とせり、ラインシユ氏の外多くの經濟學者等も亦過剰人口の現象を以て移民の原因たるを反證せんとするに傾けり、之等の説は形式的に觀察したる歴史的事實には適合する所多し、然れども若し吾人にして歴史の内面に立ち入り、一層着實の觀察思索を試むるに於ては、吾人は人口過剰問題も亦人類移住の一原因なりと推斷するを得べし、實際

に於ては過去に於ける社會狀態及土地人口の配布の割合等は過剰人口の慘禍を生ずるの機會を與へず、又之を與ふるの表徴あれば從て無意識的に人民の移住を見斯くて人口問題か移民問題と何等の關係なきか如き有様を呈せるなり、然れども近世の有様は全然面目を一新せり、近世の特質は人類の自覺なり、人類は人口問題に於ても亦自覺したるなり。

世界の人口はマルサスの言の如く幾何級數を以て増加し、之を給養すべき食資は單に算術級數を以て増加すと云ふは絶對的眞理にあらずとするも、人口の増加が概して食資の増加よりも急劇ならんとするの事實は之を認めざるを得ず、歐洲諸文明國が今日過剰人口の慘禍を蒙らざるは、實は移民を出すの場所主として、殖民地を有せしか爲めなり、今試に南北亞米利加、阿弗利加、濠洲等無かりしものと假定せよ、近世世界史は全然其面目を異にせざるを得ざりしならん、歐洲諸國の人口の劇烈なる増加は佛國を例外として如何にして其狹小なる國土の給養し得る所ならんや、彼等は滔々として東亞に移住するか、若くは本國內に止つて激烈なる生存競争の下に有らゆる擾亂を事とし、社會的、政治的、宗教的衝突

は寸時も熄む時なく、戰爭は熾起して、此に人口は自然的に増加の趨勢を制限され、又積極的に死亡率を高めて以て過剰人口の慘禍を少くするの不幸を見ん之實は過剰人口の慘禍たるなり、幸にして新大陸の發見は文明國に増加人口の排泄場を給し、文明國は積極的に新大陸に移民を出して、其本國人口に幾分の調和を與ふると同時に消極的に本國內の増加人口を支持するに足る商工業を興すを得て、以て兩々相持して人口増加の盛況を見、しかも其過剰の慘禍を今日に見ざるを得たるなり、カルデコット氏の云ふ所に依れば、移民は殖民國に對して二重の必要を有す、即ち殖民國の過剰人口に備ふると同時に新社會即ち殖民地を形成するを以てなり、移民は母國商品に對して新需要者を給するのみならず、母國々民の子女に與ふるに海外の事業を以てす、母國商人は繁忙となり、母國工業も繁昌し、而して之と同時に母國々民は新住所を發見すと、實に過言にあらざるなり。

之を以て見るに過去に於ける移民の動機は人口過剰の問題を直接且つ意識的の動機とせざりしも、人口増加の問題が歴史の内面的觀察にして誤なからんに

は、至大の關係を殖民に有するは明なり、況んや近時諸殖民國が殖民事業を國家的經營に收め、政治的軍事的權力の確立に依つて領土を擴め、國家的勢力を樹立するや、滔々として母國移民の流入を見、國家は移民の便宜の爲めに、或は農業の資本を給し土地を與へ、又移民に必要な諸般の工事を施す等、移民は國家政策の當然干渉すべきものとなされたり、移民は殖民地に入りて新社會を經營して母國の政治上經濟上の利益を進め、獨り自ら母國內の烈しき生存競争の苦闘者たるを免るゝのみならず、母國の商工業を盛にし、良好の狀態に於て更に多數の人口を母國に生存せしむるを得せしむるなり。

人口増加の趨勢著しき文明國の移民の目的地は、決して殖民地のみに限らず、雖も、他國政權の下に於ける移民は當今の政治的權力競争の必要に應ずる能はず、寧ろ之をして自己直接の關係の下に在る殖民地に送つて、力の集積を計り、殖民地の發達を速め、以て將來に於ける世界的競争の基礎たらしむるの優れるに如かざるなり、之を以て獨逸の如きも自國移民の合衆國に入る者多く、徒らに資力を分散するの不利を思ひ、殖民地への移住を獎勵するに傾けり。

今試に移民が母國に與ふる利害關係を察するに、移民の害を云ふ者は主として、母國の勞力及兵力を滅耗せしむ。

と云ふを理由とし、其利を説く者は、

母國社會に於ける賃金の低下を防ぎ、以て貧困を救ふ。

と云ふを主なる理由とす、思ふに移民の利害は之に止まらずと雖も、此害を説く者の如きは移民數の過大なる場合を想像したるものなり、母國社會より一時に著しき多數人口を取り去るは、社會の秩序を紊し、壯丁の數を減じ、産業の經營を困難ならしめ、從て兵力國力を弱うするの虞あらん、然れども人口増加と比例して本國の圓滿なる發達を妨げざる限度に於て移民を出さば、移民の害を被る事なくして其利益を收むるを得べく、移民政策上其宜しきを得たる者なり、英國、西班牙、獨逸の如きは、或時代に於ては移民を制限したる事あり、之一時の謬見に出づるか、又は政策上の便宜の問題に出づ、之を以て移民の利害關係を絶對的に論斷せる者と云ふべからず、英國に於ては合衆國獨立の時より移民の數大に減少せり、之殘餘の英國殖民の最好望なる西印度諸島が熱帶地域に在つて、移民に不

適當なりしと、加奈多は尙未だ瘴烟蠻雨の大荒野たるに過ず、濠洲も亦其狀況不明にして移民を誘ふの價値なかりしと、母國內に於て海外貿易の振興に伴つて商工業隆盛となりて人口の多くを要し、而して一方に於ては陸海軍々人として徴集さるゝ壯丁多きに至り、之等の原因は綜合してウォータールー戰役前三十年間の英國政策は移民を制限して人口を保有増加せしむるにありき(カルデコット氏著英國殖民及帝國)斯の如く移民政策は内外の情勢に應じて膠柱的たるべからず、然りと雖も大體に於て人口増加の趨勢は一國に取りて喜ぶべき現象にして國家の強固なる發達を計らんには人口の増殖と之に伴ふ職業の増加、換言すれば人口と之を給養するに足る物資の潤澤とを望まざるべからず、英國の如きは千八百五十年には人口二千七百三十六萬九千を算せしに、夥多の移民を出せしに拘はらず、千九百年には四千四百四十八萬四千の人口増加を見、其商工業の繁榮するを見るなり、之に反して佛國に於ては千八百五十年に於ける人口總數三千五百二十六萬を算し、千九百年に至り三千八百九十六萬に増加せしのみ、佛國政治家が人口政策に於ける苦心は實に其増加が他文明國に比して著しく

劣等なるの點あり。

今英國殖民地に見るに、千九百〇一年三月に於ける人口密度は一平方基米に付て

英本國	一三一、九八	加奈多	〇、五七
英領印度	六四、三三	濠洲	〇、五七
希望峯 <small>(八一、九四月調)</small>	二、六六		

にして、殖民地に移民の繼續及増加は豫想の過らざる所なりとす。

之を要するに過去に於ける移民の動機は如何にもあれ、移民が適當の限度を超えざる限りは、一面に於て母國をして過剰人口の慘禍を避くるを得せしめて其増加の趨勢を維持し、他の一面に於ては移民が殖民地に爲さるゝに於ては、移民自己の生活状態を良好ならしむるのみならず、母國民に職業を與へ、物資を給し、新社會の建設發達は母國の政治上經濟上の利益を確實にし、世界政策の行はるる今日に於ける殖民國の強固なる地歩を爲すものと云はざるを得ず、則知る大體に於ては移民は之を世界の各方面に分散するよりも、之を自己經濟的、政治的

直接關係の下に在る殖民地に送り、母國將來の發展の大基礎たらしむるを利とするを。

資本問題

乙、資本問題。

一國が移民を殖民地に送らんとせば常に多少の資本を要す、國家が新に殖民地を經營せんとせば、道路、橋梁を設け、郵便、電信の制を備へ、殖民地内及本國と殖民地交通の迅速且つ精確を計るの要あるべく、又殖民地を外敵に對して防衛するの手段なかるべからず、此如き種々の設備を爲し、移往に適當の準備を興へ、殖民的活動を圓滿ならしめんには、實に尠少ならざる資本を要す、而して殖民地への移民が主として農民よりなり、殖民地に於て耕作に従事せんとする者にありては、其母國を去るに當つて相當の農具種子及自活に足る程の收穫あるまでの生活資料を準備するを要す、更に商業的産業的殖民を經營せんには、吾人は直ちに多額の資本を要すべき事を想像せざる能はず。

斯の如くなるを以て殖民國は其當然の要件として相當に多額なる資本を殖民地に投下せざるべからず、從て殖民國の富力は比較的大ならざる可からず、然ら

ずんば殖民的活動に充分の効果を奏せん事難し。

近世文明の特長なる物質的進歩の一結果は産業革命なり、而して之が一現象として富の集積となり、大資本の化成となり、資本家と然らざる階級とを一國一社會内に見るが如く、世界國際間に於ても亦此種の資本家的階級を見るに至れり、即、英、佛、白等は其最主なる者にして、獨逸も近時其班に列なるに至り、北米合衆國に至つては最新進の勢を以てして其最上位に在らんとするの地位に立てり、併し現今に於ては尙第一指を英國に屈せざる可からず、近時英國に見る輸入超過の如きも、英國商況の不振に起因せず、其海外に投下せる資本の利潤が輸入せらるゝものにして、英國の富は益々増殖しつゝあるなり、千八百九十八年に於ける英國の國外投資高は約二百二十五億圓にして、今日に於ては二百五十億圓を超越と推定さる、佛國の海外投資額も近時三百億フランに達すと云はれ、獨逸の國外投資額は現に四百億マークに達すと云はる、豈盛ならずや。

産業組織の改良進歩は固より諸科學的智識の發達に依る所多しと雖も、其之を促し、之に適當の境遇を興へたるものは近世の殖民的活動なるや亦言を俟たず、

近世の商工業に世界的意義を與へたるは、實に諸新發見の大陸島嶼の發達に伴ふ交通範圍の擴張に外ならず、殖民國は生産原料を殖民地に取り、之を製造加工して殖民地其他の諸國に送り、此に一國の富は増殖さるゝなり、斯如くして充實せる國富も適當の企業を得て投資の途を講せずんば、所謂寶の持腐たるに止らず、國內の諸工業の不振の原因をなして一大恐慌を惹起するに至らん、彼の十九世紀末に於ける歐洲文明國に普通なりし大恐慌は、實に資本の運轉圓滑ならず、有利なる企業絶無となり、凡ての産業が滯滞したるが爲なり、即ち知る徒らに資本充實するも、之を投下するに適當なる企業を缺けば、一國の經濟狀態をして決して好望の者たらしめざるを、此故に歐洲の諸先進國は熱心に資投の機會を求め、自國內に得能はざるに當つては之を國外に求むるの止なきに出でたり、然れども資本の投下は單に利潤の多からん事を以て充分なる條件とする能はず、其投下したる資本の安全も亦其必要條件なり、故に資本家が投資せんとする企業は、必ずや利潤多くして且安全なるものならざるべからず、而して此二條件は多くの場合に於ては反比例するの憾あり、何となれば利益多き企業は比較的秩序

整頓せざる社會に多きに反し、資本投下の安全は秩序整頓せる社會に待たざる可からざるを以てなり、此故に投資に際して利潤の高率と危険の少なきを望む者は新開地にして文明國の政治的勢力の充分に及ぶ地域を選むに至る、蓋し自然の數のみ。

新開地は自然天産に富み、施設を要する事業も多く、従て資本投下の機會も亦多く、其利潤の割合も大なり、而して其安全の程度に到つては文明國の政權の下に在る地域と其然らざるものとの間に霄壤の差あるは勿論、文明國の所領に於ても資本家の所屬國の領有する場合と然らざる場合とにより大に趣を異にす何となれば文明國の政權の及ぶ地域と雖も、新開の社會なるを以て諸般の秩序慣習等決して文明國其物と同一にあらず、萬國共通の商法が未だ行はれざる限りは、國內關係と國際關係との間に尙多少の差異を存するは已なき事なりとす、文明國間に於て已に然り、未開地に於て混亂せる社會狀態、過渡時代に於ては、國家が常に好意を以て進んで投資の便宜と安全とを計る者と、其然らざる者との間に種々の差異あるは當然の事なりとす、而して之實に殖民地が殖民國の好投資

場たる所以なり、今日に於ては資本の世界的展轉を説く者多しと雖も國際的感情の相違、法律習慣等の不同は資本家をして國際的投資よりも國內的投資を好ましめ、前者を取る場合に於ては、利廻りの割合に高きを要するも、諸文明國間に於ては利潤常に平準に傾くを以て、多少長時期に亘る投資にして、利潤も割合に多く、危険の程度も比較的に低く、且つ國家的感情を満足せしむるは、實に自國殖民地に於ける投資なり、獨逸に於ては千八百八十五年に於ける國外投下資本百億萬マルク中十三億三千萬マルクは非常なる損失危険の状態にあり、其他十七億五千萬マルクは事實上全然價值なきに至れりと云ふ、國內に於ても亦資本家の失敗する事あるは免れずと雖も、之を國外の投資に比すれば固より同日の談に非るなり、即國內投資の機會なき資本家は、已なく危険を冒して國外に投資の途を求めざるべからざるなり、而して國外に投資する場合に於ては自國殖民地を以て最良の投資場とする事前述の如し、獨逸に於ても以前には露、埃、其他バルカン諸國に投資し來れるも、近時は寧ろ土耳其、小亞細亞の鐵道業に投資するを喜ぶの傾あり、之其鐵道が自國人によつて指揮監督され、獨逸の政治的干涉の下

に保護せらるゝが爲なり、此事實は實に無關係の地に投資せんよりも、殖民地に投資するの有利なるを推定せしむるものと云ふべし。

殖民地は殖民國の政治的勢力の及ぶ地域なるを以て、殖民國が進んで其投資の安全を計るは當然にして、加奈多、濠洲の如き殆ど獨立の一國を成す如きものに於ても、政治的從屬關係を母國との間に保存し、人種、言語、風俗、慣習、思想、法律制度の大體に於て母國と同様なるは、母國の資本家に多くの投資機會と便宜とを供し、比較的高き利潤に於て比較的多く安全に資本を放下するを得せしむ、而して國民經濟組織に依る今日の經濟に於ては、資本も亦國民的特質を帶び、國民的統一の方向によつて投資の地域が選擇さるゝの事實あるは實際問題として國家的觀念を閑却せざるよりは、何人も首肯せざる能はざる所なりとす。

殖民地は母國資本の投下場にして、母國は之在るが爲めに資本の多きに苦しみ産業不振を被る事なく、且つ危険と不便とを冒して外國に投資するの不利を免るゝ事を得べく、資本は益々増大して、しかも利潤と安全との點に於て有利なる投資場を有するを得るは實に殖民地の賜なり、殖民地を有するは殖民國の資

本の爲めに大なる利益たるなり。殖民地の創設及其發達には多くの資本を要し、而して殖民地は母國資本の好投下場なりとせば、殖民國は資本に豊富なるを要すると共に、資本に豊富なる國家に最必要なる者は殖民地なるや明なり。ル
 ロア、ポーリュー氏曰く、投資は収入を増加せしめ、從て母國資本家の消費力を大ならしむ。投資は間接に母國製造品に市場を給し、輸入超過の傾向を止む。投資は利率の甚だしき低下を慮し、恐慌を誘致せんとする經濟界の澁滯を救濟す。然り而して資本は之を外國に投下せんよりも殖民地に投下するを以て、一層有利に運用せられたるものと云ふべきなり」と氏の言實に盡せり。

尙此に注意すべきは、殖民地開發に付ては、資本は單に直接に物質上の效果大なるのみならず、精神的効果も亦實に大なる事之なり、未開人の慣習、風俗、嗜好等は一朝にして改良せられ得る者にあらず、宗教の力と雖も實は甚た微弱なるの憾あり、然れども資本にして一度投下せられんか、文明的産業は興り、物質的文明は滔々として輸入せられ、未開人の慾望は變化し向上し、次て心理的變化を來し、終に風俗、慣習、嗜好、思想等の點に於て漸次に文明に同化せられ、殖民國の經營も亦

商業關係

從て實效を奏するに至る、即ち物質的に殖民地を開發するに要する資本は、同時に又間接に精神的に殖民地を開發するの效果あり、即ち殖民地に於ける投資は、殖民的活動に於て輕視すべからざる一大勢力たるなり。

丙、商業關係

移民の動機が多様にして、或は宗教上の原因に基き、或は社會上、政治上の不和に起因し、或は智識上の慾望、好奇心の満足等に出づる事多きは余屢々之を述べたり、然り而して此の如く多様な動機に促されたる殖民的活動に常に伴ふ一現象は商利の收取を努むるの一事なりと云ふを得べし。古代に於けるフェニシヤ、カルセージの殖民、中世に於ける以太利諸市、ハンザ同盟市府の殖民等に在りては、居留地の形式を以てせる商業的殖民によつて、其商業上の利益を收むる事唯一絶對の目的なりき。此如き時に於ては商業は殖民的活動の全體を包含せるものにして、政治的要素は從の地位に在るか、又は意識さるゝに至らざりしなり。古代中世を通じて交通の自由は原則としては認められず、故に商船は武装して諸港間を來往し、從て商業的殖民地を有する海國は商業を獨占したり、獨占

獨占主義

商業の利益は當時の強國の最上の富源にして、其殖民的活動の唯一の目的なりき。近世殖民史も亦商業の獨占を目的として始められたり、商業獨占到に伴ふ諸の制限は大體之を五種に分つを得べし。

- 一、殖民地の生産物を母國以外に輸出するを禁ず。
 - 二、外國生産物を殖民地に輸入するを禁ず。
 - 三、外國殖民地の生産物を母國に輸入するを禁ず。
 - 四、母國船舶以外の船舶は殖民地に出入する貨物の運送に従事するを得ず。
 - 五、殖民地生産原料を以て工業品を生産するを殖民地住民に禁ず。
- 此中第一、第二は普通行はれたる殖民地商業獨占の手段にして、第四は之に附隨して用ゐられ、英國に於て千六百五十一年より千六百五十五年の間に行はれたる航海條例を以て其著しき例とす、第三は商業獨占より生ずる殖民地の不利益を償ふの精神に出でたる者なり。葡萄牙人はバスコダガマが希望峯を廻航して印度に達せし以來、其航海上の先進者及海上の強國たる地位を利用して、到る所居留地の形式による商業的殖民を設けて商業の根據地となし、貿易の獨占によ

つて大なる利益を收めんとせり、而して之が目的を達せんが爲めには、常に強大なる海軍を支持して商船を保護せざる可からず、爲めに軍費に費す所多くして獨占商業の利益も左程に大なる能はざりき。西班牙人は重商主義に基き、貴金屬の收取を其究極の目的として、殖民地商業の獨占を企てたり、彼等の見る所は永久の商業關係にあらず、政府が其交通貿易に干渉せるは、政府の收納を増大せんが爲めなり、今試に南米殖民地に對する商業政策を見るに、一面に於ては貿易額を制限し、一面に於ては貨物の價格を一定し、此に商業獨占、利益壟斷の計を定め、毎年二十乃至二十七艘より成る商船隊を二回、其一回はカルタージェナ他の一回はウエラクリユと本國のセルビーユとの間、但し後にはカチも開かれたり、航海せしめたり、而して實際に於ては西班牙の殖民地貿易は少數の豪商の手に獨占せられたるものなり。

和蘭人も東印度及亞弗利加に於て多くの商業的殖民を經營したり、和蘭人の殖民的活動及之に附隨する諸行動は、一に商利の追及に動機を發したり、其東洋貿易の獨占は吾人の善く知悉せる所なり、然り而して彼等が商利以外政治的關係

の樹立を等閑視したる結果は、希望峯及錫蘭の如き好商業根拠地をも終に英國の奪ふ所となしたるに見るべし。而して夙に自由主義の國民として知られ、カ
ルデコット氏が「吾人の殖民的活動の目的は商業に在り」と云へる英國に於てす
ら、其商業は獨占を以つて主義としたる時代ありき、航海條例の如きは政治上の
理由を加味する事固よりなりと雖も、商業の獨占を主たる目的とする事明なり
而して之が爲めに英國は和蘭と戦ふに至りしなり、英國に於ては商業獨占政策
の一反影として北米合衆國の獨立を見たり、アダム、スミス氏は北米合衆國の獨
立以前に云て曰く、「商業獨占の維持は今日に至るまで英國の殖民地統治の根本
的否寧ろ唯一の目的なり」と、以て如何に殖民地貿易に於て獨占主義が盛なり
しかを見るべし。

ラインシュユ氏が云へる如く、十七、八世紀に於ける商業の目的は市場の開拓にあ
らずして、海外の珍奇貴重なる生産物を獨占的に輸入し、歐洲諸國に轉賣して、其
間に暴利を收めんとするにありき、此如き極端なる商業獨占の目的を達せんが
爲めには、強大なる海軍の支持を要し、殖民地の生産を制限し、殖民地住民の慾望

を箝制し、發達すべき資力と運命を有する新開の社會の隆興の勢を止めざる可
からず、之實に自然に背馳したる企畫にして、殖民國は多大の費用を以て其目的
を達せんとするが爲めに、獨占商業の利益も亦左程大なる能はず、且つ不當の禁
制の結果は、密貿易の盛行を見るに至らしめ、斯くして極端なる獨占主義の支持
は困難なるに至れり。

自由主義

十九世紀に入るに及んで、佛國を中心とせる自由思想の發展は、過去に於る殖民
地商業獨占主義の失敗の經驗と相俟つて、自由貿易主義の勃興を促し、歐洲の政
治的動亂は、殖民地に於て獨占商業を營む能はずんば、殖民地經營は母國に何等
の利益なしとする近視的思想と相扶けて、一時殖民的活動の閑却を見るに至れ
り。

然れども自由放任主義の政策は實は政策たるの價値なかりしなり、歐洲に於て
民族統一の事業進行し新銳國の建立を見るに及んでは、國際競争の激烈は當然
の成果なりと云はざるを得ず、レッセフェール主義が、此激烈なる國際競争の時
代に應ずる良好の手段たるに足らざるを知るや保護干渉の主義は當然の寵兒

保護主義

たるに至り、此に十九世紀末に近くして、復び往時の獨占主義に接近せんとするの表徴を示し來り、英國に於て數十年間多大の効果を奏したる自由貿易論すら、尙今日に於ては其基礎の動搖を見んとするに際せり。然れども今日の保護主義を以て、全然十七八世紀に於ける獨占主義に服歸せんとする者なりと云ふは當らず、十七八世紀に於る獨占主義は市場の開拓を目的とせず、一時的マーカンチリズムの衝動たるに過す、今日の保護政策は國際競争の渦中に處して、國家の經濟的基礎を確立せんが爲めに必要なる手段にして、殖民地貿易も亦實に永久的市場の開発を目的とし、母國と殖民地間に政治的目的に適應し得る商業關係を樹立し、以て國際競争の對手に對して優勝の地歩を占めん事を期する者なり、之が爲めには殖民地に外國貨物の輸入に際して關稅を課し、殖民地の歳入の増加を計ると共に……從て殖民地發達に必要な經費の財源を得、母國産業の維持獎勵を期するを得べく又或は殖民地を母國に同化して、全く國內商業の關係に置くを得べし、英國に於ては本國は自由貿易主義によつて保護關稅を課せざるに反し、殖民地は保護稅を設け、原則としては母國貨物

と外國貨物との間に差別を設けず、之實に英國に於ける保護論者の批難する制度にして余の後に論せんとする所なり。

之を要するに今日の保護政策は、永久的市場の開発、及殖民地と母國とを一團としての經濟的發達を目的とし、政治的勢力競合の現代に處して、領土の擴張を確保し、國運發展の手段として諸強國が執る所のものなり、彼のニコルソン博士が「吾人の外國貿易及勞力資本の移殖は、主として經濟的見地によつて決定せられ政治的理由によつて動されざるなり、勞力は賃金に従ひ、資本は利潤に従つて移動す、而して何者も國旗に従はざるなり」と云へるは、Trade follows the Flag、商業は國旗に従ふと云へる格言を無視せる者にして、自由貿易論者の言としては固より一理あらん、然れども拒む能はざるは事實なり、各國が保護政策を取るの事實、商業が國家的勢力の政治的發動によつて制限され若くは助長さるゝ、近時の事實は、何人も之を拒む能はざるなり。

保護政策が盛に行はるゝ結果は、自由交通の原則制限せられ、各國勢力の及ぶ範圍は政治的にも經濟的にも地域的に界限せらるゝの傾向を誘致し、從て商業交

通の範圍を擴張し又は維持、發達せんとする者に取りては、既得の殖民地の開發及新殖民地の獲得は甚だ必要なり、何となれば殖民地は生産原料に富み、且つ母國貨物の好需要者なればなり。

斯如く保護主義に基て殖民地貿易の發達を計る事近時の趨勢なりと雖も、母國に於ける殖民地貿易と他文明國との貿易を比較する時は、吾人は保護主義に沈湎して、殖民地に於ける商業上の競争者と、全く隔離するの甚だ不利なるを認めずんばならず、何となれば殖民國の輸出入總額に於ては、殖民地貿易は他の外國貿易に比して、尙輕視すべき位置に在るを以てなり。

英國に於ける貿易狀況(一九〇五年)

殖民地貿易(磅)

印度	輸入(本國へ)	三六、〇六二、二九一	輸出(殖民地へ)	四二、九九六、三八八
濠洲		二六、九六八、九七七		一六、九九一、〇〇九

ニュージールランド	一三、三九一、二二二	六、四二五、七九三
加奈多	二五、六九五、八九八	一一、九〇九、二四四

合計	一二七、八六八、七二六	一一三、四三七、八一
----	-------------	------------

外國貿易

合衆國	輸入	一一五、五七三、〇五一	輸出	二三、九一五、九一八
佛蘭西		五三、〇七二、九〇〇		一六、一四二、八九〇
獨逸		三五、七九九、七五八		二九、七〇四、四四九
和蘭		三五、四八一、〇五九		九、六八三、八二九
白耳義		二七、七五一、二八八		一〇、〇五六、〇〇九
露西亞		三三、三六六、二三四		八、一六九、四五四
支那		二、三四〇、三四六		一三、一三六、六四八
日本		一、八六〇、三一一		九、六六一、八九六

合計	四三七、一五一、一九一	二一六、三七八、八〇三
大計	五六五、〇一九、九一七	三二九、八一六、六一四
佛蘭西に於ける貿易状況(一九〇五年)		
殖民地貿易(チフラン単位)		
輸入(本國へ)	二一六、三二五	三二六、七九四
輸出(本國より)	四〇、六三〇	六三、七二三
アルジェリ	二一六、三二五	三二六、七九四
チュニス	四〇、六三〇	六三、七二三
モ子ガル	二六、〇七六	二二、一二一
印度支那	五一、八五五	七三、五六三
合計	四五二、八六一	五八五、六二八
外國貿易(百萬フラン単位)		
輸出		
輸入		

英國	五六三	一二五六
合衆國	五一二	二九五
獨逸	四七七	六二九
和蘭		
白耳義	三一一	七六四
露西亞	二七五	五八
支那		
日本		
合計	四三二、二六	四、二八一
大計	四、七七九	四、八六七
本邦及臺灣間の貿易状況(一九〇五年)		
輸出(圓單位)		
内地	一三六、六一、五〇〇	一三、四八三、八三三
輸入		

外國	一〇七八六、二一〇	一〇、八八二、八一三
計	二四、四四七、七一〇	二四、三六六、六四六
本邦外國貿易額(一九〇五年)		

輸出	三二一、五三三、六一〇	四八八、五三八、〇一七
輸入		

之等の統計に依て見るに、英國に於る殖民地貿易總額は、輸入に於ては外國貿易の輸入額の約五分の一に當り、輸出に於ては約其三分の一に居る。佛國の殖民地貿易總額は、輸入に於ては外國貿易に於る輸入額の約十一分の一に當り、輸出に於ては約其八分の一に居るを見る。又佛國に於る全殖民地貿易と英國との取引とを比較するに、輸入に於ては前者後者に近くして尙及はず、輸出に於ては前者は後者の半にだも達せざるを見る、故に商業上の現狀より見れば、一英國は佛國の全殖民地よりも佛國に取りて重要なりと云はざるを得ず。斯如く殖民地貿易は今日尙外國貿易に比して重要な度低きを以て、殖民政策の爲めに文明國間の貿易を沮礙する如きは、一國商業政策上決して得策なりと云

ふ能はず。然りと雖も、殖民地に於て如何に母國の商品が需要せらるゝかの事實を見る時は、吾人は又大に殖民地貿易に注意を拂はざるを得ず、何となれば殖民地に於ける輸出入總額の過半は、實に其母國との間に行はるゝを以てなり、此點に於て吾人は、殖民地が母國商品の好市場たるを知らざるべからず。今ラインシュエ氏が掲げたる數字によつて、英國貨物が如何なる割合に諸國民に依つて需要せらるゝかを見るに、

千九百年に於ける人頭別消費高	二八、五九
ウキクトリヤ	三五七五
ニュー、サウス、ウエールズ	五八、九八
ウエスターン、オーストラリヤ	三二、八七
全濠洲	二二、五二
希望峯	三八、八一
ニュー、ジーランド	一、四六
北米合衆國	

獨逸	二・四〇
智利	五・六〇
加奈多	八・三九
ナタル	一七・九七
印度	〇・五〇
佛蘭西	二・五二
露西亞	〇・四一
アルゼンチン	七・二六
メキシコ	〇・七二
全英國殖民地	一五・八一
全外國	三・六四

右の數字は人口數明確ならざる地方をも含むが故に、絶對に正確なりと云ふ能はざるも、大體に於ては推斷の根據と見て差支なけん、之に依て見るにラインシユ氏の云へる如く、最貧困なる印度住民すら尙露國以上の好華客たる事明なり

加奈多の如きは北米合衆國の五倍以上の消費力を示せり、之等の事實は殖民地と非殖民地との間に母國商品の需要が如何の傾向を示すかを明にする者にして、商業は國旗に伴はずと主張する論者の論點を反證する前提たり、即殖民地は母國の政治的勢力の及ぶ地域なるを以て、法制、言語、慣習嗜好等母國と同一又は近似し、且つ思想、感情の密切なる關係存するを以て、殖民地人民は母國生産品に對して特別の必要又は嗜好を有す、此結果は交通取引の迅速、正確、容易等と相俟て、母國貨物の販路を殖民地に擴張し、殖民地貿易をして一國商業政策上重要な地位を有せしむ、然り而して殖民地を母國と結合せしめて保護政策を布くに於ては、更らに殖民地は母國生産物の好需要者たらざるを得ざるに至らん、然りと雖も保護政策は報復的に行はれ、國際競争の對手國は一方の保護政策に對し又相當の保護政策を取るを以て、殖民地貿易を偏重して、却て外國貿易に於て打撃を被る如きあらば、之實に策の拙を極むる者なり。

殖民地は多く新開の地にして、其生産業は主として原始産業なり、産業的殖民に在りても企業は多く原始産業の達達に資する者にして、諸種の工藝品、日用品、奢

修品等の供給は之を文明國に待たざるを得ず、之實に殖民地が文明國商品の好市場たる所以にして、特に政治的關係を有し、言語風俗等の點に於て便宜を有する母國をして、一層有利なる位置に立たしむる理由なり。然り而して殖民地に於ては豊饒なる富源は尙開拓されず在り、之が開拓の爲めに機械、材料等を要する事大に、其人口は比較的少くして激増の餘地を有するか、又或は既に人口稠密なるも其生活の狀態は變化開展の途に在つて、慾望の増進を期待し得べきを以て、殖民地が文明國の貨物に對する需要は、近き將來に於ては益々増加の傾向を有する事明なり、之一層殖民地貿易をして一國商業政策上に重要な位置を要求せしむる所以ならずんばならず、商業關係に於て最望ましきは、他の勢力によつて沮碍さるゝ事なき確乎たる發達なり。

政策的見地よりすれば、吾人は現在の狀態如何にのみよつて結論に到達するを得ず、將來に生すべき變化、傾向等は又實に吾人の結論の一前提を爲す者なり、此點に於て吾人は所謂自由貿易論者が今日の國際競争の激烈なる現狀及其益々猛烈ならんとするの傾向、及殖民地の發達に伴つて益々増加せんとする殖民地

貿易の總額に關する正當なる豫測を等閑視せざらんを望む。

吾人は殖民地經營の爲めに母國が多く負擔を忍び、しかも何等特別の利益なしと云ふ理由の下に殖民地拋棄を得策と主張したる者の近視的識見を笑ふと共に、畢竟するに商業、工業及交通業の進歩、富力の増進等は、以前の犠牲に報償して餘ありと云へる論者に左袒せんとする者なり。

尙殖民地貿易の發展は、殖民地開發の上に先づ物質上の影響を及し、延て精神的影響をも新社會に齎らす事、資本の殖民地に移殖せらるゝ場合と同様なり。而して殖民的活動が母國商業に及ぼす影響斯如しとせば、母國に於ける諸産業が又之に相當する利益を被むる事は、唯吾人の想像を以て充分推斷する事を得べし。

第六章 殖民的活動の目的と其條件

殖民的活動の目的は之を具體的に云へば、殖民的活動の有利なる影響を收むるに在り、而して殖民國が多額の犠牲を供して殖民事業に關與する以上は、其主た

殖民的活動の
目的條件

る目的は殖民國に多大の利益を得んが爲めなり、其世界に及す影響の如きは之が附隨的副産物にして、之を以て主たる目的としたる事、一時的現象としては無きにあらざるも畢竟殖民政策の眞目的を了解せざるか又は政略上一時の便宜手段として茲に出でたるに過す。殖民的活動の目的を抽象的に云へば、殖民國の膨脹にあり、殖民國が萬難を排して殖民事業の經營に任ずるもの、敢て世界人類の繁榮を以て直接の目的と爲すにあらず、國家自存の根本必要により、其將來の富強を計らんが爲めに外ならず、而して其究極する所殖民國膨脹に至らざるを得ざるなり。

殖民國の膨脹は之を二方面より觀察するを得べし、即ち母國の方面と殖民地の方面とよりなり。

之を母國の方面より見るに、母國は第五章に述べたるが如く、其増加する人口を固有領土外に移住せしめ、其勢力を海外に振張し、其資本をして益々有利なる投資場を得せしめ、其商品として好消費者を發見せしめ、以て母國々民の生活に必要な職業を給し、母國産業を維持發達せしめ、其領土に比例して密度高き人口

を包容し、之が生活の資料を得るの機會を確實にし、而して一方に於て殖民地を自己の分身として發達せしむ、即ち殖民的活動により、殖民國は自己の位置に於て國力の充實發展を計るを得べし。

之を殖民地の側より見るに、母國の殖民的活動の結果として殖民地の發達を見るは云ふを俟たざるなり。彼の移住殖民地の如き、殖民國々民の生活に適する氣候風土の地に位する大殖民地にして、人口稀薄なる事濠洲、希望峯、加奈多、及英領當時の合衆國の如きに在りては、母國は移民を送り、土民を指揮して、未だ開發されたる事なき自然の富源を開拓するなり、自然の豊富は勞働の効果を大にし、其生産の利益を大にし、移民を誘致すること日に益多く、開拓地社會の擴張、文化の進歩日に益劇しきを加ふるに至るべし、又彼の投資殖民の如く、殖民國移民の繁殖に適せざるか、又は已に他種民族の多數に依つて占領せられたる地方に於ても、生産上文明的方法是未だ用ゐられず、自然の富源は充分經濟的に利用せられざるを以て文明國たる殖民國の移民が、文明の利器文明の組織を用ゐて殖民地に活動を試み、之が結果として殖民地に生産業は起り、富源は開發され、經濟力

は増進し、文化は發展するに至る、而して斯如く殖民地が発達して富強を來すも母國殖民政策にして誤るなく、適當の統治方法(第九章殖民地の統治組織参照)を執るに於ては、殖民地の發達は母國の勢力を減殺するに至らずして、其世界的勢力を維持し増殖する一基礎たるに至る、即ち殖民地は母國の分身として、發達するものにして、殖民國は此に其自己の不可分領土外に於て膨脹の目的を達するものと云ふ可し。

殖民地發達の原因は主として自然の狀態に在り、即氣候、風土、地味、特種富源の存在等は殖民地發達の必要條件なり、現に知らるゝ所の西比利亞北部の如き寒帯に於ては、小部分を除く外は文化の發達、經濟力の増進を資くるの條件を缺くを以て殖民的活動の利益は大に局限されざるを得ず、但し純政治的觀察に於ては、同地方の如きも亦殖民國の政治的活動の基礎を與ふるが故に、絶對的に價値なしと云ふは當らざるなり。

今アダム・スミス氏の所説に依り、カルデコット氏が英國殖民地の迅速なる發達の原因として略述する所を記さん。

英國殖民地の迅速なる發達の原因

一、豊饒なる土地に富める事。

二、土地の利用の自由なると、其生産の結果が不生産的に消耗せられざる事。

物は物として在るの故に富たるにあらず、之を利用する人在るに依つて富たるに至る、彼の文明老國に於ては、生産の結果が徒らに不生産的に消散する事多きに反し、新開地に於ては生産物の大部は生産者の手中に止り、其生活を維持して得たる餘利又將來の生産に用ゐられ、此に益々其富を増加し、勞働に對する賃金の高を増し、勞働者も比較的多くの貯蓄を爲し得るが爲めに、漸次其位置を高めて勞働者階級を脱し得るの機會多く、從て新勞働者の需要増加し、移民の數は劇増するを見るなり。

三、獨占的產物の生産。

トバコ島の煙草の如きは、或時期に於ては絶對獨占的生產物と見る可かりしなり、又彼の濠洲、希望峰に於ける羊毛の如きは、相對獨占的生產物と見る可し、貿易市場に於て自由競争品を以て競争場裡に立つの不利にして、如何に獨占的貨物を武器とする事が有利なるかは、此に之を贅言するの要なし。

四、母國よりの投資を得る事。

資本は今日の經濟界の最大勢力なり、資本なくんば殖民的活動は之を試むる能はざるなり、資本なくんば移住も之を爲す能はず、況んや殖民地富源開發の大事業をや、幸にして母國あり、文化と富に於て優位に立ち、殖民的活動に付て特別の利益を自覺せり、即資本を投じて殖民地に於ける諸種の事業を遂行せしむ、しかも殖民地に於ては生産の效果大なるを以て、利子歩合比較的に高きも、企業者即ち殖民地は毫も痛痒を感せず、之に依つて百般の事業を經營する事を得るなり、曾てニュー・ジブラントに於ては利子歩合は一分五厘乃至二分なりしも、稍人口増加して産業勃興の機運に向ふや、利率は高騰して五分乃至六分にて投資せらるゝに至れり、之實に殖民地に於ける資本の需要の如何に多きかと、其效果の如何に大なるかを證するものなり。

五、成年労働者の移住。

生産の三大要素中、土地自然資本に於ては殖民地已に充分の用意あり、而して殘りの一たる勞力に付ては如何、勞力は之を人口に依て代表する事を得べく、人口

中勞力を給するに堪ふる人民多きを占むる社會は最生産上幸福なる社會なり、而して殖民地は成年労働者の移住する者多きを以て、生産上有利なる状態に在る事勿論なりとす、英人一人が成年に達する迄に要する費用は千七百五十圓を下らずと云ふ、固より未成年時代に於ても幾分の収入を得る事を得るも、到底呱呱の聲を上げてより成年に至るまでは社會の厄介者たるを免れざるなり、然るに殖民地は成年労働者の移住に依り費す所なくして有效なる勞力の供給を受く、之豈殖民地發達の一原因たらざるを得んや、殖民地は斯如くして外部より人口を吸収し、又其生活の餘裕と繁榮とによりて、内部的に出生に依る人口の増加を促し、益々殖民地の將來を有望にす。

六、文明的生産方法が直ちに應用さるゝ事。

殖民地は數百年を経て今日に發達せる文明的生産方法其他社會的の制度を、勞せずして直ちに利用するを得るなり。

七、母國商業の發達。

殖民地開發に際しては、殖民地住民の精力は専ら自然の利用に傾注さるゝを以

て、殖民地住民の欲望を満足せしむべき凡ての貨物を自ら生産するは經濟上許さざる所なりとす、故に殖民地住民と生活の状態に於て最密切の關係ある母國國民と、殖民地住民との間に分業を生じて、殖民地の爲めに諸種の産業を起し、航海通商の方法によつて殖民地の需要貨物を供給するに於ては、殖民地住民は全力を最有利なる活動に注ぎ、しかも自己の關與せざる産業に依る貨物に對する欲望の満足を得べし、之實に殖民地發達の爲めに必要な條件なり。

八、殖民地統治組織の適當なる事。

之第九章殖民地の統治組織の題下に見るべし、一言にして之を言へば、殖民地の位置發達の狀態如何により、適當なる統治組織を用ゐざれば、殖民地の發達は沮礙せられ、甚だしきは殖民政策は全然失敗に終る事、南米の西班牙殖民地の如きあり、慎まざる可からず。

以上の諸點は主として英國殖民地に付て述べられたる所なりと雖も、他國の殖民地に付ても亦同様に推論するを得べし。マーシャル博士は其名著經濟原論に於て論じて曰く、

凡ての時代に於て殖民地は其活力 Vigour and energy 母國を超越するを常とせり、之が原因は一は土地の廣大なると生活必需品の低廉なるとに依り、一は住民が冒險的生活を爲すの必要より生ずる自然淘汰の結果に基き、又或は種族の混合より生ずる生理的利益に由らんも、其最主要なる原因は、殖民地に於ける生活が、希望、自由變化に富める事に在りと云はざるを得ず……。

と、以上は殖民地繁榮發達の由て來る所如何を察せしむべき箴言と云ふ可し。斯如くして殖民地は大に發達すべき運命を有す、而して殖民國が如何にして此發達の運命を殖民地に與ふべきかの條件は、前掲の各箇條より推測するを得べしと雖も、試に之を摘記すれば、

一、人口の比較的多く、其増加率の比較的高き事。

佛國は此點に於て大に不利なる状態に在り、同國政治家の憂ふ所實に此に存す。

二、資本に富める事。

三、諸産業の發達せる事。

四、通商航海業の發達して交通制度の完備せる事。

之なくんば母國と殖民地間に分業行はれ難く、殖民地の發達は期し易からざるなり、又交通制度の不完全は移民の意思を沮塞し、母國と殖民地間の經濟上、政治上及社會上の關係を親密に保ち又は發達せしむる能はざるなり。

五、強大なる兵力殊に海軍力の維持。

露國、埃甸の如き陸的殖民國に在りては、陸軍の強大は固より必要なり、然れども今日の主なる殖民國は連續的領土に殖民を有する事少なく、主として海外に散在して殖民地を有するが故に、殖民國が強大なる海軍力を維持せざれば、直接に殖民地との間に政治的從屬關係を維持又は發達させるの保障を缺き、又一面に於ては、競争殖民國の迫害を防衛する手段を具へざるに至る、獨逸の如き新進殖民國が大に意を海軍擴張に用うるは其理由の一實に此に在り。

六、殖民國々民に勇健摯實の氣ある事。

マーシャル博士の言の如く、殖民地の發達は實に殖民地住民の性格其者に職由すとせば、一步を進めて殖民國々民の勇健摯實の氣が全殖民的活動の原動力を成すものと云ひて可なるべし、殖民的活動の原動力は實に其殖民國々民の勇健

摯實なるに在り、彼等は希望の爲めに動き、艱苦を恐れず、逆境と戦ひ、富と力と文化とを殖民地に植うる者なり、之なきの國は即興に殖民的活動を語るに足らざるなり。

右の條件の下に母國は充分なる殖民的活動を爲し、一面に於ては其位置に於て膨脹し、一面に於ては殖民地を自己の一分身として勢力の延長を來し、内外相俟つて母國膨脹の結果は生じ、殖民政策は此に成功す。

第七章 殖民創設

殖民史に於て見る殖民創設の方法は實は甚だ複雑にして、單純に分類する事困難なりと雖も、其主とする現象に依て之を見るに、或は私人的事業を必要とし、或は國家直接の活動に基き、或は此兩者の中間たるものと見得べき特許會社の經營に待つ事多きあり、今少しく之等のものに付て説く所あらん。

第一節 私人的活動

近世の初期に於ける殖民地は主として私人的活動の賜なり、近世の冒頭に於て諸種の發明と共に、遠洋航海世界的交通の機運は勃然として起り、西班牙、葡萄牙、和蘭等は當時先進の海國たりしを以て、超海の壯圖に於ても亦先覺者たりき、而して此時に際しては領土擴張の虚榮、智識の欲求、宗教傳道の熱心、商利の追求等の諸動機著しく振興して、之等海國の民心を刺激し、人として征服、遠洋航海、探險、布教、通商等の事に従はずんば人にあらざる如く思はれたりき、此故に私人の殖民的活動は當時に於て最高潮を示し、有爲の人物は續々國境を超え、海を渡り、瘴烟蠻雨の地に入つて、文明と政權信仰を植ゑ、智識と富とを收取するに狂奔したり。

宗教傳道

先づ宗教傳道に見るに、西班牙、葡萄牙が殖民的活動を以て布教の目的と隨伴せしめたるは顯著なる事實にして、我天草の亂の如きも實に之が爲めに生じたる結果たるに外ならず、英國殖民史の初期に於ても、基督教の傳道は殖民事業の最大要件なりき、而して私人は宗教的狂熱を以て殖民地に向へり、サー、パンフレ、ジルバートが米大陸に初めて殖民地を開くや、揚言して曰く「基督教の傳播は新

領土に於て爲すべき第一の事業なり」と、嘗に近世初頭に於てのみならず、其以後に於ても傳道師が殖民的活動の上に有する地位は實に重要なものあり、英國に於ては過去二百年間に約六十の傳道會社組織され、其宣教師は、現在に於ても外國殖民地等に於て活動しつゝあり、而して此傳道事業に依つて英國は濠洲、フイジー、南及中央亞弗利加、シーラレオン、グイルマ、ギヤナ等の殖民地の基礎を得たり。佛國が交趾支那に於て殖民地を得たるも亦傳道者の賜なり、即ち千八百六十二年に於て宗教上の紛争に依り、佛國宣教師の多く殺害せられたるを理由として、佛國は其政治的勢力を東亞に確立する根據を得たり、此他西部亞弗利加及大洋洲中に於ける殖民地も亦傳道を以て其取得の起因とせり、千八百九十八年に於ける獨逸宣教師殺害事件は、獨逸政府をして膠州灣を清國より租借せしめ、其重要な權利を山東省に有するに至らしめたり。亞弗利加に於ける獨逸人は自己の殖民地内に英國宣教師の傳道するを以て殖民政策に不利とし、佛國の殖民地に於ても亦同様、外國宣教師の侵入を排斥するの聲甚だ高し、之信教及布教の自由を以て原則とする今日に於ても、尙傳道事業が國家的臭味を帯び、稍

商人

すれば政治的勢力の導火線たるの傾向あるを以てなり。之を要するに宗教傳道は、宗教其者の勢力擴張を離れて、國家的勢力侵入の動機言質を爲すと同時に新社會の精神的勢力を服従左右するの利あり、即以て殖民的活動の大なる補助となすを得べく、現今の多くの殖民國が宣教師を利用し、其宗教的以外の勢力を扶植し以て多くの殖民地を創設し又は維持するを得たるは其理由なきにあらざるなり。

殖民地創設が商人の力に依る事多きは、未開野蠻の種族との通商貿易事業其者を以て、直ちに殖民事業なりとなす事例あるにも知るを得べし、商業はフェニシヤ、カルセージの古代よりして殖民事業と密切の關係を有し、近世殖民史に於ては、宗教傳道と共に著大なる效驗を殖民創設の事業に爲したり、蓋し近世初期に於ては、諸殖民國は富の擧得を以て、殖民事業の主たる目的としたり、即殖民地取得の目的は國富の直接の増進に在り、國富は貴金屬の分量を以て計上され、爲めにマーカンチリズムを生じ、冒險心に富み、商利に急なる商人が、遠く萬里の波濤を超えて未開野蠻の地に入り、土人と交通し取引したるは、今日の殖民地創設に

遠征者

探検

與つて力ある所なり、而して國家が之等商人の保護、市場保全の爲めに、政治的兵力的干渉を試むるに至つて、殖民地は理論的又事實的に創設せらるゝなり、即商人も亦殖民地建設に付ては重要な職分を有すと云はざるを得ず。

此他私人的遠征者も亦殖民創設に貢獻する所多し、佛國のフェデルブ將軍が北西亞弗利加を征服したる如き、ラジャブルクがホルチオを征服して英國の殖民地としたるが如き、又彼の露國のムラビョフ、アムールスキが東部西比利亞を露國の殖民地としたる如き、皆世上に有名なる事實なり。

此他單に學術上の爲めにする探検も亦全く殖民創設と關係なきにあらず、セバスタン、カボットが航海の途上北米大陸を望見したりとの空漠なる事實すら英國をして北米大陸に廣大なる領土を有せしむるの原因をなしたり、況んや一層具體的なる無主未開地の地理的科學的探検者が、自己所屬の國家に多くの領土を取得せしむる言質を與ふる如きは、毫も怪しむるに足らざるなり、科學的地理學的發見の爲めに、キャプテン、ジェームス、クックが試みたる冒險的旅行は、終に英國をして濠洲を領有せしむるの端緒をなしたり、スタンレー、リービングス

トン等の學術的方面以外政治的方面に寄與する所尠からざりしは、人の善く知る所なりとす、ラインシュユ氏が冒險的私人の活動は通商を促し而して其利益増大するに及んでは、國家は之が保護者として現はると云へるは、實に殖民史の證明する事實なり。

殖民創設の大事業の基礎を私人的活動に起因せしむるの利益は、國家が直接に其成敗の賃を負擔せず、又他の強國との國際紛議を避け得る機會多き點に存す、即私人は自由大膽に活動して他競争國の領域を侵すも、競争國又は被害國は其私人の國籍を存する本國と交渉するに際して、該國は直接に其責任を負はざるを得、而して一朝其私人の成功確實なるに及んでは、本國は好機會を利用して其保護權又は領有權を主張し干涉し來り、此に殖民創設の大業を完成するに至る、之露國がムラビョフ將軍に依つて西比利亞を征服したる歴史の最善く明證する所なり。

特許會社

第二節 特許會社

諸國の殖民史に於て活潑なる活動を演せしものは特許會社なり、特許會社は一面に於ては私人的團體なるも、他の一面に於ては國家の特別の認許保護の下に在るを以て、余は之を私人的活動の外に置いて研究せんとす。

交通發達して世界の狀況明白となり、マーカンチリズムは歐洲經濟界を風靡して富、特に貴金屬を海外に求むるの大勢滔々全歐に漲るや、私人は率先して海外の事に赴きたる事、已に屢々述べたるが如し、然れども眞に超海の壯圖を完成せんには、單一なる私人の精力資金は屢々餘りに微弱なるを感せざる能はざりき、此に於てか零碎なる資本を集積し、同好者多數結合して、大なる精力と資金とを組織し、以て殖民事業を成功せんとするの企を見るに至れり、斯の如くして近世の株式會社は殖民的活動を目的として始めて世界に現はれたり、即千六百〇二年に和蘭のアムステルダムに於ける蘭領東印度會社之なり。

十七世紀十八世紀に於ける特許會社の目的は勿論營利にあり、即マーカンチリズムの下に富を海外に求めんとする事會社の目的なり、而して此目的は通商貿易に依て達するを得べく、從て商業を其會社の獨占とするを以て利ありと爲す

に至れり斯の如く當時に在りては特許會社は殖民地に獨占的商業を營むを以て其目的とし事業とし殖民地は唯商業的利益の爲めにのみ存したるなり而して特許會社の行ふ所の政治上及軍事上の權力は國家の委任によるものにして特許會社は其商業の獨占を保護するが爲めに此權を行使したり殖民地に於ては商利は第一の要件にして政治的勢力の擴張は第二位に在りて前者に附隨する要件に過ず此故に英領東印度會社の如きも佛人と印度に於ける商利の競争に於て優勝者たる必要を生ぜざりし以前に於ては土民に政治的干渉を試みざりき蘭領東印度會社の如きは殆んど商事以外には何等の事項に付ても土民に干渉せざりき。

此種の特許會社の有名なるは英國に於てはヴァージニア、マサチューセツツ會社、倫敦東印度會社、英領東印度會社、帝國亞弗利加會社、ハドソン灣會社等にして、和蘭の蘭領東印度會社、蘭領西印度會社、佛國東印度會社等之なり而して此中にて最有名なるは英領東印度會社及蘭領東印度會社なり。
蘭領東印度會社は其設立千六百〇二年に在り、此會社の組織されたる理由は一

にして足らざれども、其主なるものは殖民的經營の資本を要する事多く私人の企業は之に満足を與ふる能はざると、西班牙、葡萄牙等の海軍は稍すれば和蘭の通商を妨害し、而も國家の軍備は之を防禦するに足るの實力を有せざりしを以て、印度の富源を掌握せんには、大資本を組織し、國家の認許を得て軍備を私有し、通商交通の安然を計るの必要ありしなり。
蘭領東印度會社はジャバ島のバタビヤを以て根據地とし、總督を置き軍備を具へ其勢力の及ぶ所はマラツカ、錫蘭より遠くケープに迄及び、各所に支社を設けて軍事行政の統一を計り會社の船舶は凡て歐洲との交易を獨占して巨利を占め、其利益配當の如きも多き年には五割に及べり。此會社は固純然たる商利を目的としたるが故に大體に於ては土人に政治的干渉を試みざりしを以て、善く其功を成すを得たり、然れども種々の原因よりして社運衰頽に傾き、十八世紀の末には最早挽回し難き程の負債を生ずるに至りしを以て、千七百九十五年には通商上の特權を留保するに止り、他の軍事行政の權は、一切之を領土と共に和蘭政府に歸屬せしめ、千八百年には終に全く解散するの悲境に陥れり、而して此會社の解散と共に和蘭政府が確實に

其東印度方面に於ける殖民地を取得したるは注意すべき現象なり。
 英領東印度會社の起源は千六百年にあり、始めは倫敦商人の組合なりしも、千六百十二年に株式會社となし、漸次印度に勢力を増して、葡萄牙人を逐ひ、印度蕃王の信用を確め、東洋諸地方に殖民するの權を得たり。千六百九十八年に於て有力なる競争者起りたるも、會社は千七百〇二年に合同を全うするを得たり、斯くて始めは單に商業上の目的を有するに過ぎりし東印度會社も、千六百二十四年には母國外にありては其使用人に刑罰を科するの權を與へられ、民法、軍律等の適用を許され、千六百六十四年には非耶蘇教國及土着酋長と交戦するの權を許されたるを以て、軍備を擴大して印度半島を征服するを得たり、十八世紀の中葉クライブが怪腕を振ふに至りし以後は、會社の活動最顯著にして、佛人、蘭人は印度より驅逐せられ、英國は實質上廣大なる領土を得たり。千七百七十三年には英國議會一法案を通過して總督に與ふるに内治軍政上の絶對權を以てし、此に活潑なる自由行動を取るの能力を具へ、其第一の總督なるヘスチングの征服主義と印度領土の劇増を見たり。斯くして會社は漸次に其權力を増大し、主權問題

を除いては殆んど一國家の觀を爲し、千七百八十四年にはピットの印度條例によつて會社を保護監督せんが爲めに一監督局設けられ、其局長は内閣に列し會社の軍事は英國元首の勅任による司令官の指揮に屬する事となれり、而して千八百五十八年には終に東印度會社は解散して、其領土は一切の權利と共に英國政府に歸屬し、軍事行政凡て英國政府の手に依つて行はるゝに及び、監督局も廢せられ、印度事務大臣は顧問會と共に印度の事を見るに至れり、即英領東印度會社は商利を目的として興り、國家認許の下に權力を行使して領土を取得し、最後に之を英國政府の手中に歸して、此に所謂英國の寶庫を英國の殖民地と爲すを得たり。北米に活動したるハドソン灣會社も亦同種の徑路を取て、千八百七十年には其權力と領土とを英國のものとし、加奈多之なり。

十九世紀に於ても吾人は多くの殖民特許會社を見るを得、即ち英領北ボルネオ會社は千八百八十一年に設立せられ、帝國ナイガー會社は千八百八十六年に、帝國英領東亞弗利加會社は千八百八十八年に、英領南亞弗利加特許會社は千八百八十九年に、何れも設立され、獨領ニューギアナ會社、獨領東亞弗利加會社は千八

百八十五年、葡領モザンビック會社は千八百九十四年に、國際コンゴ會社は千八百七十九年に、何れも設立せられて盛なる活動を爲せり。余の目的は殖民史を詳述するにあらずと雖も、少しく之等最近の特許會社に付て記する所あるべし。

北ボルネオ會社の特許條件を見るに、第一、會社は自己特殊の旗旌を用ふるを得るも英國々籍を脱する能はざる事、第二、會社は其領土の秩序維持の爲めに法令を發するを得る事、第三、行政上必要の費途に充つる爲めに適宜の徵税を爲す事、第四、警察制度を設くる事、第五、政治上必要なる行政官司法官等は適宜之を任用するを得る事、等其主なる者なり、而して會社は政府の許諾なくんば其特權を讓與する能はず、政府は士民に關する外交上及内治上の問題を裁決し、北ボルネオ總督は政府の任命する所なりき。

近世初期に於ける傳道事業、及十七八世紀に於ける特許會社と異りて、之等十九世紀の特許會社は信教の自由を尊重し、商業の獨占を試みざりき、北ボルネオ會社は唯行政費に超過せざる範圍に於て、外國商品に對して關税を課するのみ、而

して千八百八十八年に至てボルネオ會社の領地は他のボルネオの土地及サラワック、ブルネイ等と共に英國の保護地となり完全なる殖民地となれり。他の十九世紀の特許會社も北ボルネオ會社と略同一の條件の下に設立され、商業の獨占なきを以て拓殖の大事業の多額なる入費を償ふに足る收入無く、爲めに多くの會社は無配當なり、唯英領南亞弗利加會社は其鑛業權を私人に讓與して多くの收入を得、爲めに財政大に裕なるを得たり。此の如く收益配當皆無なるを以て、東亞弗利加會社々長ウキリヤム、マツキンソン氏の如きは、其株主の前に演説して曰く、其配當を義捐せりとして満足せよと、蓋し之等特許會社の眞の目的は國家的勢力の擴張、領土の取得、即殖民地建設に在るを以て、營利なくして猶善く活動するを得たるなり。

英領南亞弗利加會社の名はセシルローズの名と共に永世不滅なり、ローズが會社を組織せるは千八百八十九年にして、五年を出でずしてトランススヴァールの地に鐵道々路を通じ、交通機關を整へ、其經營實に見る可きものあり、ローズの成功の餘りに急激なるや、土民の反感を激發し、千八百九十五年にはマタベル、マン

ヨナ戦争となり、後ジェームソン事件ありて失敗したるも、最後ローズとチャンバレーンに依て起されたりと云はるゝ南阿戦争となり、千九百年にはオレンジ自由國、トランスヴァールは全く英國の殖民地となり、ケープ殖民地と共に、南亞弗利加に新英國を出現するに至れり、元來此トランスヴァールの地は時々英國に隸屬し、其薄弱なる保護權の下にありしを、南亞弗利加會社が英國の完全なる殖民地たらしめんが爲めに、豫備の施設と機會とを與へ、終に其目的を達するを得たりしなり、而して此赫々たる成功は主としてセシルローズの怪腕に依るを以て、英人は彼を呼ぶに帝國建設者を以てせり、其言實に當れりと云ふべし。英國が過去二十數年間に於て南亞弗利加に領有するに至りし地積は約二百五十萬方哩にして、其中の三分の二以上は實に特許會社によつて歸屬せしめられたるものなり、即五十萬方哩は帝國ナイガー會社に依り、七十五萬方哩は東亞弗利加會社に依り、五十萬方哩は南亞弗利加會社に依りて之を殖民地とするを得たり、之實に驚くべき事實にして、更に驚くべきは之等特許會社が其領土及所有物を政府に歸着せしむるや、其賠償金額の尠少なる事之なり、即東亞弗利加會社

は政府より五萬磅を得、英國政府は二十五萬磅を支出したるも、其二十萬磅はザンジバル王に與へたるなり、帝國ナイガー會社は八十六萬五千磅を得たるのみ、而して又之等特許會社の成功顯著なる事は、其迅速なる點にあり、帝國ナイガー會社はトンブソンの盡力によつて六箇月間に全ソコト地方の保護權を收取し、經營僅かに十四箇年にして重要なる英國殖民地を建設し、南亞弗利加會社は五箇年に其産業的政治的組織を確立し、東亞弗利加會社は六年を出でずして其業を完了せり。

國際コンゴ會社の成功はコンゴ自由國として現はれたり、特許會社によりて一の新なる國家を見るに至れるは之を唯一の現象とす、此コンゴ會社の實力は白耳義支部に在り、從てコンゴ自由國は國際法上の形式に於ては君主國にして一の獨立國なり、雖も實際に於ては白耳義の殖民地たる觀あり。獨逸の特許會社は政治的組織に於ては成功せざりしと雖も、其活動は政府をして其地帯に政治的勢力を伸張せしむるの動機となり、準備をなしたるを以て、間接に殖民的成功を助けたりと云ふべし、葡萄牙のニヤッサ會社及モザンビック

會社は現に其成功を示して、葡領殖民地として南亞弗利加に廣大なる地積を見るを得たり。(ラインシュユ氏、殖民統治論)

十九世紀に於ける殖民特許會社の特質が商業の獨占を目的とせずして、主として政治的權力の確立伸張を目的としたるに存するは余已に之を述べたり、然れども尙此に注意すべきは、此最近の特許會社の活動によりて、殖民地に對する母國の經濟的關係が商業的よりは寧ろ産業的に傾ける事之なり、投資殖民の傾向日に旺なる事之なり、即鐵山森林の開拓農業の進歩等の爲に投資して以て利益を收めんとするの傾向之なり、之セシルローズの南亞弗利加に於ける活動に見れば最明なり。

之を要するに、特許會社が殖民國の爲めに殖民地取得の準備を爲し、之が動機となり、殖民創設の爲めに貢獻したる所決して、尠少にあらざるなり。何故に特許會社が斯如き至大の貢獻を國家に致すを得るや、思ふに國家直接の經營は各國の勢力範圍明確ならざる場合は勿論、明確なる場合に於ても、勢力衝突の機會多く爲めに國際關係の圓滑を妨げ、從て殖民事業の成功に危機を藏するの虞あり

特許會社をして之に當らしむる時は、國際上衝突を避け得るの餘地を存するの利あり、且又殖民地創設に際しては、其事業の多方面にして激變し易き、之を官人の形式的經營に委ねんよりも、同好私人の資金と精力とを蓄積したる特許會社に委ね、國家監督の下に自由大膽に私人の活動を奨励するの利あるに如かず、即熱心、識見、經驗に富める私人は大々の抱負を以て活動し、爲めに國家は短日月間に非常の廉價を以て殖民地を領有するを得るなり、特許會社が殖民創設に寄與する所眞に大なりと云ふべきなり。

我國に於ても近く東洋拓殖會社の成立して、殖民地に於ける經營に資せんとするあり、之亦本邦の殖民政策上有要なる一分子たるを失はず、吾人は切に其成功を祈る者なり。

國家的活動

第三節 國家的活動

ルロア、ポーリユー氏は其大經濟學に於て論じて曰く、殖民事業に於ては個人は嚮導者として商人として多く貢獻する所ありしも、永續的組織的の大事業を成

すには不適當なるを免れず、即國家によりて統一指揮せらるゝを要す、……之を特許會社に見るに之も永久的事業には不適當なり、故に或期間の後には必ず政府の手中に其事業を收めざるべからず」と。殖民地は母國と政治的從屬關係を有する者なるを以て、殖民地設定は實は凡て國家の活動に歸着せざるを得ず、然れども國家の活動の順序形式に付て見るに、一は私人特許會社による活動を前提とし、豫備として政權を樹立するの基礎をなし、最後に國家的權力の發展を見るに反し、一は之等の前提豫備なしに國家が直接に殖民創設の事に従ふの二場合あり、而して此區別は漸次世界各國の政權擴張領土膨脹の趨勢進んで、私人特許會社が自由大膽に行動するを許す無主未開の地又は領域不明の地なきに至つては、殊に著しく感せらるゝ所なり、印度南洋等が尙無主の状態に在り、亞弗利加が地圖上唯白色なりし時代にありては、冒險者、愛國者等が自由に活動して國家の爲めに殖民地を得る豫備的行爲を爲すを得べく、特許會社の如きも、商事、産業以外武力行政の權を行使して殖民の建設を助くるを得んと、國際關係繁鎖となり、交通發達して、無主未開の地の特定の國家の權力の下にあらざる者なき

に及んでは、私人特許會社の活動の餘地なく、且近時國際競争の激烈なる、到底私人特許會社は殖民設定の前提豫備たらんとするにも、充分の資力と勢力とを具へずと云はざるを得ざるの傾あり、彼のムラビヨフ、アムールスキ、將軍の如きも、若し清國の勢威北方に充實したらんには、東部西比利亞を露國の爲めに殖民地たらしむる能はざりしならん、又露國の韓國龍巖浦に設立したる森林會社の如きも、一の殖民特許會社の實質を有し、土地の占領砲臺建設兵備の配置等大に爲すあらんとせしも、終に日本の反對する所となるを免れざりき、世界の地圖が文明國の色によつて分彩せらるゝに及んでは、私人特許會社が殖民創設の事に寄與する所は比較的少からんとするに反し、一國民の資力と精力とを代表する國家が自ら表面に立つて殖民建設の事に當らんとするの傾向益盛ならんとするは、國際競争の激き今日當然の現象なりと云ふべし、殖民地建設に關する國家直接の活動は之を先占に依るものと條約に依るものとの二に分つを得べし、而して之等の國家の行動は國際法上の問題なるを以て詳細は之を國際公法に付て研究すべし、此には唯大體を論述するに止めん。

原始的創設

第一 原始的創設

甲、先占。

先占に依りて取得さるべき領土は無主未開の地なり、未開人の住地は他の獨立國に依りて占領せられざる場合には之を無主の地と看做す、即國際法上無主の地は先占によつて其先占國の領有に歸す、此如き無主の地を先占によつて領有せんには左の條件を要す。

- 一、先占は一定の地域に領土主權を延長するの意思を有し、且之を表示する事。
- 二、先占は實力的なるべき事。
- 三、先占の地域は實力の及ぶ範圍に限る事。

一の國家が此三要件を充して無主未開の地を先占せば、其地域は其國家の領土となり、殖民地として經營さるゝを得べし、而して之等の條件は一面より見れば殖民的設備の必要を意味する者にして、殖民地創設は無主未開の地に於ては國家の先占行爲によりて目的を達するを得と云ふべし。

近世の初代に於ては新地の發見は直ちに領土主權を確立せしめ、先占の要件の如きは毫も必要なかりき、千四百九十六年に於てセバスタン、カボットが英國艦隊に乗じて、亞米利加大陸を水天彷彿の間に認めたりとの一片の主張すら、英國をして北米に大殖民地を有せしむるの理由となりし位なり、航海發見の相次たる當時に於ては、發見は先占の事實を俟たずして領土主權を確立せしめたり、又漸次發見の效力を輕んじ先占の事實に重を置くに至つても、先占は假設的なるを以て足れりとし、ヒンテルランド主義行はれ、敢て實力先占を必要とせざりき、現今の先占法規は千八百八十五年の伯林會議によりて確定したるものにして、前掲の如き條件を要す、其以前に於ては無主未開の地の占領は甚だ輕便にして、西班牙人が南亞弗利加に國旗を掲揚して以て全大陸を自己の領有なりと主張せる如き、法王アレキサンダー六世が千四百九十四年五月十四日の敎書を以て、既に他國によりて領有せられたる地域を除く外、凡て西半球に發見さるべき土地をフェルヂナンド及イサベラに與へたる如き、毫も今日の如き法規なかりしなり。

先占の法規は今日に於ては殆んど完全に具はれりと雖も左程必要なし何となれば今日にては殆んど國際法上無主の地なく發見の事も想像以外にあり從て先占法規の適用を受くる場合少きを以てなり然れども若し此の如き地域ありとせば現今の諸殖民國が曾て爲したるが如く先占によつて領土を取得し之を殖民地となす事を得べし。

勢力範圍の分定

乙、勢力範圍の分定。

無主未開の地は先占に依つて殖民地となすを得る事前述の如しと雖も先占に依らずして國際條約に依つて殖民地の形式を全ふする事を得即實力的占領の事實なきも尙其領土主權を取得するを得るなり之勢力範圍を分定する條約に依る者にして學者は多く斯如き條約を無効とするが如し然れども國際法規の形式を離れ一政治的見地より見るに此方法も領土取得の一方法たるを失はざるなり條約は固條約國間に效力あるに過ぎるも實際上無主未開地を關係強國間に分領する勢力範圍確定の條約は有效なり之歴史及政治的觀察の拒む能はざる所なりとす。

此方法に依りて諸殖民國が其實力の及ばざる地域を分領し以て殖民地の基礎を定めたるの例は亞弗利加に於て多く見る所なりとす即英獨間の協商に見るに千八百八十五年には南西部亞弗利加に關し千八百八十六年には大洋洲に關し及カメロンの境界に關し千八百九十年には東亞弗利加の境界に關し千八百九十八年にはテラゴア灣に關して各其領土權の及ぶ範圍を定めたり。又獨佛間の條約に見るに千八百八十五年にはトーゴ及カメロンの境界に付て千八百九十四年にはチャッド湖の地域に關して各其領域を定め英佛間の條約に見るに千八百九十年にはアルシエリーナイガーソットに付て千八百九十八年にはナイガー地方に付て千八百九十九年には東部スーダンの地域に關して各其勢力範圍を定めたり。

諸殖民國が條約を以て勢力範圍を定めて未開無主の地を分有するは國際爭議を未發に防ぐ方法にして其法律上の效力は條約國に限るが如くなるも政治上事實上の觀念に於ては第三國の其勢力範圍を侵す者なきを以て實際上確定的の效力を有する事已述の如し而して勢力範圍の地域内に於て各勢力國が任意

に土人酋長等を保護契約を結ぶ事、亞弗利加に於て多く見る所なりとす、但し余は此勢力範圍を以て直ちに完全なる殖民地と爲さず、然れども殖民の觀念の形式的要素の幾部を含み、近き將來に於て實質上の要素をも具備すべき確實なる豫想の下に、之を發達せざる殖民地として見るなり、而して勢力範圍分定の條約は此如き殖民地を創設する國家直接の活動にして、將來完全なる殖民地を豫想する者なり、ローレンス氏曰く「勢力範圍は保護地となり、保護地は遂に本國の所有に歸して殖民地となるの傾あり」と、此言當れり。

承繼的創設

第二 承繼的創設

國際法上條約によりて領土主權の移轉を見るは、賣買により、交換により、抵當により、割讓による。
 賣買に依りて殖民地を取得したるは、北米合衆國が嘗て佛國よりルイジヤナ州を買ひ取りたるが如きに見るべし、當時に於てはルイジヤナは實に合衆國の一殖民地なりしなり。

賣買

交換

交換に依りて殖民地を取得したるは、千八百二十四年に英國と和蘭と協商して、亞細亞に於ける殖民地の或部分を相互に移轉したる如き、又嘗て我國と露國とが樺太と千島とを交換したる如きに見るべし。
 義務不履行の結果として、抵當としたる土地の領土主權が移轉し、債權國の殖民地となりたる例は未だ之なきが如し、然れどもあり得べき殖民創設の方法なりと信ず。

領土の割讓

領土の割讓は或は任意の贈與によるあり、例へば千八百六十年のツーリン條約に依つて亞弗利加のニヤッサ地方が佛國に割讓せられたる如き之なり、又或は講和條約の結果として領土の割讓を見る事多し、今日に於ては一の獨立國の領土は征服占領のみによりて其領土主權を移轉する者にあらず、必ず割讓の條約を要す。斯如き割讓條約の結果として領土を取得し殖民地となすの實例にして最人心に新なるは、米西戰爭の結果合衆國が比律賓を殖民地とし、日本が臺灣を殖民地と爲したるに見るべし、臺灣を以て殖民地なりとすべきや否やは一の問題なり、ジロー氏の如き、タイムス記者の如きは之を以て殖民地とせり、余も亦

之に従ふ者なり。

容假的創設

第三 容假的創設

被保護國

條約によりて第三國の領土又は其一部を殖民地とする方法之なり。
甲、被保護國。

被保護國は保護條約の結果として、其内治上の自由を留保すると同時に、軍事、外交の事は之を保護國に委ね又は其監督を受くるを例とす、其保護權の界限は固より條約の内容に依りて區々たるを免れずと雖も、大體に於ては上述の如きを以て、保護國は被保護國に對して優越の權力を有し、後者は實際上前者の政治的勢力の下に在り、而して利益は權力の所在に従ふを常とするを以て、保護國は其優越なる權力者たる地位を利用して、被保護國の領土内に於ける自國臣民の活動經營に多大の便宜を與へ、被保護國をして形式的にも實質的にも保護國の一殖民地たらしめ得べきは自然の數なり、故に此方法も亦國家の直接活動に基く殖民創設の方法の一と見ざる可からず。

之を實例に見るに、千八百七十四年に於て佛國は安南と保護條約を締結して安南を被保護國とし、終に實質上に於ても佛國の殖民地たらしむるに至れり。千八百九十五年には馬來半島の諸國は一聯邦を組織して英國と條約を結び、其保護の下に立ち、形式上にも亦殖民地たるに至れり。明治三十七年二月二十二日を以て調印せられたる日韓議定書を見るに、其條約の明文に於ては他の保護條約に比して大に不完全なるの嫌ありと雖も、韓國をして我政治的勢力の下に置き、被保護國たらしむるの形式に於ては充分なり、而して明治三十八年十一月十七日は完全なる日韓保護條約の締結を見たり、故に若し日本が此優越なる地位を利用して韓國内に殖民的活動を試み、實質上の殖民の要件を充すに至らば、韓國を以て完全なる日本の殖民地なりと云ふも不可なきに至るべきなり。
人或は未開種族の酋長と文明國間に締結されたる保護條約の效力を疑ふ者あり、國際法の法律的地見地より見んには、或は此疑問起らん、然れども之を實際上政治上の見地より見るに、其文明國と之に無効を對抗せんとする他強國との勢力關係によつて此問題は解決さる可く、從て實際上斯如き條約も亦有效なるを例

一種の勢力範圍

とす、其著例は英領印度と其印度各蕃王又は酋長との關係に見れば明なり。(第九章參照)

乙、一種の勢力範圍。

國際條約に依つて一國が他の一國の領土の一部に優越なる權力を伸張し得る事あり、即一種の勢力範圍を一獨立國內に現出する者にして、清國內に於ける所謂租借地の如き之なり、此種の勢力範圍は亞弗利加の未開地に於て各強國が互に勢力範圍を分定する場合と異り、其勢力範圍たる地域は一の獨立國の領土に屬す、然れども條約の結果此地域内に於ては勢力國の政治上軍事の權力及ぶを以て、勢力國は其地域に充分殖民的施設を爲すを得べく、從て其勢力範圍は形式上及實質上勢力國の殖民地たるに至る、日本が繼承したる露國の旅順、大連の租借地、獨逸の膠州灣、英國の威海衛、佛國の廣州灣の如き皆然り、之等の租借地は固期限付のものなるも實際の勢力問題としては期限の更新は豫想さるべきのみならず、或は他日の割讓も亦豫想さるべきものなり。

勢力範圍の語は其意廣濶にして用法區々なり、國際間の條約によつて消極的に

勢力範圍を定むる場合あり、例へば日清間の條約によつて福建省の不割讓及日本の優先權を定めたる如き之なり、又或は任意一國の主張にかゝり別に條約なきものあり、例へば英國が斯波灣沿岸の地を以て自己の勢力範圍なりと主張する如き、又英露兩國が各斯波に於て、英國は南部を、露國は北部を、勢力範圍なりと主張する如き、北米合衆國がモンロー主義に依つて兩亞米利加を歐洲の勢力以外に置き、自己の指導の下に發達せしめんと宣言せる如き之なり、又國際條約に依つて第三國內に勢力範圍を分定する事有り、例へば明治三十五年二月の日英同盟に見るに、英國は主として清國に於ける政治經濟上の利益に付て、他の侵略的勢力を阻止するを目的とする如き、甚だ漠然たる嫌ありと雖も亦勢力範圍を分定するの精神に出づ、之等の勢力範圍は多くは其效力薄弱にして、全く各勢力國の政治的勢力即實力の消長に依つて、或は全然消散し、或は完全なる勢力範圍の確立を見延て殖民地の建設を見るを得べきものなり。

第四 小 結

余は殖民創設の方法として私人的活動、特許會社、國家的活動等を順次説述したるも、元來此三者は全然分離して殖民地創設の業を成すと云ふにあらず、否此三者は多くの場合に於ては相伴ひ相扶けて殖民創設の爲めに貢獻したるは歴史上の事實なり、而して私人的活動も或程度まで進捗すれば直ちに國家的活動を必要とし、特許會社の活動は私人の敏腕につ事埃多くして、しかも或程度に達すれば國家の經營に歸する事常なり、されば此三者は實は同一殖民的活動の一部を表現せる者と云ふべく、殖民的活動を試み、殖民地を建設せんとする者は、須らく機宜に従て之等の三活動を加減並試すべきなり。

唯吾人が注意すべきは無主未開の地の存在が殆んど想像され難き今日に於ては、私人的活動、特許會社による活動が漸次其範圍を狭少にする事之なり、之如何なる國家と雖も自己の領土を侵掠せんとする外國人又は外國特許會社の活動を認容せざるべきを以てなり、然れども國家の勢力を背にし、美名の依るべきに依つて之に臨めば、小弱國が強大國に屈從し、其保護の下に殖民地たるの地位に立つに至るべきは、國際法の法理論はいざ知らず、實際問題の政治的解釋として

は否定し難き所なり、現に清國が租借地を露英獨等に許したる如き實に之が適證なり、形勢斯如くなるを以て今日以後の殖民的活動は、殖民國の實力に起因する國家直接の活動に依る事多き又多言を要せずして明なり、何となれば世界強國の殖民地擴張の熱望日に旺盛にして、世界には殆んど無主未開の地の殖民的擴張の目的物たる者なしと雖も、尙半開又は老衰の小弱國は夥多に存在するを以てなり、知るべし、文明の美名の下、四海同胞主義の福音の蔭に、領土擴張國際競争の大慘劇は仕組まれつゝあるを、理想は現實の上に立て仰望すべし、吾人をして先づ立つべきの現實を知らしめよ、現實を知れる新興國の民豈現實の教ふる所に背いて可ならんや、舉國一致奮起して殖民的活動に従はん哉。

第八章 母國に於ける統治機關

國家が殖民的活動に關與するは、之に依つて政治上及經濟上の利益を收取せん事を目的とす、而して其所謂政治上、經濟上の利益なるものは、時勢の推移、殖民地の發達に伴つて其重を置く所を異にするは當然にして、從て母國に於ける殖民

母國に於ける
統治機關

行政を指揮督令する機關の組織も、其重を置かるゝ利害關係如何に依つて其形態位置を異にするは當然なり。

之を史に徴するに、通商上の利益を以て殖民的活動の根本的目的となしたる時代に於ては、殖民中央行政機關は商務省に並置せられたる事之を英國に見るを得べく、又佛國革命戰爭時代に於ては、國力の發動は一に軍事的行動に依りしを以て、英國の殖民中央行政は陸軍省の兼掌する所なりき、然り而して歐洲に於ける民族的國家の建設運動終り、新たに強大なる數勢力に文明國の地圖が分染せられ、國力の競合日に劇烈を加ふるに至り、弱小國又は未開地の分領進行して、世界の陸地は歐洲諸強國の活動の跡を印せざるなく、殖民的活動は政治的、經濟的、其他の利益に對する國際競争の全面を掩ふの今日に至つては、殖民地は國家の未來の生命の懸る所として全力を傾注して經營すべきものとなり、英佛の先進殖民國は已に獨立の殖民省を分立せしめて殖民統治に一貫の生命を與へ、母國に於ける殖民中央行政の他の機關に隸屬するを止めたり。近時に於ては獨逸の如き新進殖民國に於ても、其外務省の一局として帝國宰相に直屬する殖民局

を、一の獨立の殖民省に改造して、以て發達の途上に在る殖民統治の効果を收むるに遺漏なからん事を期すべしとの説、漸時勢力を有し、昨年に至り終に殖民省の獨立を見るに至れり。英國の殖民統治機關は、千六百七十二年より千六百七十七年の間、及千六百九十五年より千七百八十二年に至る間は、商業及殖民局の一部を成し、千七百四十八年以後は印度に關する政務をも管掌したり、而して千七百六十八年より千七百八十二年の間には、別に亞米利加又は殖民省の大臣あり、北米合衆國獨立の後、中央行政機關は一時内務省に屬し、千七百八十六年より千七百九十四年に至る間は、殖民中央行政は商業殖民委員會に委任せられ、千七百九十四年以後は新設の殖民省は陸軍省と同一大臣の管掌する所となり、事實上陸軍省の一部局たるに過ぎざりき。佛蘭西革命戰爭の後に至つては、此大臣は殖民大臣の名を以て呼ばるゝに至れり、蓋し英國の平和的發展は、自ら殖民事業に重を置かしむるに至れるが爲めなる可し、而してクリミヤ戰爭起るに至りて陸軍省の獨立を必要とし、從て殖民省も完全に分立を遂げ、今日の Colonial office を見るに至れり、英國に於ては此殖民省の外印度の爲めに一省ありて、印度

事務大臣に依つて母國に於ける印度の政務を管掌す、印度事務大臣は又印度の政務と共に、アデン、ペリム、ソコトラ等の政務を行ふ、尙外交關係の重要なものある勢力範圍に付ては、多くは外務省之が母國に於ける政務を執行し、海軍根據地貯炭所を設くる港灣等に在りては、軍事上の必要よりして、海軍省之が中央行政事務を管掌す。

佛國に於ては、殖民統治の爲めにする母國に於ける機關は、リシユリユの時代には外務省之に任じ、コルベールの時代には海軍省の管掌する所たりき、千八百五十八年に及んでアルジェリー其他の殖民地の爲めに獨立の中央官廳を設け、千八百六十年に至つて殖民中央行政は復び海軍省の管轄に歸し、後一時ガンベツタの大統領たりし時に、殖民中央行政機關として商務省中に殖民次官を置きたる事ありしも、千八百八十九年までは殖民地に關する政務は、主として海軍省の一部局に依つて管掌せられたりと云ふを得、千八百八十九年に至つて、商務省の殖民次官は殖民中央行政機關として專任せられ、大臣と同一地位に立つて母國に於ける殖民統治事務を擔任したり、斯の如くして千八百九十四年に至り、終

に完全なる獨立の殖民省設置せられ、佛國殖民地の統一的發達に對する政策の策源地は定まるを得たり、但しアルジェリーは千八百八十一年以來佛國の不可分領土に於ける州と同一に看做すの結果、其中央行政事務は殖民省に管掌さるる事なし、チユニスは被保護國にして、佛國は外務省をして同殖民地の中央行政事務を管行せしむ。

要するに母國に於ける殖民統治機關の位置及組織如何は、時の必要に依つて定まり、今日の如き時代に於ては、稍廣大なる殖民地を有する國に於ては、之を獨立の中央官廳とするは、其殖民地の發達に適する政策の遂行上、機宜に適せる事なりと云はざるを得ず、勿論軍事上の目的に出で、經營する殖民地は此限に在らず。

第九章 殖民地の統治組織

殖民地に於ける統治組織が殖民地と母國との距離、殖民地の氣候風土、其面積の大小及人口の組成分、文化の程度等の諸點の異同に従つて、其様式を異にするは

當然の事なり、同一國內に於ても中央行政と地方行政との分科行はるゝを以て今日普通の行政法なりとせば、複雑多様な殖民地の統治組織の單一にあらざるは毫も怪しむに足らざるなり。

殖民地統治の普通の發展を見るに、殖民創設に際しては多くは先づ軍政を布き、征服事業の完成と共に軍政は廢せられて、司法は行政と分離し、裁判の公平、人民の保護は漸く厚きを加へ、母國よりの移民の數増大して土民の文化の度を高うするに至つて、此に代議制若くは地方自治制は認許せられ、殖民地住民は自己の代表者によつて自己の利益を保護し、租税を議決し、豫算を決定し、法律の制定に參與し、更に殖民地の發達完全なるに及んでは、人民をして裁判の陪審官たるを得せしめ、言論、集會、結社の自由は充分に認められ、又多くの場合に於ては母國の負擔にして従て又母國の權力の根據たる軍事、財政の事にも關與せしむるに至る、之等の推移進歩の跡を見るに、殖民統治の最初の形式は直轄殖民にして、次で代議制を加味し、進んで自治殖民地の形式を取り、更らに分立的傾向と同化的傾向を示して、獨立の國家となる者あり、又は同化殖民となり了る者あり。

此如き殖民統治の發展は長年月を以て進行する者なり、今、ラインシュユ氏に依つてナタル殖民地の歴史を見るに、ナタルは當初は英國の勢力範圍にして、廣漠なる大陸の諸方に英國々旗の翻へるを見しのみ、唯二三の土民酋長等と保護の契約を結びたるに止りき、後ポリア人の此地域に據つて獨立國を建設せんとするや、英國人は忽ちにポリア人を屈服して之を希望峯殖民地の屬領とし、直轄政治を行へり、千八百四十五年に至つてナタル殖民地は、行政會議を率ゆる知事の擔任する獨立の行政區劃となり、後間もなく、即千八百四十八年に至つて立法會議設けらるゝを見たり、千八百五十六年ナタルが希望峯殖民地より全く獨立するや、立法會議は選舉による議員を加へ、而して千八百九十三年には責任内閣を有する完全なる自治殖民地たるに至れり、六十年間のナタルの歴史は實に斯如く多様な政治的發展の跡を吾人に示せり。

此如き變化に富める殖民地統治の全般に涉つて研究せんは、小冊子の固より能はざる所なり、特志の士は宜敷特に研究すべし、余の記述せんとするは其概梗に過す、而して前に殖民の種類の所にて述べし如く、勢力範圍は多様な觀念を含み

其状態一様ならざるを以て、便宜他種殖民と併せて説明し、之が爲めに特に項目を設けず、此に順次に論せんとするは、被保護國、直轄殖民地、代議制殖民地、自治殖民地、同化殖民地の五に付てなり。

尙此に附記せんとするは、特許會社に依る勢力範圍と呼ばるゝ地域に於ける委任統治なり、英領印度が英印度會社によつて統治されたる歴史は、已に前に略述したる如し、今日に於ても特許會社の委任に依る統治が行はるゝは、注意に値すと云ふべし、即、葡領東亞弗利加に於てはマニカ及ソブラ地方は千八百九十一年より五十年間モザンビック會社主權を委任され、ロブマ河ニヤツサ湖及ルリオ河地方はニヤツサ會社委任統治を爲す、又亞弗利加の伊太利殖民地ベナチルに於ては、以太利ベナチル貿易商會主權を委任せられて、千八百九十八年より五十年間統治權を行使す。

被保護國及被保護地

第一節 被保護國及被保護地

被保護國は保護國の存在を豫想す、後者は強大國にして其權力の下に弱小國を

チュニス王國

保護するなり、而して兩國間の保護關係は保護條約の内容に依つて定まるを例とするを以て、各保護國が凡ての關係に於て同一なりとは云ふ能はず、併し大體に於て被保護國は保護國に委ぬるに對外主權の行使を以てし、對外關係は或は直接に保護國の機關に依つて行はれ、或は保護國の監督指導の下に被保護國之を行ふ事あり、時としては被保護國の内政に關しても多少の制限を加ふる事あり、例へば兵力の指揮及制限の裁判管轄徵稅權の如き之なり。

今日に於ける被保護國の實例は少からず、例へば英國のザンジバルに於ける、佛のチュニス印度支那に於ける、米國のキューバに於ける、又實に日本の韓半島に於ける如く、諸殖民國は概ね被保護國を有せり。今之等被保護國の主なるものに付て少しく説明を試みんとす。

佛國の保護の下に在るチュニス王國は同國の模範的殖民地にして、現今の被保護國中の著明なるもの、一なり、チュニスは千八百八十一年五月二日のカスレル、サイドバルドーの條約及千八百八十三年のマルサの條約によつて佛國の被保護國となりたるものなり、佛國は此條約の結果として當然チュニスの外交に

干涉するに至れり、即佛國の代表官吏は統監としてチュニスに駐劄し、同國の外交關係を統轄し、外務大臣の地位に立てり、佛國外務省にチュニス事務局あり、佛國外務大臣は同時に駐佛チュニス國公使の地位に在り、部下に九名の長官を率ゐて兩國間及他外國との交渉事務を處理す、チュニスは外交官を外國に派遣する能はず、チュニス國臣民の外國に於ける利權は、佛國外交官に依つて保護せらる、チュニスは外國使臣を受くる事を得るも、之等使臣は直接にチュニス政府と交渉する能はず、必ず統監を通じ其關與を俟つて交渉するなり、チュニスは佛國の承認なくしては外國と條約を締結する能はず、斯如きを以てチュニスは殆んど其對外主權の全部を佛國に讓與したるものと云ふを得。

内政に關しては佛國のチュニスに於ける財政、司法、軍事に付て干涉するの權を有せり、即佛國軍隊は該國の各地方に駐屯するを得、佛國は千八百八十四年四月九日の法律によりて、チュニス國の債務を自己の負擔としたり、佛國は多くの法令を以てチュニスに於ける始審裁判所を組織し、治安裁判所を設けたり、かくして佛國は嘗てチュニスとの間に締結されたる降服條約の廢止を列國に計り、歐

洲列國の承認を得て同條約を廢止し、爾後漸次にチュニス國內に於ける自己の權力を擴張せり、佛國裁判官の管轄は外國人間の訴訟及外國人とチュニス人との間に起れる訴訟に及び、チュニス人間の訴訟に付てはチュニス裁判所之が管轄權を有す。

千八百九十六年より千八百九十七年に至る間に、佛國と奧太利、匈牙利、露西亞、瑞西、獨逸、白耳義、西班牙、丁抹、和蘭、瑞典、挪威、英國等と交換したる外交文書によつて、概括的に前諸國とチュニス王國との間に締結されたる諸條約は廢棄せられ、之に代ふるに佛國と之等諸國との間に存立する條約を以てし、佛國の外國條約の效力はチュニスにも及ぶこととなり、チュニスの關稅制度は一變せられ、チュニス駐在の外國領事も以前には過大の特權を有せしに反し、今日に於ては歐洲文明國駐在領事と同一の特權を有するに過ず。全チュニス王國は十三州二軍區一軍派遣區に分れ、州は知事行政長官にして佛人を以て任じ、屬僚はアラビヤ人を以て任じ、軍區派遣區は軍人行政長官の地位を占め、軍政を布く。斯如くしてチュニスは佛國の被保護國たり。佛領印度支那に於ては、交趾支那は佛國の代

東京、安南

議殖民地たりと云ふを可とすと雖も、東京、安南、カンボヂヤ等は皆被保護國の形式に於ける佛國殖民地なり。東京及安南に於ては、其佛國との保護關係は、千八百七十四年五月十五日の條約によつて設定せられたり、同條約に依つて安南政府は外交に關して全然佛國の指揮命令の下に在る事を承認したり、然れども、此條約は安南政府によつて充分に履行せられざりしかば、終に佛軍の遠征を見、千八百八十四年六月六日の條約を見るに至れり、然りと雖も、清國政府は依然安南の政治に干渉するを以て、充分佛國の満足する状態を得るに至らず、爲めに清國と佛國との交戦となり、清國敗戦して千八百八十五年七月六日天津の平和條約成立し、清國は全く安南より手を引き、佛國と安南間に締結されたる條約を尊重す可きことを約せり、斯くして安南は名實共に佛國の被保護國となれり。安南王は佛國の外交政策に隨從し、佛國外交官の中介に依らずんば外交關係に入る能はず、即安南王は對外主權の行使を失へる者なり、安南内政に關しては、王國は安南國王及其任命にかゝる官吏によつて統治さるゝも、佛國より派遣せられたる統監は、安南政府の諸行動に關して監督權を有するを以て、實際上内政に於て

も亦佛國の意思は充分に行はるゝものと云ふべし。

東京は一層密接に佛の保護の下に在り、同地官憲は全然佛國統監の指揮監督の下に行動し、徵稅、土木、郵便、電信等は皆佛國官吏の管掌する所にして、千八百九十年十月二十八日の命令に依つて同地に佛國裁判所設けらるゝに至れり。

カンボヂヤ

カンボヂヤは千八百六十三年八月十一日の條約によりて佛國の被保護國となりしも、佛國の保護權は充分に行はれざりしを以て、千八百八十四年七月十七日に新に保護條約を結びたり。佛國のカンボヂヤに於ける保護權の行使は一統監に委任せられ、カンボヂヤ國王は内治を統轄するも、其權力は空名に過ずして國王は實際上佛國が希望する行政、財政、商業、司法上の諸改革に服従せざる可からず、之カンボヂヤ國王の對内主權の行使の自由を反證する者なり。

キューバ

北米合衆國の保護權の下に在るキューバ共和國は、米西戦争の後千九百〇三年五月二十三日の條約によつて新設せられたるものにして、キューバは自己の獨立を危殆ならしむべき條約(例へば攻守同盟の條約の如き)を外國と締結する能はず、又自己の歳入に不相當なる外債を募集する能はず、北米合衆國はキューバ

マダガスカル

の國防の責に任じ、ビノ島に一の海軍貯炭所を設くるの權を有せり。
 マダガスカルは現今に於ては佛國の直轄殖民地たりとも雖も、千八百九十六年一月十八日に同島女王が佛國の領有を承認せし以前は、佛國の被保護國たりしなり、今兩國間に嘗て存在せし保護關係の如何なるものなりしかを見んが爲めに、千八百八十五年十二月十七日に兩國が締結せる保護條約を参照せん。同條約第一條、佛國政府は凡ての外交關係に於てマダガスカル政府を代表し、在外マダガスカル臣民は佛國外交官の保護の下に在り。第二條、佛國より派遣せる統監はマダガスカルの内政に干渉せざるも、其對外關係を指揮す。第三條、統監は女王に内謁するの權を有す。第四條、女王の官憲は佛人間及佛人と外國人との間に爭議に干渉する能はず、千八百九十一年四月七日の法律は、佛國人及佛國の保護の下にある人民の爲めに佛國裁判所を設け、佛國人とマダガスカル人間の訴訟は、一人のマダガスカル判事の陪席によつて統監の司法權の裁判する所たりと定む。第六條、佛國人はマダガスカルに於て居住及移轉の權を有し、商業の自由及永小作權の設定の特權を認めらる。第十一條、佛國共和國は國防に關して

英領印度に於ける被保護國

マダガスカル女王に援助を與ふる事を約す。之等條項の定むる所の外、外國が領事を派遣せんとせば、先づ佛國統監の認許を得ざる可からざる事等を定めたり、此千八百八十五年の保護條約は、最初に北米合衆國によつて承認せられ、後千八百九十年八月五日の英佛間及同年十一月十七日の獨佛間に交換されたる外交文書によつて承認せられたりき。
 英領印度に於ても、印度本部の周圍には多くの被保護國を設けたり、英國が印度を領有するに至りてより當初の間は、印度の國境にある小國の事に干渉せずして、多くの小國は各獨立國の形をなし、唯印度政府と共同防禦をなすに過ず、別に兩國の間に保護條約の成立を見ざりき、然れども印度が漸次進歩して強大を來すに及び、多少從屬的關係を設くるの有利なるを認むるに至り、印度政府は之等小蕃國に對して保護關係を樹立すると共に、之等諸國相互の間には隔離の政策を採りたり。斯くして印度政府は印度諸土民國の對外關係の指導者となり、其内政に關しては全然干渉する所なかりしを以て、諸國の蕃王は其社稷の安固なるに安んじて漸く内政の紊亂を招き、暴虐放逸度なく、國帑涸れ民衆困憊するに

至りしを以て、印度政府は終に廢位の制を設けて失政蕃王を君位より排除し、其國土を印度政府に收めたり、而してオード國蕃王の失政に基く廢位により、千八百五十七年の大反亂を惹起したるを以て、千八百五十八年には英國女王は布告を發して、將來印度諸蕃國の君主にして、大英帝國の保護の下にある以上は、其宗教上、社會上の諸制度は毫も干渉を、被る事無かるべきを明にしたり、爾來廢位の原則は明文を以て廢止せられたるにあらざるも、事實上用ゐられざるに至れり。かくて印度諸蕃國は英國の保護の下に安んじ、印度政府は各蕃王の下に一名の理事官を駐劄せしめ、蕃王は之を顧問となせり、英國人の氣質は制度其者に重を置くよりも、寧ろ制度に關與する人物に重を置く、殖民統治に於ても英國政府の先づ考料する所は、總督知事等の人物にあり、英國政府は之等行政官の知慮識見に信頼し、自由廣濶なる權限を與て、其手腕の伸張を得せしむるを常とす、印度諸蕃國に於ても其理事官は充分の經驗、知慮に基て、英國勢力の扶殖に努め、蕃王の尊嚴を維持して而かも施政方針を印度政府の政策に隨從せしむるを唯一の目的とせり。

此保護關係の下に於て印度諸蕃國が主權の行動に蒙る制限を略記せんに、諸蕃國は自己の利害關係に基て交戦又は敵對行爲を爲す能はず、又諸蕃國相互の間及外國との間に政治的に關係を發生せしむる能はず、理事官の承認なくしては英國臣民又は外國臣民と外債契約を爲す能はず、關稅及租稅は適當の限度を超ゆべからず、印度諸蕃國を通じて信教は全然自由たる可きも、大失政及人道蹂躪、公德背馳の行動は印度政府の干渉を招く事由たるべし、等は其主要なる點なり、此被保護蕃國の内政の廢頽に基て印度政府が干渉したるの例は二三あり、即ちニバル、パロダ、マイソレ等にして、失政内亂の理由に基き、一時印度政府の直轄政治の下に立ち、其内治は大に改善せらるゝを得たり。印度諸蕃王は獨立の交戦權なく、且國內に支持すべき兵數の制限を被るも、印度政府と共同の防備の爲めに兵を養ひ、一朝事あるに際しては印度政府を助くるの制度を設け、二十の蕃王は之が爲めに一萬八千の兵を備へ、印度政府は其訓練を指揮する爲めに將校を派せり。印度政府より諸蕃王の下に派遣せる理事官は、印度政府の政策に應じて多少の

勢力を其蕃國內政に及すことを得るも、印度政府は又領事裁判權、印度評議會法 (Indian Councils act) 及帝國代表者としての印度總督と君主間に締結されたる特殊の條約等により、直接に自己の政治的勢力を諸蕃國の内治に及すを得。領事裁判權に基く裁判管轄は、千八百九十年の英國々外裁判管轄法に依つて定まり、英國臣民及其財産に關する件、外國臣民及土民にして任意に英國裁判所に起訴したる件、及條約に依つて英國裁判所の管轄に屬する事を定めたる外國臣民に關する件は、印度蕃國に於ける英國裁判所の管轄する所たり、而して新設の被保護地に於ける諸外國の領事裁判權は、保護國即英國裁判所の管轄權に歸す。千八百六十一年の印度評議會法は、印度立法會議に與ふるに、英國女王と同盟せる諸國及印度諸蕃國內に駐在する印度政府の官吏に對する法律を制定するの權を以てし、後此權限は千八百六十五年の印度政府條例及千八百六十九年の印度評議會法によつて、印度各蕃國に在る印度政府の臣民たる土民及凡ての英國臣民に對する法律の制定權をも含むに至れり、然ども尙印度の保護の下に在る蕃國の臣民に對する立法權は之を有せず、從て英國裁判權は印度被保護國臣民

に及ぶ能はざるなり。

印度總督は評議會の贊助を得て、英國主權を代表し、被保護國蕃國君主と任意的協約を爲し、特定の規定に關する裁判管轄權を英國裁判所に歸屬せしむる事を得、即蕃國內に於ける鐵道電信業に關する訴訟事件の如し。斯如くして印度政府は被保護國たる諸蕃國內に勢力を擴張し、廣大なる印度の諸地方に散在する之等の被保護國は、印度政府直轄領内の土民の反亂に對し、外敵の侵入に對して大なる保障となり、各蕃王相互の野心を抑制するを得るの效果を生じたり。

アフガニスタンも亦被保護國の一にして、ラインシュ氏は國境被保護國の名を以て之を呼べり、印度政府は毎年百八十萬ルピーと軍器、彈藥とを供給し、アフガニスタン王を扶けて露國の南下及謀反に對して防備せしめ、之が報償として一外交官をカブールに派遣し、アフガニスタンの外交を指揮監督せしむ、但し内政は之に干渉せずして、國王の歡心を破らざらん事を期せり。

ラインシュ氏は又交通線被保護地なるものを擧げたり、其印度政府に屬する者としては、オーマン、ソコトラ、アデン、波斯灣政廳等とし、埃及も亦一の交通線被保

アフガニスタン
國境被保護國

交通線被保護地

護地なりと云へり、思ふに交通線被保護地の名稱は、殖民地と母國間、又は殖民地間との連絡を安全ならしむる目的を以て設定されたるの故に附せられたるものゝ如し。

埃及

埃及國の性質は甚だ複雑なるも、國際法上は該國は土耳其の從國にして、土耳其に從屬の關係を有す。併し千八百三十一年には埃及王の土國に對する反亂ありて、千八百四十年七月土耳其と埃、普、英、露諸國との條約によつて、埃及國王の權力は増大せられて、其從屬關係は稍弛緩したるも、國王イスマエル、パシヤは自由に國債を起すの權を濫用して外債を業起し、其額千八百七十八年に至りては九千萬磅に達し、苛税は人民に課せられ、官紀は萎微し、兵士の給料は支拂はれず、埃及の内政は全く廢頽するに至りしかば、其主たる債權者たる英佛兩國埃及に干渉するに至れり。イスマエル、パシヤは土耳其帝の詔勅に依つて退位し、其子チユーフキツク、パシヤ王位に即けり、此に於て埃及國の自主權は多少制限を加へられたり、即外債に關して制限を受け、平時の軍隊は其數一萬八千を超ゆる能はず、裝甲艦の建造には土耳其帝の許可を要し、主權の行使として埃及國王に與へ

られたる特權は之を他に讓與する能はず、領土は一部たりとも之を割讓するを許さず、而して埃及より土耳其に致すべき貢金は毎年七十五萬磅と定めたるも亦此千八百七十九年八月二日の土耳其皇帝の詔勅に依るものなり。英佛兩國は其債權者たる地位を利用して埃及の内政に干渉するに至りしが、千八百八十二年アラビ、パシヤが内亂を爲すに至り、英國軍が埃及を占領して内亂を鎮定したる以後、埃及の混合裁判所は設置せられ、英佛兩國によつて總監選任せられ、而して埃及の内治に外國官吏の干渉を被るに至りしが、千八百八十三年一月八日埃及王之を廢し、英國の推薦する財政顧問を以て總監に代へ、財政顧問官は一切の財政事務を審査監督するの權限を有す、而して陸軍も亦英國より派遣せる軍司令官の統率する所となれり。……斯の如くなるを以て埃及は現在に於てはマルテンス及ボンフキス博士等の云ふが如く、國際法上は土耳其の一從國たりと云はざるを得ず、併し政治論として實際上の勢力關係如何を見れば、埃及は土耳其の勢力の影響を被るよりも、寧ろ英國の權勢の動かす所たりと云ふの可なるを覺ゆ、之ラインシユ氏等が埃及を以て英國の被保護國なりと云ふ所以なり。埃

及より希望峯に至るまで亞弗利加を縦斷する交通線を有し、以て埃及が地中海上に有する形勝の地を利用し、歐洲、亞細亞、亞弗利加、濠洲等の諸殖民地の聯絡を安全にし、其統一を強固にせん事は英國の熱望にして、英國が孜孜として埃及に自己勢力を扶植せんとするの理由は實に此にあり、故に國際法上の形式論は暫く措き、政治的勢力の實際的方面より見て、埃及を以て英國の交通線被保護國なりとするラインシユ氏の見解も亦必しも不可なきが如し。

馬來半島に於ける英國の保護殖民地も亦被保護國の集合なり、ブラク、セラゴン、チグリ、センピラン、バハンク等は、一の條約の下に馬來聯邦を組織し、英國統監の指揮監督の下に在り、曾て馬來土民と支那移民との軋轢激烈を極め、諸國大に亂れしかば、ペラク國王先海峽殖民地知事サー、アンドリユー、クラークに請ふて英國保護の下に立たんとし、終に千八百七十四年のバンコール保護條約の成立を見、後他の諸國も各英國と保護條約を締結して其保護を受け、以て國內の秩序を整頓し、今日に於ては英國の好殖民地たるに至れり。上記の馬來半島の諸被保護國は、各一名の理事官を英國より派遣せられ、其外政の顧問とし、凡ての理事官

馬來半島に於ける被保護國

勢力範圍中の被保護國又は被保護地

は統監に隸屬して其訓令を受け、統監は英國の高等委員として其權限内の行爲に付て海峽殖民地知事に對し責任を負ふ。

吾人は又所謂勢力範圍なるもの、中に幾多の被保護地あるを見る、元來勢力範圍の觀念は精確なる者にあらざるは前已に之を述べたり、實際に於ては勢力範圍中殖民地との條約に基て、其保護の下に在る地域は、之を被保護國の分類に加へて、勢力範圍と云はるべきもの、意味を限定する事可なりと雖も、用語慣例の便に従て暫く勢力範圍中の被保護國又は被保護地を見んとす。所謂勢力範圍中、土人酋長と強國代表者との間に保護條約又は契約の締結ありて、之を基礎として勢力範圍の成立する事あり、又強國間に地圖上に其政治的自由行動の地域を限り、各關係強國が自己の勢力範圍内の地域に對して、部落酋長と保護條約を締結し、之を被保護地となす事あり、此場合に於ては勢力範圍は假設占有にあらずして、實質上の占有たり。カメルンの如きは獨逸の勢力範圍にして、千八百八十四年以來其被保護地たり、千八百八十四年には獨逸はバケイダの條約によつてトーゴ王と保護關係を結び、トーゴ地方を以て自己の被保護地となした

り、獨領ソロモン群島、マーシャル群島等も亦被保護地たり。英國の勢力範圍たる亞弗利加のソコトラの如きも千八百八十六年以來英國の被保護地たる勢力範圍なり、ズルランド亦然り。ライオンシュ氏の云へる如く、勢力範圍の觀念は裡面に於て保護關係の觀念を含む事多く、一旦一定の地域を以て自己の勢力範圍とし、爾餘の諸強國の勢力を排除する以上は、必然に其地域に自己の實力を及すに至る可きは明にして、其方法としては保護關係の設定は最簡易にして且便宜多き方法なり、勢力範圍の假設占有の状態を去つて直轄殖民地となすは、多くの場合に於て殖民地の望む所ならんも、一時的經過の方法として、土民酋長蕃王等と保護條約を締結し、以て其政治的勢力を樹立する最初の手段とする事利益多し、何となれば直轄政治は專制の意味を含み、從て土民の感情を害する虞多きに反し、保護關係の樹立に於ては、表面上は土民の勢力を認めて其自尊心を満足せしめ、土民の内政及宗教、社會上の諸慣習に干渉せざるを以て土民の安心を得せしめ、勢力國即殖民國は勞少くして比較的大なる實際上の効果を收むるを得るを以てなり、而して保護關係の設定が良好の結果を示す時は、被保護地の存在を

永續的のものとする事あり、此場合に於ては、殖民國が保護關係を設くる所以は、今日文明諸國が地方自治制を認めて以て行政法上の一原則とするに同じ、勢力範圍の地方的固有事務には干渉せず、未開異種族によつて占領せらるゝ地方に於て、殖民國移民の數が増加し能はざる場合には、土民の内政に干渉せざるは却て實力を維持するの便法たるを以て、被保護國又は被保護地の固有事務と認むる範圍は、文明國內の自治體の固有事務よりも遙かに廣大なるは自然の數なり。元來野蠻種族と締結したる保護條約の効力は疑問の存する所なるも、已に強國間に明確なる勢力範圍又は屬領と承認せられたる地域内に於ける被保護地に付ては、之を見るに國內關係を以てするを適當なりとす、亞弗利加に於ける諸國の被保護地の如き然り、ズルランドの如く、ナタル殖民地知事の監督の下に、一人の理事官を其主都エシヨールに送り、以て内政を指導し、外政に關しては全然自主權を有せざる被保護地あり、和蘭の殖民地たるジャバに於ては、和蘭政府はジャバ島を一體としては自治制を認めず、又代議制をも加味せずして直轄政治を布くと雖も、行政上の便宜よりして、土民の風俗慣習の保存を利益ありとして、殖民

ズルランド

ジャバ

地内治の多くの點に於て實際上保護關係を維持しつゝあり、即ジャバ土人の酋長等は其君主的地位と名譽とを維持し、爾餘の官吏は皆和蘭政府より俸給を得て全然同國政府の命令權に服せり、ジャバは二十二州に分かれ、各州概ね數人の酋長ありて、酋長は和蘭政府の理事官の指揮の下に統治す、和蘭の殖民地たる馬來群島も亦同様の方法によつて統治せらる、此の如き統治方法は直轄行政の内部的變態と見るも可なり、土民懷柔策を採つて實際上の殖民的活動の目的を達せんとせば、此如き被保護地の設定も亦必要なる便法なりと云はざるを得ず、和蘭政府の採れる政策としては、土民の進歩を以て殖民政策上危害ありとし、土民間に固有の風俗慣習を保存せしむるに止らず、進んで土民をして歐洲文明に接觸せしめず、蘭語教育を一般人民に與へずして、其服裝慣習等は固有のもの以外に出づるを許さざるなり、之殖民地の地理上の状態が和蘭國よりの移民増大する能はず、爲めに自由に放任して自己の勢力を擴張する能はざるを以て、一面保護關係の樹立によつて寛大の態度を示し、以て土民の感情を和げ、他の一面に於て和蘭政府への服從關係を破る程に土民の發達せざる事を期せり、和蘭政府の

被保護國の運命

蠻民に對する保護關係は實に猾智を極めたる者なり。
 國內關係に過ぎずと認むべき被保護地に付ては特に詳論するの要なし、余は國際條約の結果として設定されたる被保護國に付て少しく論評を試みん。
 ホンフイス氏は其國際法汎論に記して曰く、保護關係の設定は將來の併合に向つて一步を進むるものなり、即征服の一次的停止たるに止り、單に被保護國の主權の行動に關する權利の些少の變更に止る事は殆んど稀なり、(Frequently, l'état d'un protectorat n'est qu'un acheminement vers une annexion future, la Suspension momentanée d'un conquête. Il est rare que la protectorat n'entraîne qu'une faible altération des droits de souveraineté de l'Etat protégé.)
 佛國の殖民地たるチュニス王國の如きは、前掲の如く國際法上の保護關係の下に在りと雖も、政治的實質的の觀察に依れば、今日のチュニス王國は一の獨立の國家と見る可からず、全く佛國の屬領たる殖民地と見るを適當なりとす、曾て佛國の被保護國たりしマダガスカルMadagascarの如きは、今日は全く佛國の直轄殖民地なり、即千八百八十五年十月十七日の保護條約がマダガスカル政府に尊重せられざ

るや、千八百九十四年十一月に至り、佛國政府はマダガスカル女王に要求するに、千八百八十五年の保護條約遵奉の擔保を以てし、其容るゝ所とならざりしを以て、千八百九十五年九月三十日首都タナ、リブは佛國遠征軍の陥るゝ所となり、終にマ島女王をして復び佛國の保護權に服する事を條約に依つて承認せしめたり、然れども佛國の輿論は此條約を以て満足せず、爲めに佛國政府は千八百九十五年十二月二十七日に至り、マダガスカルを以て全然佛國の屬領なりと宣言し、マダガスカル女王も已むなく千八百九十六年一月十八日に其領土權の佛國に歸すべきを承認し、斯くて佛國の被保護國たりしマダガスカルは、今や全く佛國の領土主權の下に在る一直轄殖民地たるに終れり。

讀者の記憶に新なるトランスヴァールの歴史も亦明白に被保護國の運命を語る者なり、トランスヴァール共和國時代に於ては、英國との間に千八百八十四年八月三日のプレトリヤ條約及千八百八十四年二月二十七日の倫敦條約ありて、兩國間に保護關係を樹立したり、(但し後の條約に於ては杜國が被る制限は甚だ些少なり、即トランスヴァール政府とオレンジ自由國を除く他の諸外國及土民

との間に締結せられたる條約に對する英國の拒否權を認め、條約批准の日より六箇月間英國政府は拒否權を留保し、之によつて杜國政府の外交を監督したり、トランスヴァール國が英國の保護によつて被る制限は些少なりと雖も、英國の政治的勢力の基礎となり、延て杜國の内政に關してまでも英國は種々の干涉の言質を有するに至れり、爾來幾波瀾を経てトランスヴァール共和國の名は史上の空名に過ぎるに至り、今日に於ては全く英國の屬領となり了れり。

佛國は曾て大洋洲中の一島なるタイチ島及其屬島を以て被保護國としたるが、千八百八十年十月三十日の法律はタイチ島及其屬領を以て純然たる佛國の殖民地と宣言し、其保護關係の消滅を明かにしたり。

思ふに未開人の部落と殖民國間に締結されたる保護條約の效力は云ふを俟たず、主權國が其權能に基て締結したる保護條約の場合に於ても共に其保護關係は一時的現象又は形式的態様にして、實質上又は實質形式共に將來の保護國の權力の増進を豫想す、即殖民國は被保護國及被保護地の設定によつて殖民政策の大成を期し得べきを以て殖民的活動を試みんとする者は大に注意せざる可

からず、殊に今日の如く世界の地圖は諸強國によつて分割せられ、未開野蠻民の占據する地方にして殖民國の領有に歸すべきもの殆ど無きに至つては、弱小國に對して保護關係を樹立し、以て將來の殖民地たらしむる根據とするは、大に必要なる事なり、國際條約に基て被保護國となれるものありては、國家としての結合は充分強固にして、或は獨立の國家として存在する事可能ならんも、保護國は當然又は自然の權力の行使として、其外政及軍事等を指揮監督し、時としては其内治をも自己に適當なる政策に據らしむるを以て、終には獨立するの機會無く、日を追ふて其國性を失ひ、保護國即殖民國の一殖民地と化成し、國家的資格を發見する能はざるに至る、印度に於ける英國の諸被保護國、佛國の被保護國たる安南、東京、カンボチャ、英國の海峽殖民地を始め、佛領チユニス、獨領トーゴ、其他の諸被保護國及被保護地は、皆形式に於ては、被保護國、被保護地たりと雖も、實質上は保護國の領土主權は充分に認められ、又は認められんとしつゝあり、此に於てカボンフェイス氏が被保護國を以て間接不完全の領土の併合なりとし、又陰然の併合なりと云へる、實に眞理たるを失はざるなり、殖民國たる者、大に注意せず

して可ならんや。
韓國の事に關しては後に論ずる所あるべし。

直轄殖民地

第二節 直轄殖民地

殖民地統治に於ける直轄主義は、新大陸發見當時より佛國革命に至るまで、歐洲諸殖民國の採る所なりしも、十八世紀末より歐洲の思想界を風靡せる自由平等親愛の思想は、稍もすれば極端なる壓制制度に陥り易き直轄主義を否認するに至らしめき、而して北米合衆國の獨立を始め、各殖民地に於ける革命獨立の運動の蜂起となり、南米に於ける西班牙殖民地は殆んど獨立するに至れり。

直轄統治の下に於ても内部關係として殖民地土民等と保護條約を結ぶ事あり、即前に例示せる蘭領東印度殖民地の如し、故に直轄の觀念は必しも國內關係を以て見るべき保護の觀念と矛盾するものにあらず、大體に於て見るに直轄殖民の最大なる特徴は、殖民地に於ける主權的行動に對し、殖民地人民の參政權は公認せらるゝ事なく、母國議會又は母國官憲及其下に隸屬する殖民地官吏が立法